

平成28年度 統計法施行状況報告

平成29年6月27日

総務省

政 策 統 括 官
(統 計 基 準 担 当)

はじめに

「平成28年度 統計法施行状況報告」は、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第55条第2項の規定に基づき、平成28年度中の法の施行状況に關し、各府省等の報告を総務省において取りまとめ、その概要を記述したものであり、インターネット等を通じて公表するとともに、統計委員会に報告するものである。

平成29年度は、法第4条の規定に基づき、統計委員会において、30年度以降の期間に係る「公的統計の整備に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）の策定に向けた審議が行われる。この審議の充実に資するため、28年度の施行状況の報告については、現行基本計画に関連する事項を先行して取りまとめて統計委員会に速やかに報告することとした。また、その他の報告事項として、公的統計の作成状況、精度向上の取組状況等については、取りまとまり次第、報告することとした。

この報告書は、このような手順によって取りまとめられたものであり、平成29年5月30日の統計委員会に報告した内容に、公的統計の作成状況、調査票情報等の利用及び提供状況等を加え、統計委員会に改めて報告するものである。なお、精度向上の取組状況については、本年の秋頃に取りまとめて報告する予定である。

構成については、「本編」、「別編」及び「資料編」の3編構成とし、各編の内容は以下のとおりである。

本編： 基本計画の推進状況、公的統計の作成状況、調査票情報等の利用及び提供状況など、法の施行状況を条文ごとに概括したもの

別編： 基本計画に掲載された個々の施策の進捗状況について各府省の報告を取りまとめたもの

資料編： 「本編」に加え、法の施行状況を概観する上で参考となる資料を掲載したもの

目 次

【本編】	5
I 基本計画	6
1 基本計画.....	6
(1) 基本計画に関する法施行状況報告.....	6
(2) 第Ⅱ期基本計画の概要.....	7
2 取組状況.....	7
(1) 全体の状況.....	7
(2) 平成28年度の主な取組実績.....	8
II 公的統計の作成	10
1 基幹統計.....	10
(1) 基幹統計の指定、変更等の状況.....	10
(2) 法定の基幹統計の状況.....	11
(3) 基幹統計調査の実施又は変更等の承認状況.....	12
(4) 統計調査以外の方法により作成する基幹統計に関する通知の状況.....	12
(5) 基幹統計調査の実施状況.....	13
(6) 基幹統計の公表の状況.....	14
2 一般統計調査.....	15
(1) 一般統計調査の実施又は変更等の承認状況.....	15
(2) 一般統計調査の実施状況.....	15
(3) 一般統計調査の結果の公表の状況.....	16
3 政令で定める地方公共団体が行う統計調査.....	17
(1) 政令で定める地方公共団体が行う統計調査の届出状況.....	17
(2) 政令で定める地方公共団体が行う統計調査の実施状況.....	17
4 届出独立行政法人等が行う統計調査.....	17
5 事業所母集団データベース.....	18
(1) 事業所母集団データベースの整備及び情報の利用状況.....	18
(2) 重複是正及び調査履歴登録の実施状況.....	18
6 統計基準の設定.....	19
7 法に基づく協力要請.....	20
(1) 国の行政機関に対する行政記録情報の提供の要請状況.....	20
(2) 国の行政機関に対する調査、報告その他の協力の要請状況.....	20
(3) 地方公共団体及びその他の関係者に対する協力の要請状況.....	20
(4) 総務大臣が行う協力の要請状況.....	20
8 平成28年熊本地震関係.....	20
(1) 平成28年熊本地震への対応状況.....	21

(2) 平成28年熊本地震に係る統計データの提供	22
III 調査票情報等の利用及び提供	23
1 調査票情報の二次利用	23
2 調査票情報の提供	23
3 委託による統計の作成等の実施	24
4 匿名データの作成及び提供	25
5 調査票情報等の適正管理のための措置	26
IV 統計委員会	27
1 統計委員会及び部会の開催実績等	27
V その他	29
1 統計情報の提供 (e-Statの取組等)	29
2 罰則等	30
3 統計改革の動向	30
(1) 統計改革推進会議の開催	30
(2) 統計改革推進会議における検討状況	30
【別編】	31
[基本計画 事項別推進状況]	
「第1 施策展開に当たっての基本的な視点及び方針」関係	32
「第2 公的統計の整備に関する事項」関係	32
「第3 公的統計の整備に必要な事項」関係	80
「第4 基本計画の推進」関係	106
【資料編】	111
[統計法関連]	
資料1 統計法の概要	113
[基本計画関連]	
資料2 「公的統計の整備に関する基本的な計画」概要	115
資料3 「公的統計の整備に関する基本的な計画」の推進体制	118
資料4 オンライン調査の推進に係る各府省の検討状況又は進捗状況	119
資料5 統計職員等の人材の育成・確保の状況	122
資料6 統計関連業務における民間委託の状況	124
[公的統計の作成関連]	
資料7 基幹統計調査の承認一覧	126
資料8 統計委員会における諮問・答申実績	127

資料9	基幹統計調査の年度別承認件数	128
資料10	基幹統計の公表までの期間	129
資料11	一般統計調査の承認一覧	130
資料12	一般統計調査の年度別承認件数	133
資料13	一般統計調査の結果の公表までの期間	134
資料14	都道府県別統計調査の届出件数、実施件数、中止件数	136
資料15	指定都市別統計調査の届出件数、実施件数、中止件数	136
資料16	平成二十八年熊本地震による災害への対応について	137
資料17	平成二十八年熊本地震による災害への対応について（通知）	139
資料18	熊本地震への対応について	140
[調査票情報等の利用及び提供関連]		
資料19	法第32条の規定に基づく調査票情報の二次利用（実績）	141
資料20	法第33条の規定に基づく調査票情報の提供（実績）	144
資料21	「調査票情報の二次利用及び提供」の活用事例	146
資料22	オーダーメード集計及び匿名データの利用可能な統計調査	149
資料23	オーダーメード集計及び匿名データの提供（実績）	150
[統計委員会関連]		
資料24	統計委員会委員名簿	152
資料25	統計委員会臨時委員名簿	152
資料26	統計委員会専門委員名簿	153
資料27	統計委員会開催状況（第97回～第107回）	154
資料28	統計委員会が軽微な事項と認めるもの	156
[その他関連]		
資料29	国連アジア太平洋統計研修所 1970年からの研修事業参加者数	157
資料30	政府統計の総合窓口（e-Stat）について	160
資料31	政府統計共同利用システムについて	161
資料32	統計法遵守に係る各府省等所管の統計調査等一斉点検の結果について	162
資料33	統計改革推進会議等の開催実績	167

【本 編】

I 基本計画

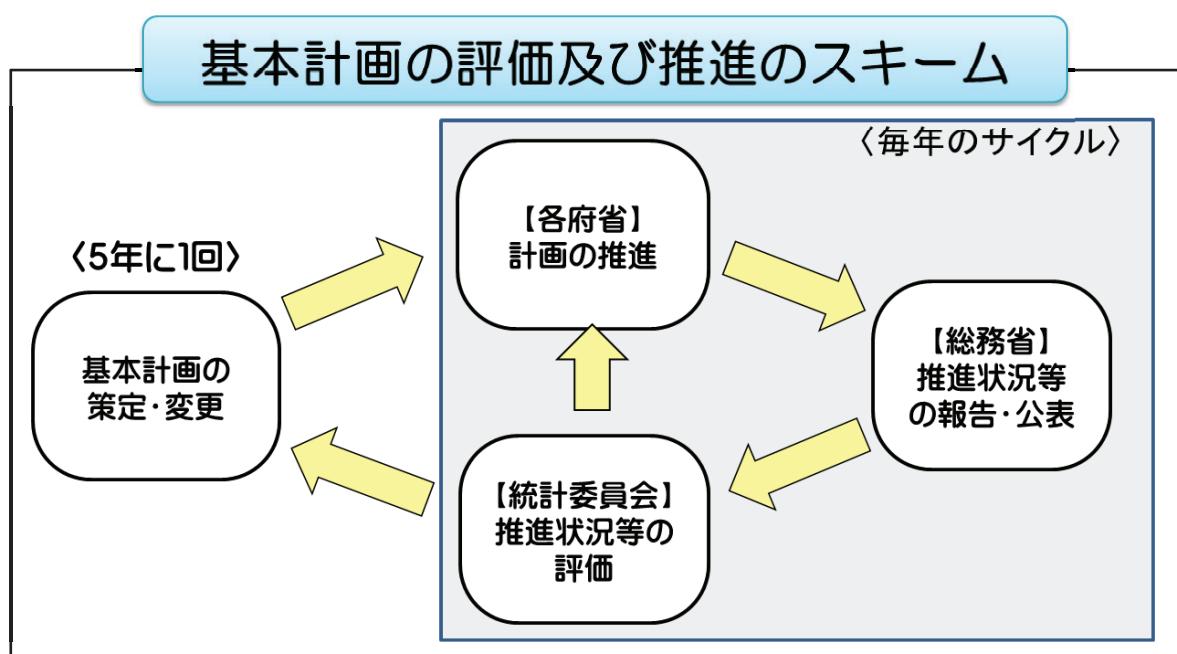
1 基本計画

(1) 基本計画に関する法施行状況報告

法第4条第1項において、政府は、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本計画を定めなければならないと規定されている。

この基本計画については、法第4条第6項において、統計をめぐる社会経済情勢の変化を勘案し、及び公的統計の整備に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年ごとに変更することが定められているが、この「効果に関する評価」は、法第55条の規定に基づく総務大臣による法施行状況報告に対する統計委員会の審議によって実施される。このため、総務大臣は、毎年度、法施行状況報告を取りまとめ、公表するとともに、統計委員会へ報告することとされている。

第I期基本計画（計画期間：平成21年度から25年度まで）は、平成21年3月に閣議決定されたが、その後、毎年度の法施行状況報告による評価を経て、第I期基本計画を変更した計画として、第II期基本計画（計画期間：平成26年度から30年度まで）が、26年3月に閣議決定された。



(2) 第Ⅱ期基本計画の概要

第Ⅱ期基本計画（以下の記述において、単に「基本計画」という場合は、第Ⅱ期基本計画を指す。）は、公的統計の整備に関する基本的な方針や取組の方向性、継続的な取組事項等を示した「本文」と、平成26年度からおむね5年間に各府省が講すべき具体的な措置、方策、実施時期等を定めた「別表」で構成されており、別表には、国民経済計算の整備などの「公的統計の整備に関する事項」とオンライン調査の推進などの「公的統計の整備に必要な事項」が計107事項掲載されている。

2 取組状況

(1) 全体の状況

平成28年度は、基本計画の進捗状況を一層的確に把握するため、基本計画別表に掲げられた107事項について、各府省から自己評価を含む取組実績の報告を受けることとした。

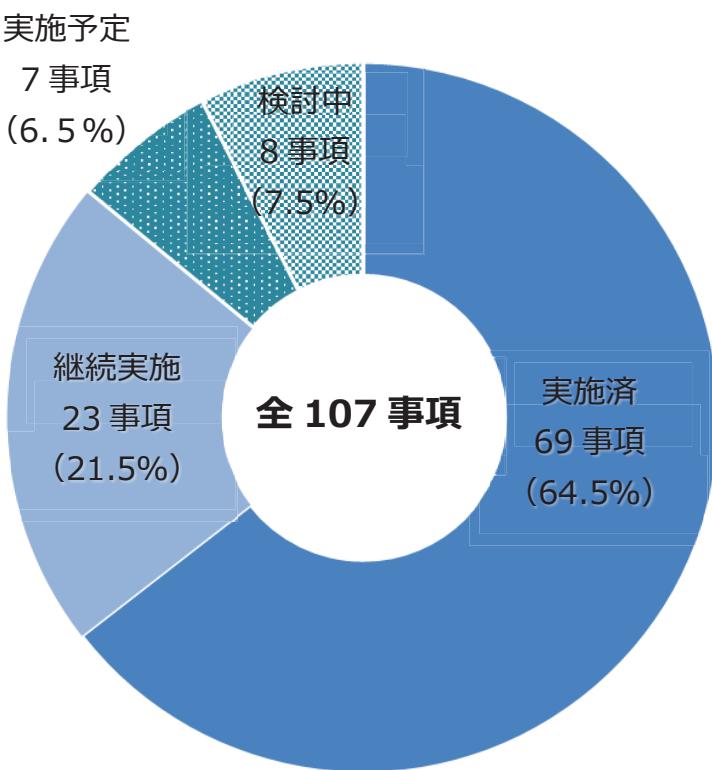
その内容をみると、平成28年度末までに実施済みの事項（実施済）は69事項（107事項のうち64.5%）、毎年度継続的な取組が必要な事項（継続実施）は23事項（同21.5%）となっており、実施済と継続実施を合わせると92事項（同86.0%）となっている。

また、平成28年度末までには実施に至らなかったものの、29年度末までに実施予定の事項（実施予定）は7事項（同6.5%）となっており、29年度末までに99事項（同92.5%）の進捗が見込まれる。

一方、平成29年度以降も引き続き検討が必要な事項（検討中）は8事項（同7.5%）となっている。

なお、今回の報告において、これまでの検討の結果、基本計画に沿った措置の実施が困難な事項及び平成29年度までに実施することは困難なもの、30年以降度以降に実施できる可能性がある事項はなかった。

図 基本計画別表107事項の進捗状況（平成28年度）



注1) 進捗状況は、各府省からの報告による。

2) 一つの事項の中で、複数の取組が求められており、取組によって進捗状況が異なる場合は、進捗度合いが最も高い区分に整理（実施済69事項のうち、実施済及び継続実施が2事項、実施済及び実施予定が4事項、実施済及び検討中が2事項）

（2）平成28年度の主な取組実績

基本計画別表記載事項に関する各府省の個別の取組実績のうち、主なものは、下表のとおりである。

なお、平成28年度における全事項の取組実績については、別編「基本計画 事項別推進状況」に掲載している。

表1 平成28年度における各府省の主な取組実績

基本計画の概要	主な取組実績
【国民経済計算の整備】 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 2008 S N Aについて可能な限り早期に対応するため、改定の是非や可能性を検討し、改定項目に優先順位を付した上で、移行を進める。 	⇒ 国民経済計算の平成23年基準改定において、研究開発（R & D）や防衛装備品の資本化、企業年金受給権の発生ベースでの記録の徹底といった2008 S N Aへの対応を行った。<内閣府>
【産業関連統計の体系的整備】 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 経済センサス・活動調査及び関連する大規模統計調査の役割分担等についての新たな枠組みの構築に向けて検討し、結論を得る。 	⇒ 新たな経済センサス・基礎調査、新たなサービス産業の調査、新たな商業統計調査及び工業統計調査の結果を基に経済センサス・活動調査の中間年の経済構造統計の作成・提供に着手する等とした最終的な検討結果を取りまとめた。<総務省、関係府省>
【交通に関する統計の整備】 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 自動車における燃料消費量を把握する統計の精度向上に取り組む。 	⇒ 自動車燃料消費量調査について、新たに月間総燃料消費量について目標精度を設定した標本設計により、調査を実施した。<国土交通省>
【人口・社会、労働関連統計の整備】 <ul style="list-style-type: none"> ◇ I L Oにおける就業・失業等に関する国際基準の見直しや今後の実務マニュアルの検討状況を踏まえ、国際基準に可能な限り対応した統計の作成及び提供に努める。 	⇒ I L Oにおける就業・失業等に関する国際基準の見直しへの対応について、労働力調査の変更計画案を策定し、国際基準に可能な限り対応した新たな指標を作成することとした（平成30年1月の調査から適用）。<総務省>
【統計リソースの確保及び有効活用】 <ul style="list-style-type: none"> ◇ より的確な民間事業者の活用を図るため、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」に、プロセス保証の考え方を導入する方向で検討する。 	⇒ 「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」に、プロセス保証（統計調査の実施過程に係る質の評価）の考え方を導入する方針を決定し、民間の調査事業者・団体からの改定案に対する意見等も踏まえ、当該ガイドラインを改定した。<総務省、各府省>

II 公的統計の作成

1 基幹統計

(1) 基幹統計の指定、変更等の状況

法第2条第4項の規定では、国の行政機関が作成する統計のうち、

- ・ 国勢統計（国勢調査により作成される統計）
- ・ 国民経済計算
- ・ 政策上特に重要な統計、民間で広く利用されると見込まれる統計又は国際条約等において作成が求められている統計等として、総務大臣が指定した統計

を基幹統計としており、平成28年度末現在において、基幹統計の総数は、56統計となっている（表2参照）。

表2 基幹統計一覧（平成28年度末現在）

内閣府<1統計>	農林水産省<7統計>
国民経済計算	農林業構造統計 牛乳乳製品統計 作物統計 海面漁業生産統計 漁業構造統計 木材統計 農業経営統計
総務省<12統計>	経済産業省<10統計>
国勢統計 住宅・土地統計 労働力統計 小売物価統計 家計統計 個人企業経済統計 科学技術研究統計 地方公務員給与実態統計 就業構造基本統計 全国消費実態統計 社会生活基本統計 人口推計	工業統計 経済産業省生産動態統計 商業統計 ガス事業生産動態統計 石油製品需給動態統計 商業動態統計 特定サービス産業実態統計 経済産業省特定業種石油等消費統計 経済産業省企業活動基本統計 鉱工業指数
財務省<2統計>	国土交通省<9統計>
法人企業統計 民間給与実態統計	港湾統計 造船造機統計 建築着工統計 鉄道車両等生産動態統計 建設工事統計 船員労働統計 自動車輸送統計 内航船舶輸送統計 法人土地・建物基本統計
文部科学省<4統計>	総務省及び経済産業省<1統計>
学校基本統計 学校保健統計 学校教員統計 社会教育統計	経済構造統計
厚生労働省<9統計>	内閣府、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省<1統計>
人口動態統計 毎月勤労統計 薬事工業生産動態統計 医療施設統計 患者統計 賃金構造基本統計 国民生活基礎統計 生命表 社会保障費用統計	産業連関表
<合計 56統計（平成27年度末 55統計）>	

注) 人口推計は、平成28年10月18日に基幹統計として指定された。なお、この指定は平成29年度に公表するものから効力を生じることとしている。

法第7条においては、基幹統計の指定をしようとするとき又は指定の変更若しくは解除しようとするときは、統計委員会の意見を聴かなければならぬと規定されており、平成28年度の統計委員会における諮問・答申の実績は、資料8のとおりである。

平成28年度に、同条第2項の規定に基づく基幹統計の指定をしたものは、人口推計である（表3参照）。

また、平成28年度に、同条第3項の規定に基づく指定の変更若しくは解除を行ったものはない。

表3 指定・変更・解除を行った基幹統計（平成28年度）

基幹統計	指定・変更・解除の別	内容
人口推計	指定	5年ごとに作成する国勢統計の間の人口の状態を明らかにすることを目的として指定。

（2）法定の基幹統計の状況

① 国勢統計

法第5条第2項において、総務大臣は、国勢調査を10年ごとに行い、国勢統計を作成しなければならないと規定されている。ただし、当該国勢調査を行った年から5年目に当たる年には簡易な方法による国勢調査を実施し、国勢統計を作成することとされている。

総務省は、平成27年10月1日を基準日として国勢調査を実施し、平成28年度は、28年6月29日に「抽出速報集計結果」、28年10月26日に「人口等基本集計結果」、29年1月27日に「移動人口の男女・年齢等集計結果」、29年1月27日に「小地域集計結果（人口等基本集計に関する集計）」を公表した。

② 国民経済計算

法第6条第1項において、内閣総理大臣は、国際連合の定める国民経済計算の体系に関する基準に準拠し、国民経済計算の作成基準を定め、これに基づき、毎年少なくとも一回、国民経済計算を作成しなければならないと規定されている。

また、同条第2項では、作成基準を定めようとするとき又は変更しようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならぬと規定され、同条第3項では、作成基準を定めたとき又は変更したときは、これを公示しなければならないと規定されている。

平成28年度に、内閣府は、「平成27年度国民経済計算年次推計」を作成・公表するとともに、四半期1次速報及び2次速報をそれぞれ4回、作成・公表した。

(3) 基幹統計調査の実施又は変更等の承認状況

法第2条第5項では、国の行政機関、地方公共団体又は独立行政法人等が統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し事実の報告を求めるにより行う調査を統計調査と定義し、同条第6項では、基幹統計の作成を目的とする統計調査を基幹統計調査と定義している。

また、法第9条又は第11条では、国の行政機関の長は、基幹統計調査を実施する場合又は基幹統計調査を変更し、若しくは中止する場合は、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならないとされており、総務大臣は、承認の申請があったときは、統計委員会が軽微な事項と認めるもの（資料28参照）を除き、同委員会の意見を聴かなければならぬと規定されている。

平成28年度末現在、基幹統計の総数56のうち、統計調査以外の方法により作成する基幹統計（加工統計）は6統計（国民経済計算、産業連関表、生命表、社会保障費用統計、鉱工業指数及び人口推計）であり、残りの50統計は統計調査により作成する基幹統計（調査統計）である。なお、調査統計のうち、経済構造統計を作成するための統計調査は、「経済センサス - 基礎調査」及び「経済センサス - 活動調査」の2調査があるため、基幹統計調査の総数は51となる。

平成28年度に、基幹統計調査の実施又は変更若しくは中止の承認申請が行われた件数は25件であり、承認に当たり統計委員会に諮問を行ったものは14件、総務大臣が承認を行ったものは24件となっている（表4参照）。

表4 基幹統計調査の申請件数等（平成28年度）

府省名	総務大臣への 申請件数	うち統計委員会 への諮問件数	総務大臣の承認件数
総務省	7	5	7
財務省	0	0	0
文部科学省	2	0	2
厚生労働省	6	3	6
農林水産省	3	3	3
経済産業省	6<1>	3<1>	5
国土交通省	0	0	0
総務省・経済産業省	1	0	1
合計	25<1>	14<1>	24
（参考） 平成27年度の実績	23	9	24《1》

注1) 「総務大臣への申請件数」及び「うち統計委員会への諮問件数」の<>の数値は、28年度に承認申請が行われ、諮問が行われたが、28年度末までに承認に至らなかつた「経済産業省企業活動基本調査」が該当する（内数）。

注2) （参考）平成27年度の実績における「総務大臣の承認件数」の《 》の数値は、平成26年度に承認申請が行われ、27年度中に承認が行われた「経済センサス - 活動調査」が該当する（内数）。

(4) 統計調査以外の方法により作成する基幹統計に関する通知の状況

平成28年度末現在、統計調査以外の方法により作成する基幹統計（加工統計）は、国民経済計算、産業連関表、生命表、社会保障費用統計、鉱工

業指数及び人口推計の6統計である。

法第26条第1項において、国の行政機関の長は、統計調査以外の方法により基幹統計を作成する場合又はその作成方法を変更する場合には、その作成方法について、あらかじめ、総務大臣に通知をしなければならないと規定され、同条第2項及び第3項では、総務大臣は、当該通知のあった基幹統計の作成方法を改善する必要があると認める場合には、統計委員会の意見を聴いた上で当該行政機関の長に対して意見を述べることができると規定されている。

平成28年度に、総務大臣に対して統計調査以外の方法による基幹統計の作成方法の通知が行われたものは、社会保障費用統計、国民経済計算、人口推計及び鉱工業指数の4件となっている。

(5) 基幹統計調査の実施状況

平成28年度に実施された基幹統計調査は、37件となっている。

このうち、おおむね1年以下の周期（毎月、毎四半期、毎年など）で行われる調査（経常調査）は34件、それ以外の周期（2年に1回、1回限りなど）で行われる調査（周期調査等）は3件となっている。

また、法第14条において、国の行政機関の長は、基幹統計調査の実施のため必要がある場合には、統計調査員を置くことができると規定され、法第15条で、国の行政機関の長は、当該基幹統計調査の報告を求められた者に対し、立入検査等ができると規定されている。また、法第16条で、基幹統計調査に関する事務の一部は、地方公共団体の長又は教育委員会を含が行うこととするとできると規定されている。

平成28年度に実施された37件の基幹統計調査のうち、統計調査員により調査を実施しているものは17件、立入検査等に係る手続を規定しているものは12件、基幹統計調査に関する事務の一部を地方公共団体の長又は教育委員会が行うこととしているものは19件となっている（表5参照）。

表5 基幹統計調査の実施件数等 (平成28年度)

府省名	基幹統計調査の実施件数					
	うち 周期 調査 等	うち 経常 調査	うち法第14条 に定める統計 調査員により 実施している 調査	うち法第15条の 規定に基づき、 立入検査等に係 る手続を規定し ている調査	うち法第16条の規 定に基づき、地方 公共団体の長又は 教育委員会が事務 の一部を行うこと としている調査	
総務省	6	1	5	5	0	5
財務省	2	0	2	0	1	0
文部科学省	3	1	2	0	1	3
厚生労働省	6	0	6	4	3	5
農林水産省	5	0	5	4	5	0
経済産業省	6	0	6	2	0	2
国土交通省	8	0	8	1	2	3
総務省・経済産業省	1	1	0	1	0	1
合計	37	3	34	17	12	19
(参考) 平成27年度の実績	38	3	35	17	14	19

(6) 基幹統計の公表の状況

法第8条第1項において、国の行政機関の長は、基幹統計を作成したときは、当該基幹統計をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないと規定されている。

平成28年度に、国の行政機関が第一報の公表を行った基幹統計は、40件となっている（表6参照）。これらの基幹統計のうち、経常調査により作成された35件について、各調査の調査期間終了後から第一報公表までの期間は平均57日である（資料10参照）。

表6 公表を行った基幹統計の件数 (平成28年度)

府省等名	公表を行った基幹統計の件数			
	うち統計調査以外の方 法により作成された基 幹統計の公表件数	うち統計調査により作成された基幹統計の公表件数	うち周期調査等により作 成された基幹統計	うち経常調査により作成 された基幹統計
内閣府	1	1	0	0
総務省	5	0	0	5
財務省	2	0	0	2
文部科学省	3	0	1	2
厚生労働省	8	2	0	6
農林水産省	5	0	0	5
経済産業省	8	1	0	7
国土交通省	8	0	0	8
合計	40	4	1	35
(参考) 平成27年度の実績	46	4	6	36

注1) 平成28年度に第一報の公表を行った基幹統計を計上している。

注2) 平成28年度に統計調査以外の方法により作成・公表された基幹統計は、国民経済計算（内閣府）、生命表（厚生労働省）、社会保障費用統計（厚生労働省）及び鉱工業指数（経済産業省）である。

2 一般統計調査

(1) 一般統計調査の実施又は変更等の承認状況

法第2条第7項においては、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外の統計調査を一般統計調査と定義し、法第19条又は第21条第1項においては、国の行政機関の長が新たな一般統計調査を実施する場合又は従前から行われている一般統計調査を変更（総務省令で定める軽微な変更を除く。）する場合は、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならぬと規定されている。

また、法第21条第3項においては、一般統計調査を中止する場合、当該調査を実施する国の行政機関の長は、あらかじめ、総務大臣にその旨を通知しなければならぬと規定されている。

平成28年度に、総務大臣が承認を行った一般統計調査は88件（表7参照）、総務大臣に対して行われた一般統計調査の中止の通知は7件である。

なお、平成28年度末現在で、承認が有効となっている一般統計調査は、233件となっている。

表7 一般統計調査の承認件数（平成28年度）

府省等名	承認した一般統計調査の件数		
		うち新規の申請	うち変更等の申請
人事院	3	0	3
内閣府	6	4	2
総務省	9	3	6
財務省	2	0	2
文部科学省	9(1)	3(1)	6
厚生労働省	29(1)	5(1)	24
農林水産省	13	2	11
経済産業省	9(1)	3	6(1)
国土交通省	6(1)	3	3(1)
環境省	4	3	1
合計	88(2)	25(1)	63(1)
(参考) 平成27年度の実績	75(1)	23	52(1)

注1) () 内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、承認件数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の承認件数を単純合計しても、合計には一致しない。

注2) 複数回承認されている場合それぞれ1件と計上している。

(2) 一般統計調査の実施状況

平成28年度に、国の行政機関が実施した一般統計調査は、204件となっている（表8参照）。

表8 一般統計調査の実施状況 (平成28年度)

府省等名	一般統計調査の実施件数		
		うち周期調査等	うち経常調査
人事院	3	0	3
内閣府	14(1)	4	10(1)
総務省	10(1)	5	5(1)
財務省	6(1)	2	4(1)
文部科学省	15(2)	3	12(2)
厚生労働省	52(2)	14	38(2)
農林水産省	36(1)	9	27(1)
経済産業省	29(3)	7(1)	22(2)
国土交通省	38(1)	19(1)	19
環境省	7	2	5
合計	204(6)	64(1)	140(5)
(参考) 平成27年度の実績	188(4)	42	146(4)

注) () 内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、実施件数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の調査実施件数を単純合計しても、合計には一致しない。

(3) 一般統計調査の結果の公表の状況

法第23条第1項においては、一般統計調査の結果を作成したときは、特別な事情がある場合を除き、当該結果をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないと規定されている。

平成28年度に、同項の規定に基づき国の行政機関が第一報の公表を行った一般統計調査の結果は、173件となっている（表9参照）。これらの統計のうち、経常調査により作成された138件について、各調査の調査期間終了時から第一報公表までの期間は、平均118日である（資料13参照）。

表9 一般統計調査の結果の公表件数 (平成28年度)

府省等名	一般統計調査の結果の公表件数		
		うち周期調査等により作成された統計	うち経常調査により作成された統計
人事院	2	0	2
内閣府	11(1)	2	9(1)
総務省	8(1)	3	5(1)
財務省	4(1)	0	4(1)
文部科学省	12(1)	1	11(1)
厚生労働省	44(1)	8	36(1)
農林水産省	31(1)	3	28(1)
経済産業省	27(3)	5(1)	22(2)
国土交通省	31(1)	11(1)	20
環境省	8	3	5
合計	173(5)	35(1)	138(4)
(参考) 平成27年度の実績	162(4)	27	135(4)

注1) 平成28年度に第一報の公表を行った一般統計調査を計上している。

注2) () 内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、公表を行った一般統計調査の件数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の公表を行った一般統計調査の件数を単純合計しても、合計には一致しない。

3 政令で定める地方公共団体が行う統計調査

(1) 政令で定める地方公共団体が行う統計調査の届出状況

法第24条第1項においては、政令で定める地方公共団体（平成29年3月31日現在で、47都道府県及び20指定都市）の長が統計調査を行おうとする場合には、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならないと規定されており、これを変更しようとするときも同様とされている。

平成28年度に、政令で定める地方公共団体の長が、統計調査の新規実施の届出を行った件数は161件、統計調査の変更の届出を行った件数は179件となっている（表10参照）。

表10 政令で定める地方公共団体が行う統計調査の届出件数（平成28年度）

	統計調査の新設の届出件数	統計調査の変更の届出件数
都道府県	120	147
指定都市	41	32
合計	161	179
（参考） 平成27年度の実績	115	107

(2) 政令で定める地方公共団体が行う統計調査の実施状況

平成28年度に、政令で定める地方公共団体が実施した統計調査の件数は613件となっている（表11参照）。

表11 政令で定める地方公共団体が実施した統計調査数（平成28年度）

	都道府県	指定都市	合計
実施した統計調査の件数	531	82	613
（参考） 平成27年度の実績	463	46	509

注）平成27年度の実績は、平成28年熊本地震により施行状況の報告が困難と判断した熊本県及び熊本市を除いている。

4 届出独立行政法人等が行う統計調査

法第25条においては、独立行政法人等（その業務の内容その他の事情を勘案して大規模な統計調査を行うことが想定されるものとして政令で定めるものに限る。）が、統計調査を行おうとする場合には、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならないと規定されており、これを変更しようとするときも同様とされている。平成28年度末現在、同条の規定による届出を行った独立行政法人等（以下「届出独立行政法人等」という。）は日本銀行のみである。

平成28年度に行われた統計調査の新規実施の届出の件数は1件、変更の届出の件数は2件となっている。

また、届出独立行政法人等が、平成28年度に実施した統計調査の件数は4件となっている。

5 事業所母集団データベース

(1) 事業所母集団データベースの整備及び情報の利用状況

法第27条第1項においては、総務大臣は、事業所母集団データベースを整備するものと規定されており、同条第2項では、国の行政機関の長、政令で定める地方公共団体の長、届出独立行政法人等は、事業所に関する統計調査の対象の抽出又は事業所に関する統計の作成を目的とする場合には、事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けることができると規定されている。

平成28年度に、国の行政機関、政令で定める地方公共団体及び届出独立行政法人等が事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けた件数は145件となっている（表12参照）。

表12 事業所母集団データベースの情報の利用状況（平成28年度）

提供先 府省等名	提供を受けた件数	うち調査対象の抽 出目的	うち統計の作成 目的	うち調査対象の抽出及 び統計の作成目的
人事院	1	1	0	0
内閣府	5	5	0	0
総務省	9	7	2	0
財務省	0	—	—	—
文部科学省	0	—	—	—
厚生労働省	12	12	0	0
農林水産省	4	4	0	0
経済産業省	7	4	3	0
国土交通省	4	3	1	0
環境省	4	4	0	0
都道府県	70	68	2	0
指定都市	29	26	3	0
届出独立行政法人等	0	—	—	—
合計	145	134	11	0
(参考) 平成27年度の実績	144	133	7	4

(2) 重複是正及び調査履歴登録の実施状況

法第27条においては、事業所母集団データベースを整備する目的の一つとして、統計調査における被調査者の負担の軽減に資することが挙げられている。

国の行政機関は、事業所母集団データベースを利用することにより、事業所・企業を対象とした統計調査について、①各統計調査において調査対象となった又は回答を行った個々の事業所・企業の履歴の登録（調査履歴登録）を行うとともに、②統計調査の実施前に調査対象を確認し、過重な調査負担が課されている事業所・企業を統計調査の対象から除外（重複是正）している。

平成28年度に、国の行政機関が事業所母集団データベースを用いて重複

是正を行った統計調査は、重複是正の対象となる98件のうち96件（実施率98.0%）、調査履歴登録を行った統計調査は、調査履歴登録の対象となる176件のうち176件（実施率100.0%）となっている（表13参照）。

表13 重複是正及び調査履歴登録の実施状況（平成28年度）

府省等名	重複是正			調査履歴登録		
	対象調査数	実施調査数	実施率（%）	対象調査数	実施調査数	実施率（%）
人事院	3	3	100.0	3	3	100.0
内閣府	5(1)	4(1)	80.0	6(1)	6(1)	100.0
総務省	6(2)	6(2)	100.0	12(2)	12(2)	100.0
財務省	5(1)	5(1)	100.0	5(1)	5(1)	100.0
文部科学省	3	3	100.0	13(1)	13(1)	100.0
厚生労働省	16	16	100.0	32(1)	32(1)	100.0
農林水産省	29(1)	28(1)	96.6	37(1)	37(1)	100.0
経済産業省	10(1)	10(1)	100.0	35(4)	35(4)	100.0
国土交通省	22	22	100.0	36(1)	36(1)	100.0
環境省	2	2	100.0	3	3	100.0
合計	98(3)	96(3)	98.0	176(6)	176(6)	100.0
(参考) 平成27年度の実績	79(2)	77(2)	97.5	161(4)	161(4)	100.0

注) () 内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の対象調査数等の件数を単純合計しても、合計には一致しない。

6 統計基準の設定

法第2条第9項においては、公的統計の作成に際し、その統一性又は総合性を確保するための技術的な基準を、統計基準と定義し、法第28条では、総務大臣が統計基準を定め、これを公示しなければならないと規定されている（統計基準を廃止又は変更する場合も同様）。

平成28年度に、統計基準の廃止又は変更を行ったものはない（表14参照）。

表14 統計基準の設定状況（平成28年度末現在）

統計基準名	統計基準の概要	公示日	施行日
日本標準職業分類	統計を職業別に表示する場合に使用する基準	平成21年12月21日	平成22年4月1日
指数の基準時に関する統計基準	指数を作成する場合に使用する基準	平成22年3月31日	平成22年4月1日
季節調整法の適用に当たっての統計基準	季節調整法を適用する場合に守るべき手法や公表事項の基準	平成23年3月25日	平成23年5月1日
日本標準産業分類	統計を産業別に表示する場合に使用する基準	平成25年10月30日	平成26年4月1日
疾病、傷害及び死因の統計分類	統計を疾病、傷害及び死因別に表示する場合に使用する基準	平成27年2月13日	平成28年1月1日

7 法に基づく協力要請

(1) 国の行政機関に対する行政記録情報の提供の要請状況

法第29条第1項においては、国の行政機関の長は、国との他の行政機関が保有する行政記録情報を用いることにより正確かつ効率的な統計の作成又は統計調査における被調査者の負担の軽減に相当程度寄与すると認められるときは、当該行政記録情報を保有する行政機関の長に対してその情報の提供を求めることができると規定されている。

平成28年度に、国の行政機関が行政記録情報の提供を受けた件数は2件となっている（27年度の実績は2件）。

(2) 国の行政機関に対する調査、報告その他の協力の要請状況

法第29条第2項においては、国の行政機関の長は、基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成するために必要があると認めるときは、国との他の行政機関の長に対し、調査、報告その他の協力を求めることができると規定されている。

平成28年度に、国の行政機関が、国との他の行政機関に対し協力要請を行った実績はない（27年度の要請・応諾の実績は12件）。

(3) 地方公共団体及びその他の関係者に対する協力の要請状況

法第30条においては、国の行政機関の長は、基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成するために必要があると認めるときは、地方公共団体の長その他の関係者に対し、協力を求めることができると規定されている。

平成28年度に、国の行政機関が、地方公共団体の長その他の関係者に対して協力要請を行った件数は5件となっており、全ての協力要請が応諾されている（27年度の要請・応諾の実績は4件）。

(4) 総務大臣が行う協力の要請状況

法第31条においては、総務大臣は、統計委員会の意見を聴いた上で、基幹統計の作成のために必要があると認めるときは、当該基幹統計を作成する行政機関以外の行政機関の長その他の関係者に対し、当該基幹統計を作成する行政機関の長への必要な資料の提供その他の協力をを行うよう求めることができると規定されている。

平成28年度に、総務大臣から国の行政機関の長及びその他の関係者に対し資料の提供その他の協力をを行うよう求めた実績はなかった（27年度も実績はなかった。）。

8 平成28年熊本地震関係

平成28年4月14日に発生した平成28年熊本地震が公的統計に与える影響への対処の一環として、総務省政策統括官（統計基準担当）部局は基幹統計

の報告義務の免責措置や、統計調査の実施・変更手続の弾力的な運用に係る文書を28年4月28日付けで各府省に通知した（資料16参照）。また、各都道府県及び各指定都市に対しては、同日付で届出手続の弾力的運用の実施について周知した（資料17参照）。

また、平成28年5月19日には、西村統計委員会委員長が、熊本地震に伴う公的統計への影響等に係る統計委員会委員長談話を公表した（資料18参照）。

（1）平成28年熊本地震への対応状況

各府省は、震災対応に係る情報を共有しつつ、震災後に実施する統計調査について、被災地域を調査対象から一時的に除外すること、被災地域については調査期間の終期を延長することなどの措置を講じた。震災発生後から平成29年3月31日までの間に行われた基幹統計調査における特別な措置の状況については、表15のとおりである。

表15 基幹統計調査における特別な措置の状況

区分 類型	基幹統計調査名 (所管府省名)	調査 周期	措置のポイント
調査対象地域の除外（一部地域における調査の中止）	社会生活基本調査（総務省）	周期	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 熊本県に対し、実施調査区の通知を行い、調査区毎に実査可能性を確認し、実施不能な場合、代替調査区の選定を実施 ➢ 当初の実施調査区数の9割以上の調査区数を確保し調査を実施
	国民生活基礎調査（厚生労働省）	経常	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 熊本県を調査対象地域から除外
	自動車輸送統計調査（国土交通省）	経常	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 郵便配達困難地域を調査対象から除外。同一県内のその他地域の予備サンプルを補填
調査実施時期・調査票提出期限等の延期（注）	経済センサス-活動調査（総務省、経済産業省）	周期	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 熊本県内16市町村（熊本市、菊池市、宇城市、阿蘇市、合志市、大津町、菊陽町、南小国町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、氷川町）について、調査期間の終期を10月末まで延長
	学校基本調査（文部科学省）	経常	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 熊本県の回答提出期限を平成28年6月25日から28年8月25日に延長
	学校保健統計調査（文部科学省）	経常	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 熊本県の回答提出期限を平成28年8月12日から28年9月12日に延長
集計・推計の方法や、公表時期・期日等の変更	学校基本調査（文部科学省）（再掲）	経常	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 速報では熊本県の初等中等教育機関の数値を含めずに公表。平成28年12月に公表予定の確報では、上記数値を含め公表

注) 平成28年熊本地震による災害については、平成二十八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成28年政令第213号）により、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るために特別措置に関する法律（平成8年法律第85号。以下「特定非常災害特別措置法」という。）第2条第1項に規定する特定非常災害として指定され、平成28年4月14日を特定非常災害発生日とすること、特定非常災害特別措置法第4条に規定する「期限内に履行されなかつた義務に係る免責に関する措置」が適用されること、当該免責に係る期限は28年7月29日とすること等が定められた。ここで「延期」は、28年7月29日を超えて調査票提出期限等の延期がされたものに限定した。

(2) 平成28年熊本地震に係る統計データの提供

農林水産省は、作物統計調査（被害調査）の調査結果により、熊本県及び大分県に係る「平成28年熊本地震による農作物被害面積、被害量」を公表した。

III 調査票情報等の利用及び提供

1 調査票情報の二次利用

法第32条においては、国の行政機関の長又は届出独立行政法人等は、統計の作成等を行う場合又は統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合には、その行った統計調査に係る調査票情報を自ら用いること（二次利用）ができると規定されている。

平成28年度に、国の行政機関及び届出独立行政法人等が、所管する統計調査の調査票情報を二次利用した件数は579件となっている（表16、資料19、資料21参照）。

表16 法第32条の規定に基づく調査票情報の二次利用（平成28年度）

統計調査 所管府省等名	利用件数	統計の作成等を行う 場合	統計を作成するための調査 に係る名簿を作成する場合
内閣府	1	1	0
総務省	52	51	1
財務省	6	6	0
文部科学省	75	63	12
厚生労働省	195	183	12
農林水産省	69	51	18
経済産業省	105	90	15
国土交通省	70	65	5
環境省	4	4	0
日本銀行	2	2	0
合計	579	516	63
(参考) 平成27年度の実績	596	540	56

注) 平成28年度に利用を開始したものの数であり、27年度以前から継続して利用しているものは含まない。

2 調査票情報の提供

法第33条においては、国の行政機関の長又は届出独立行政法人等は、

- ・ 国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他これに準ずる機関（以下「公的機関」という。）が、統計の作成等又は統計を作成するための調査に係る名簿の作成を行う場合（法第33条第1号）
- ・ 公的機関が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者が、当該総務省令で定める統計の作成等を行う場合（法第33条第2号）

に、その行った統計調査に係る調査票情報を、これらの者に提供することができると規定されている。

後者の場合について、総務省令においては、公的機関が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として、

- ・ 公的機関と共同して行う調査研究に係る統計の作成等
- ・ 公的機関が費用の全部又は一部を公募の方法により補助する調査研究に

係る統計の作成等

- ・ 国の行政機関の長又は地方公共団体の長等が政策の企画、立案、実施又は評価に有用であると認める統計の作成等その他特別な事由があると認める統計の作成等

が規定されている。

平成28年度に、国の行政機関及び届出独立行政法人等が、法第33条第1号に該当するとして、調査票情報を提供した件数は2,586件となっている。また、法第33条第2号に該当するとして、調査票情報を提供した件数は324件となっている（表17、資料20、資料21参照）。

表17 法第33条の規定に基づく調査票情報の提供（平成28年度）

統計調査 所管府省等名	法第33条第1号該当件数 (公的機関への提供)		法第33条第2号該当件数 〔公的機関が行う統計作成と同等の公益性を 有する統計の作成等を行う者への提供〕				
	統計の作成 等を行う場 合	統計を作成 するための 調査に係る 名簿を作成 する場合	公的機関と 共同して行 う調査研究 に係る統計 の作成等を行 う者への提 供	公的機関が 費用の全部 又は一部を 公募の方法 により補助 する調査研 究に係る統 計の作成等 を行う者への 提供	国 の行政機 関又は地 方公共團 體の長等 が政策 の企画、立 案、実施 又は評 価に有 用である と認 める等の 統計の作 成等を行 う者への 提供		
内閣府	1	1	0	4	0	4	0
総務省	519	386	133	59	0	59	0
財務省	10	9	1	3	0	3	0
文部科学省	241	236	5	9	0	9	0
厚生労働省	1,238	1,220	18	202	5	195	2
農林水産省	21	20	1	3	1	2	0
経済産業省	391	372	19	21	4	17	0
国土交通省	163	163	0	23	3	6	14
環境省	2	2	0	0	-	-	-
合計	2,586	2,409	177	324	13	295	16
(参考) 平成27年度の実績	2,585	2,452	133	267	10	254	3

注) 平成28年度に利用を開始したものの数であり、27年度以前から継続して利用しているものは含まない。

3 委託による統計の作成等の実施

法第34条においては、統計法施行規則（平成20年総務省令第145号）第10条に基づき、国の行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その業務の遂行に支障のない範囲内において、学術研究の発展に資すると認められる場合又は高等教育の発展に資すると認められる場合に、一般からの委託に応じ、その行った統計調査に係る調査票情報をを利用して、統計の作成等（以下「オーダーメード集計」という。）を行い、これを提供することができると規定され

ている。

平成28年度末現在、国の行政機関及び届出独立行政法人等がオーダーメード集計の対象としている統計調査は26調査（278年次分）となっている（資料22（1）参照）。これらのうち、13調査については、法第37条の規定に基づき、政令で定める独立行政法人等（独立行政法人統計センター）に委託してオーダーメード集計の提供を実施している。

平成28年度のオーダーメード集計の提供件数は17件となっている（表18、資料23（1）参照）。

表18 オーダーメード集計の結果の提供件数（平成28年度）

統計調査 所管府省等名	オーダーメード集 計の結果の提供件 数	学術研究の発展 に資すると認め られる場合	高等教育の発展 に資すると認め られる場合	(参考) 統計調査ごと に計上した場 合の提供件数
内閣府	1	0	1	1
総務省	12	12	0	13
厚生労働省	1	1	0	1
国土交通省	3	3	0	3
合計	17	16	1	18
(参考) 平成27年度の実績	22	22	0	22

注) 1件の申出で複数の統計調査に係る匿名データの提供を受け付けている場合があるため、統計調査ごとに計上した場合の提供件数を参考値として記載している。

4 匿名データの作成及び提供

法第35条第1項においては、国の行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その行った統計調査に係る調査票情報を加工して、匿名データを作成することができると規定されており、同条第2項においては、国の行政機関の長は、基幹統計調査に係る匿名データを作成しようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならないと規定されている。

平成28年度においては、総務大臣から諮問された就業構造基本調査に係る匿名データの作成について、統計委員会において答申が行われた。

注) 就業構造基本調査に係る匿名データについては、平成4年、9年及び14年調査の匿名データの提供が既に開始されていたが、19年調査の匿名データについて、匿名化手法に変更があったことから改めて諮問が行われたものであり、おおむね適当とされた。

また、法第36条においては、統計法施行規則第15条から第19条までの規定に基づき、学術研究の発展に資すると認められる場合、高等教育の発展に資すると認められる場合又は国際社会における我が国の利益の増進等に資すると認められる場合には、一般からの求めに応じ、匿名データを提供することができると規定されている。

平成28年度末現在、国の行政機関が匿名データの提供を行っている統計調査は7調査（45年次分）となっている（資料22（2）参照）。これらのうち、6

調査については、法第37条の規定に基づき、政令で定める独立行政法人等（独立行政法人統計センター）に委託して匿名データの提供を実施している。平成28年度の匿名データの提供件数は39件となっている（表19、資料23（2）参照）。

表19 匿名データの提供件数（平成28年度）

統計調査 所管府省名	匿名データ の提供件数	学術研究の 発展に資す ると認めら れる場合	高等教育の 発展に資す ると認めら れる場合	国際社会にお ける我が国の 利益の増進等 に資すると認 められる場合	(参考) 統計調査ごとに 計上した場合の 提供件数
総務省	31	28	3	0	37
厚生労働省	8	7	1	0	8
合計	39	35	4	0	45
(参考) 平成27年度の実績	39	34	5	0	47

注) 1件の申出で複数の統計調査に係る匿名データの提供を受け付けている場合があるため、統計調査ごとに計上した場合の提供件数を参考値として記載している。

5 調査票情報等の適正管理のための措置

法第39条第1項においては、国の行政機関の長、政令で定める地方公共団体の長及び届出独立行政法人等は、調査票情報等を適正に管理するために必要な措置を講じなければならないと規定されている。

国の行政機関、政令で定める地方公共団体及び届出独立行政法人等においては、「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」（平成21年2月6日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）に基づき、又は同ガイドラインを参考として、調査票情報等を適正に管理するための措置（管理台帳の整備、研修の実施、点検・監査の実施等）を講じている。

平成28年度には、統計調査員が過失により調査票や調査対象名簿を紛失するなどの管理上問題がある事案が確認されたため、関係機関においては、管理の徹底についての指導等、再発防止に引き続き取り組んでいる。

IV 統計委員会

法第5章の規定、統計委員会令（平成19年政令第300号）等に基づき、総務省に統計委員会が置かれ、法に定める事項について調査審議が行われている。また、統計委員会には部会を置くことができるとされており、平成28年度末時点で8部会が置かれている。

1 統計委員会及び部会の開催実績等

平成28年度においては、統計委員会は11回開催され、部会は合計で55回開催されている（表20参照）。

統計委員会に平成28年度に諮問され、同年度に答申した案件は14件あった。また、平成28年度当初時点で、27年度から審議継続となっていた諮問案件が1件（就業構造基本調査に係る匿名データの作成について）あり、28年度に答申が行われた。平成28年度に諮問が行われ、28年度末時点で調査審議中となっているものは2件（公的統計の整備に関する基本的な計画の変更について及び経済産業省企業活動基本調査の変更について）となっている（表21、資料8参照）。

表20 統計委員会及び部会の開催実績等（平成28年度）

統計委員会		開催回数				
		平成 28年度	(参考)			
			平成 27年度	平成 26年度	平成 25年度	平成 24年度
		11	11	11	11	9
部会名	部会の所掌	開催回数				
		平成 28年度	(参考)			
			平成 27年度	平成 26年度	平成 25年度	平成 24年度
基本計画部会	公的統計の整備に関する基本的な計画、基幹統計を作成する機関に対する協力要請及び法律の施行の状況に関する事項（横断的課題検討部会又は国民経済計算体系的整備部会の所掌に属する事項を除く。）	9	10	10	12	5
横断的課題検討部会	法律の施行の状況に関する事項のうち、複数の統計に関連する統計技術又は統計調査以外の方法により集められた情報等に関する事項（国民経済計算体系的整備部会の所属に属する事項を除く。）	9	-	-	-	-
国民経済計算体系的整備部会	国民経済計算の作成基準の設定、産業連関表に関する事項、及び法律の施行の状況に関する事項（国民経済計算及び国民経済計算の改善に資する統計の整備に係る事項）	2	0	5	0	0
人口・社会統計部会	人口及び労働統計並びに家計、住宅、厚生、文化及び教育など国民生活・社会統計に関する事項	14	10	11	8	8
産業統計部会	農林水産、鉱工業、公益事業及び建設統計に関する事項	12	6	4	11	3

サービス統計・企業統計部会	通信、運輸、商業、貿易、物価、サービス、流通、環境、財政及び金融統計並びに企業経営及び企業・事業所全般を対象とする統計などの企業統計に関する事項	7	10	10	12	4
統計基準部会	統計基準に関する事項	0	0	1	4	0
匿名データ部会	基幹統計調査に係る匿名データに関する事項	2	1	5	1	4
部会計		55	37	46	48	24

注) 横断的課題検討部会は、平成28年4月に設置された。国民経済計算体系の整備部会は、平成29年2月に国民経済計算部会から改組された。

表21 統計委員会における諮問・答申件数

	平成27年度 に諮問され 28年度に答 申した事案	平成28年度 に諮問され 同年度に答 申した事案	平成28年度 に諮問され 同年度末で 調査審議中 の事案
公的統計の整備に関する基本的な計画（法第4条第2項）	0	0	1
基幹統計の指定（法第7条第1項、第7条第3項）	0	1	0
国民経済計算の作成基準（法第6条第2項）	0	0	0
基幹統計調査（法第9条第4項、第11条第2項）	0	13	1
統計基準の設定（法第28条第2項）	0	0	0
匿名データの作成（法第35条第2項）	1	0	0
合 計	1	14	2

V その他

1 統計情報の提供（e-Statの取組等）

「政府統計の総合窓口（e-Stat）」（<http://www.e-stat.go.jp/>）は、国の行政機関が作成する統計に関する情報のワンストップサービスを実現することを目指し、総務省が中心となって政府全体で運営する政府統計のポータルサイトである（資料30参照）。

国の行政機関等が登録した統計表ファイル、統計データ、公表予定、新着情報、調査票項目情報、統計分類等の各種統計関連情報は、e-Statを通じて提供されており、e-Statは法第54条の規定に基づく公的統計の所在情報の提供の取組並びに法第8条及び第23条の規定に基づく統計の公表の取組の中核を担っている。

平成28年度末時点では、e-Statに登録されている統計の数は556件、提供されている統計表の数は約70.2万表となっており、28年度には約6,769万件のアクセスがあった（このうち、クローラによるアクセス*を除いた件数は約3,026万件）（表22参照）。

* クローラによるアクセス：検索エンジン運営会社による検索用インデックス作成のためのデータ収集を目的とした機械による自動アクセス

表22 政府統計の総合窓口（e-Stat）のアクセス件数（平成28年度）

府省等名	府省等のコンテンツに対するアクセス件数
内閣官房	12,571
人事院	22,380
内閣府	876,134
総務省	16,142,134
法務省	1,032,340
外務省	18,721
財務省	25,829,884
文部科学省	2,757,548
厚生労働省	7,648,068
農林水産省	10,816,417
経済産業省	588,697
国土交通省	1,831,365
環境省	109,881
防衛省	149
合計	67,686,289
(参考)平成27年度実績	57,335,757

注) アクセス件数は、基幹統計調査・一般統計調査の情報に関するコンテンツに係るものその他、業務統計や加工統計の情報に関するコンテンツに係るものも含む。

2 罰則等

平成28年度に、法第7章に規定する罰則等に関する事案として、告発が行われた事案又は起訴若しくは裁判が行われた事案はなかった。

ただし、法との関連で問題があるとみられる事案として関係府省等から公表されているものが1件（繊維流通統計調査において不適切な事務処理を行っていた。）あった。本件を契機に、統計法遵守に係る各府省等所管の統計調査等一斉点検を実施したところ、手続上の問題がある事例が見られたものの、本件のような公的統計の信頼を損なうような事例はなかった（資料32参照）。

3 統計改革の動向

（1）統計改革推進会議の開催

平成28年12月21日に開催された経済財政諮問会議において、有識者議員からの提言^{*1}、総務大臣の取組^{*2}及び行政改革担当大臣からの提言^{*3}を踏まえた「統計改革の基本方針」が決定され、同基本方針に基づき、政府全体における証拠に基づく政策立案（EBPM）の定着、国民のニーズへの対応等の観点から、抜本的な統計改革及び一体的な統計システムの整備等を政府が一体となって強力に推進するために必要な検討を行うことを目的として、関係閣僚等及び有識者で構成する統計改革推進会議を開催することとなった。

* 1 経済財政諮問会議（平成28年12月7日）「資料7 統計システムのガバナンス構築に向けて（有識者議員提出資料）」

* 2 同会議「資料8 経済統計の改善の推進に向けて（高市議員提出資料）」

* 3 同会議「資料9 統計改革の推進について（山本臨時議員提出資料）」

（2）統計改革推進会議における検討状況

統計改革推進会議は、平成29年2月3日に第1回会議が開催され、同会議において、5つの課題（EBPM推進体制の構築、生産面を中心に見直したGDP統計への整備等、GDP統計の精度向上等経済統計の改善、統計システムの再構築、統計行政部門の構造的課題への対応）について検討を行うとともに、これらの課題について、同年4月中旬目途で中間報告を取りまとめ、同年5月中旬目途で具体的な方針を取りまとめた上で、取りまとめた内容を同年夏の「経済財政運営と改革の基本方針2017」（骨太方針）に反映していくこととされた。

また、関係行政機関等の職員及び有識者が緊密な連携の下、統計改革の推進に関する施策について具体的かつ計画的に検討するため、幹事会、コア幹事会を開催することとされた。

その後、コア幹事会を中心に精力的な検討が行われ、平成29年4月14日の「統計改革推進会議中間報告」を経て、29年5月19日の第3回統計改革推進会議において、「統計改革推進会議最終取りまとめ」が決定された。

(別編)

【基本計画 事項別推進状況】

- ※ この「別編」には、原則として、基本計画別表「今後 5 年間に講ずる具体的施策」に掲げられた事項の平成 28 年度における推進状況（取組実績）を掲載しているが、その他、基本計画本文の記述で別表に具体的施策が記載されていないもののうち、特にフォローアップが必要と考えられる事項についても推進状況（取組実績）を掲載している。
- ※ 「具体的な措置、方策等」欄における「○」は基幹統計に係る事項を、「○」はその他の公的統計に係る事項（基幹統計を含む公的統計全般に共通した事項を含む。）を示す。
- ※ 「実施済、実施困難等の別」欄の各類型は、平成 28 年度末時点での検討状況及び進捗状況に対する各府省等の自己評価の結果を表す。各類型の内容は以下のとおりである。
- ・実施済　　：平成 28 年度末までに、基本計画の内容に沿った所要の措置を終えたもの
 - ・継続実施　：基本計画で求められている事柄の性質上、継続的な措置・取組が必要なもの
 - ・実施予定　：平成 28 年度末までに実施済には至らなかったものの、29 年度末までに実施済となることが見込まれるもの
 - ・検討中　　：実施の可否も含め、平成 29 年度も引き続き検討が必要なもの
- ※ 「平成 28 年度末時点の検討状況又は進捗状況」欄に担当府省名が【　】で記載されていない場合、当該取組の担当府省は、「担当府省」欄と同一である。
- ※ 統計委員会は、平成 28 年 4 月 1 日に内閣府から総務省へ移管されたが、「担当府省」欄の記載は、基本計画作成時のままでし、移管は反映させていない。

[基本計画 事項別推進状況]

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第1 3 経済・社会の環境変化への的確な対応	<p>【計画本文記載事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「第3次男女共同参画基本計画」に基づく男女別等統計（ジェンダー統計）のほか、地域別表章及び各歳別表章の充実を図るなど、既存統計の見直しを含め、経済・社会の環境・ニーズの変化に対応した統計の作成及び提供を推進する。 ○ 骨太方針における実効性あるP D C Aの実行に資するため、既存統計の利活用を含め統計の作成及び提供を一層推進する。 	(各府省)	
第2 1 経済関連統計の整備 (1) 国民経済計算の整備	<p>【計画本文記載事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 今後の国民経済計算の推計については、消費税率の引上げを始めとする経済環境の変化に適切に対応していくこと（中略）が何よりも重要な課題である。 	(内閣府)	
ア 精度の確保・向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 支出、生産及び所得の三面からの推計値を供給・使用表の枠組みにより調整する手法を確立し、推計の精度向上を図る。 	内閣府	平成28年度末までに実施を目指す。

平成28年度末時点の検討状況又は進捗状況	実施済、 実施困難 等の別	実施予定等とし た事項の今後の 見通し等
<ul style="list-style-type: none"> 平成26年全国消費実態調査において、少子高齢化の進展等の社会・経済状況の変化を踏まえ、介護や育児が家計へ与える影響を詳細に明らかにするため、介護や育児に関する調査事項を新設した上で、新たな結果表を作成し、公表した。 また、大規模な自然災害の発生が多くなっている状況を踏まえ、自然災害という外的要因が世帯の家計へ与えた影響を把握するため、被災に関する調査事項を新設した上で、新たな結果表を作成し、公表した。【総務省】 2015年農林業センサスにおいては、新たに経営方針の決定に参画する者を男女別に把握するとともに農業集落の活性化の取組状況を把握し、平成28年3月25日に確定値を公表した。【農林水産省】 平成27年度から農政改革の推進に対応するための統計整備を行うため、省内に検討会を設置して政策ニーズを把握し、的確な統計整備に努めているところ。【農林水産省】 		
<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度の四半期別GDP速報と同様、平成26年度国民経済計算年次推計について、平成26年4月の消費税率の引上げを推計値に適切に反映させるよう、出荷額の推計において、賃金など消費税率改定の影響を受けない基礎統計を用いている場合や売上高に消費税率改定が反映されない場合に、別途消費税率改定分の加算を行う等の対応とともに、統計利用者の利便に資するよう、その対応について同年次推計公表の事前に公表を行った。 		
<ul style="list-style-type: none"> 平成28年末に公表した国民経済計算の平成23年基準改定において、平成26年度の統計委員会基本計画部会での報告に沿って、平成27年6月に公表された平成23年産業連関表（確報）を基準年（平成23年）の推計に反映させるとともに、コモディティ・フロー法等から推計される財貨・サービス別の中間消費と付加価値法等から推計される財貨・サービス別の中間投入について、供給・使用表の枠組みを通じて突合を行い、両者を統合させる手法を開発し、これにより、それぞれの推計値の精度を向上させた。 	実施済	

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
ア 精度の確保・向上	◎ 供給・使用表の枠組みを通じた国民経済計算の精度向上のため、国民経済計算と産業連関表及び延長産業連関表の作成部局の間で、必要な情報の共有や整合性の確保に努めつつ、連携を行う。	内閣府、 経済産業省、 産業連関表作成府省庁	平成26年度から実施する。
	◎ 国民経済計算の基準年の供給・使用表について、産業連関表と整合する形で整備することの必要性、可能性について検討する。	内閣府	平成28年度末までに結論を得る。
	◎ 延長産業連関表について、推計手法の高度化や一次統計の整備等を通じた精度向上を図る。また、その結果を踏まえ、基幹統計化の可否を検討し、結論を得る。	経済産業省	平成26年度から精度向上の検討を行い、次回の延長産業連関表の基準改定までに結論を得る。
	◎ 統計上の不突合の原因の一つとなっているGDP(生産側)推計のための輸出入と支出系列の輸出入概念の相違の取扱いについて研究する。	内閣府	平成26年度から実施する。
	◎ 国民経済計算における推計業務システムを再構築し、新たに生ずる推計課題への対応を迅速・確実に行う体制を確立する。また、これにより計数のチェック体制を強化する。	内閣府	平成28年度末までに実施する。

平成28年度末時点の検討状況又は進捗状況	実施済、 実施困難 等の別	実施予定等とし た事項の今後 の見通し等
<ul style="list-style-type: none"> 平成28年末に公表した国民経済計算の平成23年基準改定において、平成26年度の統計委員会基本計画部会での報告に沿って、平成27年6月に公表された平成23年産業連関表（確報）を基準年（平成23年）の推計に反映させるとともに、コモディティ・フロー法等から推計される財貨・サービス別の中間消費と付加価値法等から推計される財貨・サービス別の中間投入について、供給・使用表の枠組みを通じて突合を行い、両者を統合させる手法を開発し、これにより、それぞれの推計値の精度を向上させた。 <p>平成23年産業連関表の作成に当たっては、同表と国民経済計算との間の整合性を確保すべく、経常的に開催している産業連関幹事会（内閣府を含む10府省庁）において協議を行いつつ作業を進め、平成27年6月に同表（確報）の公表に至った。次回表である平成27年産業連関表に関しては、「平成27年産業連関表作成基本方針」（平成28年3月18日産業連関部局長会議決定）において、「08 SNAの概念・定義との整合性の確保を図る観点から（中略）産業連関表上の取扱いに関する検討を計画的に行う」と明記した。今夏取りまとめ予定の「平成27年産業連関表作成基本要綱」の議論において、研究開発（R & D）への対応等、2008 SNA関係等で想定される課題について、内閣府から情報提供を行うなどして、産業連関表と国民経済計算との整合性の確保に努めた。</p>	実施済	
<ul style="list-style-type: none"> 平成28年末に公表した国民経済計算の平成23年基準改定において、平成26年度の統計委員会基本計画部会での報告に沿って、平成27年6月に公表された平成23年産業連関表（確報）を基準年（平成23年）の推計に反映させるとともに、コモディティ・フロー法等から推計される財貨・サービス別の中間消費と付加価値法等から推計される財貨・サービス別の中間投入について、供給・使用表の枠組みを通じて突合を行い、両者を統合させる手法を開発し、これにより、それぞれの推計値の精度を向上させた。 	実施済	
<ul style="list-style-type: none"> 延長産業連関表（以下「延長表」という。）は、平成27年度において、平成17年基準から平成23年基準への基準改定を行い、28年4月に公表した。延長表の作成方法については、平成23年産業連関表（以下「基本表」という。）の作成方法に準拠することを基本としているが、基本表と全く同じ情報を得ることができないため、推計手法の高度化や一次統計の整備等が精度向上を図るうえで必要不可欠である。 <p>推計手法の高度化については、平成23年基準から輸入表を考慮した試算表を作成するなどの推計手法の見直しを行い、精度向上を図った。</p> <p>一方、一次統計の整備等については、精度向上を図る上で基本表で用いられた統計データと同じ、または同等の精度のデータを増やすことが重要であるが、基本表が経済センサス-活動調査による産業横断的な統計データを採用したのに対し、延長表では、これまで毎年調査が行われていた統計データの中に調査が終了となったものも存在するなど、統計データの充実が進んでいない状況であることから、延長表の基幹統計化は困難との結論に至った。</p>	実施済	
<ul style="list-style-type: none"> 国民経済計算年報フロー編の主要系列表1（国内総生産（支出側））と付表1（財貨・サービスの供給と需要）における輸出入の乖離の要因について研究を行った上で、平成28年末に公表した平成23年基準改定において可能な限り両者の整合性の向上を図った。 	実施済	
<ul style="list-style-type: none"> 国民経済計算の各分野の推計システムについて、平成26年度に大型電子計算機を廃止し、サーバ等のオープンシステムに移行し、同システムに基づき、平成23年基準改定の実推計作業を行った。 	実施済	

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
イ 国際比較可能性の向上	◎ 2008 S N Aについて可能な限り早期に対応するため、改定の是非や可能性を検討し、改定項目に優先順位を付した上で、移行を進める。	内閣府	平成28年度末までに実施する。
	◎ 間接税及び補助金に関する基礎データ並びに各種一次統計における間接税の取扱いを踏まえつつ、基本価格表示による産業連関表の作成について、次回表（現在作成途上にある平成23年表の次の表）での実現を目指す。さらに、国民経済計算においては、産業連関表の作成状況を踏まえ、国民経済計算の次々回基準改定での実現に向けた所要の検討を併せて行う。	産業連関表作成府省庁、内閣府	平成23年産業連関表の確報が公表される平成27年度から検討する。
	◎ 国民経済計算と産業連関表の整合性を確保するため、産業連関表における自社開発ソフトウェア及び研究開発の固定資本としての計上など、国民経済計算との整合性及び国際的な動向への対応を検討する。	産業連関表作成府省庁	平成23年産業連関表の確報が公表される平成27年度から検討する。
ウ 提供情報の整備	◎ 支出面の精度の確保・向上に引き続き努めるとともに、生産及び分配所得面を含む三面の四半期推計を整備し、当面、その速報を参考系列として公表することを目指す。推計に当たっては、三面の推計値相互の整合性を高めるよう努めるとともに、行政記録情報の活用等も併せて検討する。	内閣府	平成28年度の基準改定後でできるだけ速やかに参考系列の公表を目指す。

平成28年度末時点の検討状況又は進捗状況	実施済、実施困難等の別	実施予定等とした事項の今後の見通し等
<ul style="list-style-type: none"> 平成28年末に公表した国民経済計算の平成23年基準改定において、統計委員会国民経済計算部会での審議や「国民経済計算の作成基準の変更」に係る答申を踏まえ、研究開発（R & D）や防衛装備品の資本化、企業年金受給権の発生ベースでの記録の徹底といった2008 S N Aへの対応を行った。 	実施済	
<ul style="list-style-type: none"> 基本価格表示による産業連関表については、「平成27年産業連関表作成基本方針」（平成28年3月18日産業連関部局長会議決定）において、「推計に必要な一次統計資料の新たな収集も含め、その試算等作成方法、精度等の検討を行う」と明記した。経常的に開催している産業連関幹事会（10府省庁）や学識経験者から構成される産業連関技術会議において、推計に必要な一次統計資料の新たな収集も含め、その作成方法等の検討を行っており、平成27年についての計数の公表を目指す。 国民経済計算については、平成27年産業連関表の作成状況を踏まえ、国民経済計算の次回基準改定での実現に向けた所要の検討を併せて行う。 	検討中	産業連関表については、取引基本表公表（平成31年）後に計数を公表予定。国民経済計算については、産業連関表の27年表の作成状況を踏まえ、次回基準改定での実現に向け、引き続き、所要の検討を併せて行う。
<ul style="list-style-type: none"> 産業連関表と国民経済計算との間の整合性を確保すべく、経常的に開催している産業連関幹事会（内閣府を含む10府省庁）や学識経験者から構成される産業連関技術会議において、自社開発ソフトウェアや研究開発（R & D）への対応等、2008 S N A関係等で想定される課題について、内閣府から情報提供を受けるなど検討を進めている。 	実施済	
<ul style="list-style-type: none"> 第Ⅱ期基本計画策定以降、「国民経済計算次回基準改定に関する研究会」等において、参考系列としての公表に向けた推計手法等の検討を行ったところ。平成27年度以降においては、国民経済計算の平成23年基準改定に向けた作業に優先的に取り組んだところであり、平成23年基準改定の公表が完了した現在、家計の可処分所得、貯蓄の四半期速報、生産面、分配面の四半期別G D P速報の参考系列としての公表を目指し、2008 S N Aへの対応や産業分類の変更の反映を行った平成23年基準の下での推計手法等の開発に向けた検討を再開した。 	検討中	家計可処分所得・貯蓄の四半期速報について平成30年度中に公表、生産側・分配側G D Pの四半期速報の扱いについて平成30年度中に結論を得るべく、これまでの検討作業での課題を踏まえつつ、平成23年基準に基づく推計方法の開発、試算値の作成を進める。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
ウ 提供情報の整備	◎ 長期時系列計数について、利用者の要望を踏まえつつ、提供を進める。	内閣府	平成28年度の基準改定時以降できるだけ速やかに実施する。
	○ 地域経済計算について、提供情報を含めた充実に向け、地方公共団体に対する支援を強化する。		
エ 一次統計等との連携強化	◎ 経済センサス・活動調査の結果の活用により、産業連関表及び国民経済計算の生産構造及び中間投入構造をより正確に把握する。	産業連関表作成府省庁、内閣府	産業連関表は平成27年度末までに実施し、国民経済計算は平成28年度末までに実施する。
	◎ ①サービス産業の中間投入構造等のより詳細な経理項目の把握に資する基礎統計の整備、②流通在庫などの在庫推計のための基礎統計の整備、③個人企業の活動把握などに資する基礎統計の整備等についての有用性、必要性を引き続き整理する。		

平成28年度末時点の検討状況又は進捗状況	実施済、実施困難等の別	実施予定等とした事項の今後の見通し等
<ul style="list-style-type: none"> 平成28年末に公表した国民経済計算の平成23年基準改定においては、原則すべての系列について、平成6年に遡って、20年超の遡及推計を行い公表した。 	実施済（平成6年以降の遡及）及び実施予定（昭和55年～平成5年の遡及）	統計利用者のニーズの大きいGDP（支出側系列）について、昭和55年から平成5年までの簡易遡及系列について、平成29年度中に公表するべく、手法の検討、推計作業を行う。
<ul style="list-style-type: none"> 都道府県が作成する県民経済計算について、毎年内閣府が開催する全国主管課長会議等の場において、2008SNAへの対応を含む国民経済計算の平成23年基準改定に関する方針や結果について詳細な情報提供を行ったほか、平成28年度には、都道府県の意見も踏まえつつ、平成23年基準における県民経済計算の標準方式を策定し都道府県への共有を行った。さらに、毎年都道府県が開催する地域別ブロック会議に参画し、都道府県における推計手法の改善に向け必要に応じて助言・支援を行っており、このような都道府県に関する支援は今後も継続的に取り組む予定である。 	実施済	
<ul style="list-style-type: none"> 平成23年産業連関表（平成27年6月確報公表）の多くの部門において、平成24年経済センサス-活動調査で得られた売上高データ及び費用構成のデータを利用した。【産業連関表作成府省庁】 平成28年末に公表した国民経済計算の平成23年基準改定において、基準年（平成23年）について、平成24年経済センサス・活動調査を活用して作成された「平成23年産業連関表（確報）」の結果を反映した。【内閣府】 	実施済	
<p>サービス産業に関しては、総務省が実施しているサービス産業に係る統計調査における付加価値等の把握に関する検討等が「サービス産業統計研究会」（総務省）で行われており、内閣府としても本研究会に参加し、連携に努めたところであり、特定サービス産業実態調査及びサービス産業動向調査の年次調査の統合調査による、営業費用項目の調査実施が平成31年度から予定されている。</p> <p>在庫については、商業動態統計調査（経済産業省）において、平成27年7月分以降、小売の期末商品手持額の商品分類が従来の3品目から9品目に細分化されたことを受けて（いずれも計を除く。）、平成28年末に公表した国民経済計算の平成23年基準改定に際して、同統計を基礎統計としている四半期別GDP速報の推計に反映した。</p> <p>個人企業については、個人企業経済調査（総務省）におけるサービス産業の対象業種数の拡充等を総務省に要望したところであり、同調査においてサービス産業の対象業種を拡大すべく、内閣府もオブザーバー出席している「個人企業経済調査研究会」（総務省）において所要の検討が進められている。</p>	実施済	

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
エ 一次統計等との連携強化	<p>◎ ファイナンシャル・リースの経済的所有原則による部門配分を可能とするため、基礎統計についての有用性、必要性を整理した上で、基礎統計の整備状況を踏まえた推計手法を検討する。</p>	内閣府	平成26年度から検討する。
	<p>◎ 建設業の産出額をより的確に把握するため、その推計手法を抜本的に見直し、進捗ベースの建設統計を活用して推計する方式を確立する。</p>	内閣府	平成28年度末までに結論を得る。
	<p>◎ 上記1(1)ウの支出面の四半期推計の精度確保や生産面からの四半期推計を行うために有用な基礎情報の確保について、サービス産業動向調査を中心に検討する。</p>	内閣府	平成26年度から検討する。
	<p>◎ 商品別供給・需要の推計を行うためのコモディティ・フロー法における商品別配分比率の推計、企業を事業所単位に変換するコンバータの在り方、労働生産性及び全要素生産性指標を把握するための基礎情報の整備について検討を行う。</p>	内閣府	平成26年度から検討する。

平成28年度末時点の検討状況又は進捗状況	実施済、 実施困難 等の別	実施予定等とし た事項の今後 の見通し等
<ul style="list-style-type: none"> 平成28年経済センサス-活動調査の調査事項として、物品賃貸業についてファイナンシャル・リース分を区分して把握するなどの要望を行つたが、調査実施者側（総務省・経済産業省）が団体ヒアリングを行つた結果、報告者側の要因（契約高ベースでファイナンシャル・リースを区分した情報が現状取れない）等の観点から、平成28年経済センサス-活動調査では導入が見送られた。 	実施済	
<ul style="list-style-type: none"> 平成28年末に公表した国民経済計算の平成23年基準改定において、平成26年度の統計委員会基本計画部会での報告に沿つて、建設部門の産出額について、産業連関表の計数を基に、延長年次等について建設総合統計（国土交通省）等の進捗ベースの基礎統計を活用した推計手法を新たに導入した。 	実施済	
<ul style="list-style-type: none"> 平成28年末に公表した国民経済計算の平成23年基準改定を反映した、平成28年7-9月期2次QE以降において、広範なサービス分野の産出額に係る基礎統計をサービス産業動向調査に変更した。 	実施済	
<ul style="list-style-type: none"> 国民経済計算のコモディティ・フロー法の配分比率のベースとなる平成23年産業連関表の推計において各商品の配分に係る情報が平成23年の実態に即したものになるよう産業連関幹事会の検討を通じて関係省庁と連携を行い、平成27年6月には同表（確報）の公表に至った。また、平成28年末に公表した国民経済計算の平成23年基準改定において、供給・使用表の枠組みにより延長年次の財貨・サービスごとの中間消費と中間投入を調整する方法を検討する中で、その調整結果をコモディティ・フロー法の商品別配分比率の推計につなげた。 また、「産業連続統計の体系的整備等に関する検討会議」において、事業所単位、企業単位などの産業統計の調査単位に関する議論が行われており、内閣府としても同会議に参加し検討を行い、平成29年3月23日に同会議が取りまとめた「産業連続統計の体系的整備等に関する検討会議結果報告書」において、第Ⅲ期基本計画期間中の解決に向けて検討すべき課題等として、調査単位（企業、事業所の定義、KAU（Kind of Activity Unit））の見直しが掲げられた。 	実施済 (商品別 配分比率 の推計、 企業を事 業所単位 に変換す るコンバ ータの在 り方) 及 び実施予 定(労働生 産性及 び全生 産性指 標を把 握する ための基 礎情報の整 備)	労働生産性及び 全要素生産性指 標を把握するた めの基礎情報と して、一国全体 の市場生産者の 資本別資本サー ビス量、及び、 就業者の労働時 間数について、 平成29年度内 のできるだけ早 い時期に参考系 列として公表す べく、手法の検 討、推計作業を 行う。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	
エ 一次統計等との連携強化	◎ 上記1(1)に記載した基礎統計の整備に関する事項を含む、国民経済計算及び産業連関表と一次統計との連携強化について、協議、情報共有する場を設け、優先順位・時間軸を念頭にその推進に努める。	総務省、内閣府、産業連関表作成府省庁、一次統計作成府省	平成26年度から実施する。	
(2) 経済構造統計を軸とした産業連関統計の体系的整備 ア 経済構造統計の整備	◎ 平成28年に実施される経済センサス - 活動調査については、統計調査を取り巻く環境が厳しさを増していくことを踏まえ、調査の円滑な実施と調査結果の精度向上のため、報告者の負担軽減を含めた調査計画の見直しを行う。 ○ 平成28年経済センサス - 活動調査と平成33年同調査の中間年における母集団情報の整備のための統計調査の在り方について、事業所母集団データベースの整備状況を踏まえ検討する。	総務省、経済産業省	平成28年調査の企画時期までに結論を得る。 総務省	平成27年度末までに結論を得る。

平成28年度末時点の検討状況又は進捗状況	実施済、実施困難等の別	実施予定等とした事項の今後の見通し等
<ul style="list-style-type: none"> 本課題を含めた関係府省間の連絡及び調整並びに検討を行うため、「産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議」を平成26年4月23日に設置するとともに、同検討会議の下で実質的な議論を行う「産業関連統計の体系的整備等に関するワーキンググループ」において、平成26年4月以降、協議・情報共有を行い、平成29年3月23日に実施した同検討会議にて「産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議検討結果報告書」を取りまとめた。 なお、本報告書では「新たな経済統計の作成・整備」を始め、「企業活動に係る統計の整備」等において、国民経済計算及び産業連関表と連携しつつ、検討を推進する方針を記載している。 	継続実施	
<ul style="list-style-type: none"> 平成28年経済センサス - 活動調査については、調査の円滑な実施と結果精度の向上のため、地方公共団体及び各府省との調整、試験調査、企業ヒアリング等を実施した上で、実施時期を前回の2月から今回は6月にすることや個人経営者向けに簡素化した調査票の作成等を含む新たな調査計画案を策定し、統計委員会の審議を経て、平成27年7月に総務大臣の承認を得たところ。平成28年度は、当該調査計画に基づき調査を実施した。 	実施済	
<ul style="list-style-type: none"> 「事業所母集団データベース研究会」における検討などを踏まえ、母集団情報の整備のための統計調査である経済センサス - 基礎調査の在り方については、今後、以下のとおりとする方針を平成28年2月に取りまとめた。 <ul style="list-style-type: none"> これまで5年に1回実施してきた経済センサス - 基礎調査については、今後、企業構造・活動状況及び事業所の開業・廃業状況を経常的に把握していく方法に変更する。 母集団情報の整備に当たっては、地域別、属性別、規模別等の事業所数等を把握する統計を小地域単位で毎年度作成するとともに、地域特性に応じた特別集計などを柔軟かつ機動的に行うことを目指す。 事業所母集団情報の新たな整備方法については、平成31年度からの本格的実施を目指し、引き続き、事業所母集団データベース研究会等において具体化に向けた課題等の検討を行う。 経済構造統計を軸とした産業関連統計の体系的な整備の検討状況を踏まえ、事業所母集団情報の整備において必要な措置を講ずる。 	実施済	

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
イ 経済構造統計を軸とした新たな枠組みの構築	<p>○ 上記の検討結果を踏まえ、経済センサス・活動調査の中間年における、関連する大規模統計調査を含めた調査期日の在り方、総売上高の把握等についての枠組みについて検討する。</p>	総務省、 関係府省	平成27年度末 までに結論を得る。

平成28年度末時点の検討状況又は進捗状況	実施済、 実施困難 等の別	実施予定等とし た事項の今後 見通し等
<ul style="list-style-type: none"> 平成27年5月から「産業関連統計の体系的整備等に関するワーキンググループ」における検討を開始し、平成27年度ブロック別統計主管課長会議（5～6月開催）において把握した地方公共団体の意見・要望や、関連する総務省統計局及び経済産業省の取組状況も踏まえつつ、①対象とする調査の範囲、②実施時期、③業務の平準化等について計9回の検討を実施した上で、第24回同ワーキンググループ（平成28年3月17日開催）において最終報告書を取りまとめ、第3回「産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議」に報告した。 <p>最終報告書における主な検討結果は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 対象とする調査の範囲 経済センサス・活動調査の中間年における大規模統計調査とは、毎年又は数年毎に実施する調査であって、企業・事業所を調査対象とする統計調査とする。 調査期日 経済センサス・活動調査の中間年における大規模統計調査の調査期日については、①基準年の調査である経済センサス・活動調査との比較可能性の確保、②世帯を対象とする周期調査の調査期日（主に10月頃）、③数年に一度実施される統一地方選挙及び通常選挙事務との輻輳の回避、④調査対象企業の決算公表時期等の諸事情を勘案し、原則として6月から7月の間の1日とする。ただし、企業活動の状況を決算等により把握する調査については、3月末を決算とする企業が多いという実情を踏まえ、調査期日を設定し、調査の実施時期については、6月から7月に設定することが望ましい。なお、調査対象や調査事項の特性や結果提供時期の制約等、特段の事情が認められる場合については例外とし、調査の目的を達成するための特定の調査期日・調査実施時期を設定することとする。 調査の輻輳への対応 地方公共団体における事務の輻輳対策としては、①国と地方の役割分担、②調査周期、③調査方法、④調査内容等の見直しを適切に実施し、地方の業務負担の軽減を可能な限り推進する。 総売上高の把握について 平成28年経済センサス・活動調査以降の事業所母集団情報の新たな整備方法として、経済センサス・基礎調査における事業所の活動状態（廃業、新設等）や売上高・従業者数等の把握方法を、①事業所の活動状態（廃業、新設等）を統計調査員が複数年にわたって順次把握する「ローリング調査」と、②企業等の売上高や従業者数等を職員の照会により把握する「プロファイリング活動」の2つを組み合わせて把握する方法に変更する方向で検討を進めている。このローリング調査及びプロファイリング活動については、報告者の記入負担及び地方公共団体の事務負担の軽減と母集団情報の整備に必要な情報の把握の両立を目指す取組であり、また、地方事務の平準化・負担軽減といった中間年における大規模統計調査全般の課題解決にも資するという効果も認められる。 	実施済	

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
イ 経済構造統計を軸とした新たな枠組みの構築	<p>○ 上記の検討結果も踏まえつつ、経済センサス・活動調査及び関連する大規模統計調査の役割分担等についての新たな枠組みの構築に向けて検討し、結論を得る。</p>	総務省、 関係府省	平成30年度末 までに結論を得る。

平成28年度末時点の検討状況又は進捗状況	実施済、 実施困難 等の別	実施予定等とし た事項の今後 見通し等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成28年4月から「産業関連統計の体系的整備等に関するワーキンググループ」における検討を開始し、地方公共団体の意見・要望や、関係各府省における関連する課題への取組状況の情報共有も踏まえつつ、①産業横断的整理、②事業所母集団データベース、③経済センサス - 基礎調査、④サービス関連の3統計調査、⑤農林業センサス・漁業センサス、⑥工業統計調査、⑦商業統計調査、⑧建設工事施工統計調査等について、順次検討を進め、最終的な検討結果を「産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議結果報告書」として平成29年3月23日に取りまとめた。 本報告書における主な検討結果は以下のとおり。 <p>①産業横断的整理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経済構造統計の作成・提供目的に「経済の変動」を加えるとともに、基準年と中間年との役割を整理。なお、経済構造統計は、基準年・中間年とも企業別・事業所別に集計。 ・ また、中間年経済構造統計の作成に必要な共通調査事項を整理。 ・ 中間年経済構造統計整備の第1段階として、「経済センサス - 基礎調査」（プロファイリング活動・ローリング調査）、「工業統計調査」、「商業統計調査」（年次調査）及び統合後の「サービス産業基本調査（仮称）」の結果を基にした中間年経済構造統計の作成・提供に着手。その際、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「金融業、保険業」等の取扱いについて検討。 ・ 第2段階として、建設工事施工統計調査等、上記以外の業種別統計調査については、調査対象及び共通調査事項等を整理した上で、中間年経済構造統計にデータを提供。また、中間に実施する統計調査での把握が困難な業種については、行政記録情報の活用を検討。 <p>②事業所母集団データベース</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所母集団データベースは、母集団情報の提供という従来の役割に加え、中間年における経済構造統計の作成のためのデータ集積の基盤機能を担うものと整理。 ・ 事業所母集団データベースは、母集団情報の拡充を図るため、関係府省の協力を得て、以下の事業所・企業データの格納を推進。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 法人番号関係：法人番号公表サイトに掲載された法人 (b) 農業分野：農林業センサスにおける一戸一法人等 (c) 建設業分野：建設業許可事業者名簿掲載企業 ・ また、中間年における経済構造統計の精度向上に資する観点から、事業所母集団データベースの格納対象とする統計調査の範囲拡充を図るとともに、その利用拡大にも資する情報更新・機能拡充について検討し、早期に結論を得ることが必要。 ・ 中長期的には、事業所母集団データベースの名簿情報を事業所・企業を対象とする統計調査の統一共通名簿とし、名簿整備段階の情報を含め各統計調査で共有することについても検討。 	実施済	

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
イ 経済構造統計を軸とした新たな枠組みの構築			

平成28年度末時点の検討状況又は進捗状況	実施済、 実施困難 等の別	実施予定等とし た事項の今後 見通し等
<p>③経済センサス - 基礎調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロファイリング活動及びローリング調査への移行に向けては、法制度面の整理も含めた検討を促進。 ・経済センサス - 基礎調査は、中間年における経済構造統計の中核的な調査と位置付けられ、関連する他の統計調査の在り方にも影響を及ぼすことから、以下の点について、可能な限り前広に各府省と情報共有。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 詳細な調査事項及び調査方法 (b) 調査結果として提供する統計表の内容 (c) 調査結果のうち事業所母集団データベースに登録する事項 ・経済センサス - 基礎調査の企画においては、他の主要な統計調査の調査事項・調査方法との間で合理的な範囲を超えた重複が生じないよう留意するとともに、公的事業所の年次把握に向けた検討を促進。 ・経済センサス - 基礎調査については、今回の検討を踏まえ、調査の目的をより的確に表わす調査名称に変更することも検討。 		
<p>④サービス関連の3統計調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス産業の構造を明らかにする上で重要な付加価値等を、サービス業全体で把握するため、第1段階として、サービス産業をほぼ網羅的に調査範囲としているものの、費用項目を把握していない「サービス産業動向調査」（一般統計調査）の拡大調査で実施する年次集計部分と、費用項目等を把握しているものの、調査範囲がサービス産業の一部にとどまっている「特定サービス産業実態調査」（年次の基幹統計調査）とを発展的に統合した上で、平成31年度から「サービス産業基本調査」（仮称。年次の基幹統計調査を目指す）として実施することに向け、SNAの精度向上を図る観点から、内閣府とも連携しつつ、実施計画を検討。 ・第2段階として、「サービス産業動向調査」の月次調査部分と、「特定サービス産業動態統計調査」（月次の一般統計調査）との整理・統合に向け、SNAの精度向上を図る観点から、内閣府とも連携しつつ、可能な限り速やかに検討を開始。 		
<p>⑤農林業センサス・漁業センサス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済センサス - 活動調査と、農林業センサス及び漁業センサスとの統合等は困難と整理。 ・ただし、農林業センサスで把握しているものの、これまで事業所母集団データベースに格納されていなかった「法人格を有している一戸一法人」の情報を、次回調査から同データベースに格納。また、事業所の要件に該当する可能性のある非法人の組織経営体等についても、登録の可能性について検討。 ・また、2018年漁業センサスの企画においては、総務省の協力を得て、事業所母集団データベースの活用を検討。 ・さらに、経済センサス - 活動調査（農業、林業、漁業調査票）の「個別農産品等の売上高」については、報告者の回答負担軽減及び実査事務の軽減等に資する観点から、ランク付け等による把握に見直す方向で検討。 		

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
イ 経済構造統計を軸とした新たな枠組みの構築			
	<p>◎ 2015年農林業センサスのうち、法人形態の農林業経営体について、経済センサス - 活動調査からデータ移送を受けることにより、他産業からの農業への参入状況や農林業と農林業以外の事業の関係等を把握・分析するための統計作成に向けた研究を行う。</p>	農林水産省	平成28年度から実施する。
	<p>○ 生産物分類の構築について、商品及びサービスの特性を踏まえて段階的に検討を進める。</p>	総務省、関係府省	平成26年度から検討する。

平成28年度末時点の検討状況又は進捗状況	実施済、 実施困難 等の別	実施予定等とし た事項の今後 の見通し等
<p>⑥工業統計調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工業統計調査と、経済センサス - 基礎調査（プロファイリング活動・ローリング調査）との役割分担を早急に整理し、必要に応じ重複是正を実施。 ・ また、工業統計調査で用いる名簿情報については、従来の独自名簿方式から、経済センサス - 基礎調査の見直しにより精度向上が見込まれる事業所母集団データベースに変更する方向で検討。 ・ SNAの製造業の推計について、四半期別GDP速報に加え第一次年次推計でも、生産動態統計調査の品目データを使用することになるため、SNAの精度向上に資する観点から、内閣府とも連携した生産動態統計調査の品目拡大に関する検討が必要。 <p>⑦商業統計調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中間年経済構造統計の整備やSNAの精度向上等を図る観点から、周期的に実施する方法から、経済センサス - 活動調査の中間年に毎年実施する方向で検討。この検討に伴い、平成30年度に予定している周期調査を中止するとともに、平成31年度調査の実施計画策定に向けた検討を加速。 <p>⑧建設工事施工統計調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経済センサス - 活動調査と建設工事施工統計調査の統合については、早急な統合は困難と整理。ただし、建設事業者に対しては、ほぼ同時期に両調査の記入負担が生じていることから、今後も報告者の記入負担軽減に向けた調査事項の重複是正等を検討。 ・ また、建設工事施工統計調査の母集団情報である建設業許可事業者名簿の事業所母集団データベースへの提供について検討。 ・ さらに、建設工事施工統計調査については、建設業の総売上高の把握が適切に行われるよう、経済センサス - 活動調査とのかい離の原因を検証の上、未回答企業に係る欠測値の補完の在り方や事業所母集団データベースを基に許可のない事業者も調査対象に加えること等の検討を通じ、精度向上に取り組むことが必要。 		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 2015年農林業センサスについては、平成28年3月25日に確定値を公表したところ。現在は平成28年経済センサス-活動調査結果が公表されていないため、平成24年経済センサス-活動調査結果の提供を平成28年11月に受け、2015年農林業センサス結果との経営体突合（マッチング）を行っており、他産業からの農業への参入状況や農林業と農林業以外の事業の関係等を把握・分析するための統計の作成に向けた研究に関する作業を行っているところ。マッチング終了後、集計及び分析に取り組み、平成31年度までに結論を得る予定である。 	継続実施	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成28年度は、生産物分類の構築に当たって、先進事例であるNAPCS（北米生産物分類）等について情報収集を行うとともに、我が国におけるサービス業のうち、主に学術研究及び専門・技術サービス業に属する事業所が産出する生産物の売上高等をどのような単位で把握しているのか実態を把握する調査研究（委託研究）を実施した。今後は、経済・産業構造の現状を的確に把握するため、生産物分類の整備について、平成29年度から順次取組を進める。 	継続実施	

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
イ 経済構造統計を軸とした新たな枠組みの構築	○ 売上高等の集計に関する消費税の取扱い（消費税込、消費税抜の補正）について、検討の場を設け、早期に結論を得る。	総務省、関係府省	平成28年経済センサス・活動調査の企画時期までに結論を得る。
(3) サービス産業に係る統計の整備	○ サービス産業動向調査について、国民経済計算等における利活用状況等を踏まえ、できる限り速やかに基幹統計化について検討し、結論を得る。	総務省	できる限り速やかに結論を得る。
	○ 第3次産業活動指数について、次回基準改定に向け、精度や利便性の向上など統計の有用性の更なる向上を図る。その結果を踏まえ、基幹統計化の可否を検討し、結論を得る。	経済産業省	次回基準改定までに結論を得る。

平成28年度末時点の検討状況又は進捗状況	実施済、 実施困難 等の別	実施予定等とし た事項の今後 見通し等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成26年7月から「産業関連統計の体系的整備等に関するワーキンググループ」における検討を開始し、消費税抜のデータを一次統計側が税込補正し、税込統一集計・公表することを内容とする統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドラインを、平成27年5月に正式決定した。 さらに、平成27年度には、消費税率の変更及び軽減税率制度が今後実施されるという状況変化を踏まえ、同ガイドラインの変更に向けた具体的な検討を開始し、変更案及び今後の課題を取りまとめた上で、平成29年3月に同ガイドラインを改定した。 ガイドラインの変更方針は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 税率変更への対応 <ul style="list-style-type: none"> (a) 調査対象期間中に税率変更が行われる場合においては、年間の売上高を税率変更時点前後の月数によって按分し、それぞれに新旧税率を乗じて補正する。 (b) 経過措置への対応は実査可能性の観点から補正等の対応は行わない。 (イ) 軽減税率制度への対応 <ul style="list-style-type: none"> (a) 売上高に関しては、品目別・業種別・総売上高それぞれについて、補正処理に軽減税率を用いるか否かを判断。 (b) 費用の売上原価については、現行の補正方法の枠組みを踏襲しつつ、課税対象額に対して乗じる消費税率は、業種（主業）によって軽減税率か一般税率のどちらかを用いて補正する。 	実施済	
<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス産業動向調査の産業別売上高（収入額）を四半期別GDP速報（QE）の財貨・サービス別の産出額推計に利用することについて内閣府で検討されていたが、平成27年1-3月期以降のQEにおける一部サービスの出荷額の推計について、サービス産業動向調査の利用が開始された。また、平成27年度は、前年度に引き続き「サービス産業統計研究会」を開催し、サービス産業動向調査の実施状況の検証や調査の見直しを行ってきたところ。 平成28年度には、産業関連統計の体系的整備等に関するワーキンググループにおける検討及び「統計改革の基本方針」（平成28年12月21日経済財政諮問会議）を踏まえ、経済産業省と連携してサービス産業動向調査（拡大調査）と特定サービス産業実態調査を発展的に統合し、基幹統計化するとの結論を得た。当該統合による新たな年次調査について、平成31年度の初回調査の実施に向け平成29年度中に実施計画を策定する予定である。 	実施済（サービス産業動向調査（拡大調査）及び検討中（サービス産業動向調査（月次調査）））	サービス産業動向調査（月次調査）と、特定サービス産業動態統計調査の整理・統合については、可能な限りすみやかに検討し、平成34年度までに結論を得る予定。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 第3次産業活動指数（以下「3次指標」という。）は、平成27年9月に平成22年基準改定を実施し、基準時、ウェイト算定期次、業種分類及び採用系列の見直し、また再編集系列を拡充する等により、産業構造の変化に即したサービス活動の実態をより適切に反映した指標に改めるとともに、多様な分析の用途に資するものとした。基準改定後は、3次指標の分析事例を経済産業省統計HPやフェイスブック等へ定期的に掲載し、利活用促進を図っているところ。 一方、3次指標の更なる質的な向上を目指す上では、個別業種の活動状況を適切に捉えた一次統計データの採用を増やすことが重要であるが、平成17年基準時に採用していた一次統計データの中には調査が終了となつたものも存在するなど、3次指標の作成に用いる一次統計データの充実が進んでいない状況であり、更なる精度向上は難しい状況である。 こうした状況を踏まえ、基幹統計化はできないとの結論に至った。 	実施済	

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(3) サービス産業に係る統計の整備	○ サービス産業に係る統計の横断的整備として、関係府省の協力を得て、付加価値等の構造面を把握する統計の在り方について研究を進める。	総務省	平成26年度から実施する。
(4) 企業活動に係る統計の整備	○ 企業活動に関する各種統計調査で共通的に把握すべき項目を整理した上で、事業所母集団データベースを活用し、企業活動を産業横断的に把握する統計の作成及び提供について検討する。	総務省、関係府省	平成26年度から検討する。
	○ 情報通信業基本調査について、企業活動を産業横断的に把握する統計の作成及び提供についての検討状況を踏まえ、基幹統計化についての結論を得る。	総務省、経済産業省	上記の検討を踏まえ、可能な限り早期に結論を得る。

平成28年度末時点の検討状況又は進捗状況	実施済、 実施困難 等の別	実施予定等とし た事項の今後 見通し等
<ul style="list-style-type: none"> サービス産業に係る統計の横断的整備として、平成27年度及び28年度は、「サービス産業統計研究会」において試算結果等を提示し、有識者及び関係府省も交えて議論を行った。また、平成28年度は、産業関連統計の体系的整備等に関するワーキンググループにおける検討を踏まえ、経済産業省と連携して、サービス産業動向調査と特定サービス産業実態調査等の発展的統合についての検討とともに、付加価値額等の構造面を把握する統計の在り方について研究を進め、他統計による付加価値額の試算結果の妥当性等を評価することは困難であるとの結論を得た。 	実施済	
<ul style="list-style-type: none"> 平成26年11月から「産業関連統計の体系的整備等に関するワーキンググループ」における検討を開始し、本統計の①整備目的、②対象範囲、③位置付け等の基本的な考え方を整理した。 また、本件に関連する詳細な検討（海外文献調査等）を実施するため、民間事業者・外部有識者を活用した調査研究を開始し、平成28年2月及び平成29年2月に調査報告書を取りまとめた。 平成28年度は、調査報告結果や他の検討課題との関連を整理しつつ、以下のとおり検討結果を取りまとめた。 (a)企業活動を産業横断的に把握する統計については、各統計調査の結果を事業所母集団データベースに登録し集計する方針で実施する方向で検討し、第1段階として、「基本調査事項を把握する統計」を整備。 (b)この第1段階の取組は、経済構造統計を中心とした新たな枠組みの一環として実施し、中間年経済構造統計の集計結果として公表する方向で検討。 (c)さらに、第2段階として、「大規模企業の実態を横断的に把握する統計」の実現に向けた検討を開始。 	実施済	
<ul style="list-style-type: none"> 情報通信業基本調査の基幹統計化については、問題点及び方向性の整理、あり方に関する勉強会を行うとともに、産業関連統計の体系的整備等に関するワーキンググループに参画し検討を行った。産業横断的に把握する統計については、同ワーキンググループ終了後も引き続き検討する整理となったことから、平成28年度中に結論を得るまでには至らなかった。 	実施予定	今後は産業関連統計の体系的整備等に関するワーキンググループの検討結果及びサービス関連統計における本調査の取り扱いについての検討を踏まえ、平成29年度までに一定の結論を得る。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(4) 企業活動に 係る統計の整備	<p>○ 事業所を対象とした統計調査における同一企業内取引について、報告者の負担を考慮した上で、その把握可能性について検討する。</p>	総務省、 経済産業省、 関係府省	平成27年度末 までに結論を得る。
	<p>○ 平成24年経済センサス - 活動調査の結果を、平成21年経済センサス - 基礎調査で把握された企業グループの情報を活用して集計し、企業グループに関する統計の研究を行う。</p>	総務省	平成26年度か ら実施する。
	<p>○ 事業所母集団データベースにおける企業グループの把握の進捗を踏まえ、純粹持株会社実態調査の結果と合わせ、純粹持株会社のグループ活動を明らかにすることについて検討する。</p>	経済産業省	平成29年度末 までに結論を得る。

平成28年度末時点の検討状況又は進捗状況	実施済、実施困難等の別	実施予定等とした事項の今後の見通し等
<ul style="list-style-type: none"> 平成27年6月に開催した第15回「産業関連統計の体系的整備等に関するワーキンググループ」にて本件に関する検討を開始し、把握の必要性や既存調査事項における算出の可能性等を整理した。 また、企業活動の産業横断的把握の観点から同一企業内取引に関する検討を平成28年度委託研究に組み込み、その一環として実施した企業ヒアリング結果及び「財の移動を伴う企業内取引」と「財の移動を伴わない企業内取引（企業内サービス活動）」の両面から、その把握可能性を検討したものの、以下の理由から困難との結論を得た。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 企業の内部取引額を把握する管理会計を採用していない企業が一定数存在し、報告者負担の増加が伴う。 (b) 企業内サービス活動における社内売上等を計上しているのは、一部の企業、一部の活動に限定される。 (c) 同一企業内取引額の計上方法に共通の基準がない中で、統計調査側で基準を設けたとしても、それに沿った回答を求めるることは、大きな報告者負担が発生する。 平成28年経済センサス - 活動調査においては、同一企業内取引の把握については困難という結論を得て調査計画案を策定し、統計委員会から適当である旨の答申（平成27年6月）を得たところ。【総務省及び経済産業省】 	実施済	
<ul style="list-style-type: none"> 企業グループに関する統計の研究として、個票を用いた研究を進め、平成24年経済センサス - 活動調査の結果を、平成21年経済センサス - 基礎調査で把握された企業グループの情報を活用して集計し、企業グループの経済活動について明らかにした。研究結果については、統計学会等において平成26年経済センサス - 基礎調査の結果も含め発表を行い、統計局ホームページにおいて公表した。 事業所母集団データベースにおける企業グループの把握の進捗及び純粹持株会社実態調査の結果を踏まえ、平成28年度から、純粹持株会社グループの活動実態把握方法の方向性の検討及び有識者へのヒアリングを行った。 	実施済 実施予定	29年度は、調査研究により平成26年経済センサス - 基礎調査の「親会社と子会社の名寄せによる集計に関する特別集計」との比較分析を行い、純粹持株会社グループの活動を明らかにする。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(4) 企業活動に係る統計の整備	④ 四半期別法人企業統計調査の資本金1,000万円から2,000万円までの標本抽出方法の見直し（売上高で細分化して層化抽出を行う等）を検討する。	財務省	平成28年度末までに結論を得る。
(5) 経済活動のグローバル化に対応した統計の整備	<p>【計画本文記載事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 國際収支マニュアル第6版に準拠した國際収支統計の見直しの定着度合や利用者の反応をフォローアップする。 ○ 事業所母集団データベースの企業情報と貿易統計とのマッチングを行うことにより、輸出入行動を当該企業の企業特性（外資比率等）と関連付けた、新たな統計を作成することについては、両データベースの収録情報の接続が可能か否か、本来の行政手続の円滑な実施が阻害されないか、個別企業の情報が識別されることがないか等といった観点から、引き続き、その作成が可能か否かを検討する。 	(財務省)	
		財務省	平成28年度末までに結論を得る。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貿易統計については、統計調査以外の方法により作成される統計であることから、その特性に留意するとともに、国民への情報提供の充実、本来業務への要請と両立し得るかという観点等も考慮し、引き続き基幹統計化の可否について検討する。 	財務省	平成30年度末までに結論を得る。

平成28年度末時点の検討状況又は進捗状況	実施済、実施困難等の別	実施予定等とした事項の今後の見通し等
<ul style="list-style-type: none"> 四半期別法人企業統計調査の資本金1,000万円から2,000万円までの標本抽出方法の見直しとして、売上高で細分化して層化抽出を行うためには、母集団名簿に売上高に関する情報が含まれている必要があるが、法人企業統計調査で使用している母集団名簿には、売上高に関する情報は含まれていない。このため、売上高に関する情報を含む事業所母集団データベースの活用が前提となる。しかしながら、法人企業統計調査の母集団名簿と事業所母集団データベースには法人数のかい離が生じているため、当省において、法人企業統計と経済センサスの名簿のマッチングを行ったところ、資本金1億円以上については大部分の法人が一致したが、資本金1億円未満については大きくかい離していることが判明した。 <p>かい離の要因解明については、総務省において平成31年度から、新たな経済センサス基礎調査として、プロファイリング活動及びローリング調査が毎月経常的に実施され、結果も毎年公表される予定であることから、この結果をにらみつつ、売上高や雇用者数等による層化抽出について検討することとしている。</p>	検討中	売上高や雇用者数等による層化抽出について平成34年度までに検討する。
<ul style="list-style-type: none"> 国際収支マニュアル第6版に準拠した国際収支統計の見直しの定着度合や利用者の反応を、ヒアリング等を通じて引き続きフォローアップした。 		
<ul style="list-style-type: none"> 当該措置については、本来の行政手続の実施が阻害されない範囲（適正申告及び円滑な通関の確保）で実施されるよう、輸出入申告者への追加的な負担を生じさせないことを前提に、貿易統計データの既存情報をを利用して作成することが可能か否かについて検討した。また、貿易統計と事業所母集団データベースの収録情報の接続が技術的に可能か否かについて、システム担当等を含めた検討も実施した。 <p>その結果、貿易統計データの既存情報にある項目と事業所母集団データベースの既存情報の項目に共通キーが存在しておらず、両データベースの収録情報の接続が極めて困難である状況であり、現時点でこれ以上の検証・検討は難しいとの結論を得た。</p> <p>しかしながら、今後、接続に必要な共通キーとなり得る、例えば、法人番号が導入される等の進展によっては、引き続き検討する余地があるものと考えられる。但し、仮に共通キーの課題が解決したとしても、本来の行政手続きの円滑な実施に支障が出ないよう、また個別企業の情報が識別されないよう処理が行われる必要があり、事業所母集団データベースの提供を受けることにより実施されることが前提となると考える。</p>	実施済	
<ul style="list-style-type: none"> 基幹統計化の可否については、貿易統計の特性に留意しつつ引き続き検討を行ってきたところ、例えば、輸出入の許可に必要な項目の追加等は輸出入者の理解を得ることが困難であり、本来の行政手続き（適正申告及び円滑な通関の確保）の実施に影響が及ぶ可能性があるため、実施困難との結論を得た。 	実施済	

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(5) 経済活動のグローバル化に対応した統計の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 海外事業活動基本調査の更なる充実、精度向上を行い、基幹統計化の可否についても検討する。 	経済産業省	平成28年度末までに結論を得る。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係府省等の協力の下、一般政府収支、一般政府債務総額、金融健全性指標等に関するデータの四半期化等について、必要な対応を検討する。 	財務省、総務省、内閣府、金融庁、国土交通省	平成26年度から検討する。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上記の一環として、財政統計の担当省の協力を得て、一般政府収支の四半期ベースでの把握や発生主義での推計手法を検討する。 	内閣府	平成26年度から検討する。
2 分野別経済統計の整備 (1) 環境に関する統計の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭からの二酸化炭素排出実態を把握するために必要な統計調査の本格実施に向けた検証など、温室効果ガスの排出及び吸収に関する統計データの更なる充実に取り組む。 	環境省	平成26年度から実施する。

平成28年度末時点の検討状況又は進捗状況	実施済、実施困難等の別	実施予定等とした事項の今後の見通し等
<ul style="list-style-type: none"> 海外事業活動基本調査の更なる充実、精度向上については、母集団名簿の拡充について、平成21年経済センサス - 基礎調査を使った調査対象の捕足、外為法届出情報の活用の検討を行った。また、精度向上については、記入率向上の方策として、未記入率の把握、本調査の利用状況のヒアリング、改善策の検討を行った。 <p>上記の検討を踏まえた基幹統計化の可能性については、①母集団名簿の作成、②現地法人調査票の記入率の向上が課題である。①については平成21年経済センサス - 基礎調査を活用し調査対象名簿の一部補足を行ったものの、当該調査と対象範囲がほぼ合致する外国為替及び外国貿易法届出情報の活用が電子データの不備等により活用できなかつた。②については、政策上の有用性が高い「売上高及び仕入高の内訳」において、調査事項と記入者側の帳簿整備状況が一致していないケースもみられ、記入率の向上が期待できないこと、また、記入率の低い項目であっても政策上必要な項目が多々あり調査事項の削減も困難である。これらを踏まえると、基幹統計化に必要な品質に達していないため、基幹統計化は困難であるとの結論を得た。</p>	実施済	
<ul style="list-style-type: none"> 平成28年3月に金融健全性指標の四半期データの公表を開始した。また、IMFの特別データ公表基準（SDDS）プラス参加に向けてIMFとの具体的な調整を行い、4月18日に参加した。その後、同年6月3日に関係省庁で連絡会議を開催するなど、関係省庁等で協力しつつ、一般政府収支、一般政府債務総額の推計に必要となるデータの検討や公表に向けた準備を行っており、平成33年度末までに実施する予定である。 	実施済	
<ul style="list-style-type: none"> 基礎統計に制約のある四半期別の地方政府の支出額に係る情報を把握するべく、平成27年6月末分以降、地方公共団体消費状況等調査（内閣府）を拡充し、67の全都道府県・政令指定都市の情報把握を開始するとともに、一般政府の税収について発生ベースによる推計手法の検討を進めた。 	実施済	
<ul style="list-style-type: none"> 温室効果ガスの排出及び吸収に関する統計データの更なる充実について、平成27年度は「温室効果ガス排出量算定方法検討会」を1回開催し、国際ルールの変更や最新の科学的知見を踏まえ、温室効果ガスの算定方法の精緻化を行つた。（27年度の検討結果を基に、28年4月には精緻化された算定方法による「平成26年度 温室効果ガス排出量（確報値）」を公表し、気候変動枠組条約事務局に提出した。） <p>家庭からの二酸化炭素の排出実態を把握する統計の整備のため、総務省から一般統計調査の承認を得て「家庭からの二酸化炭素排出量の推計に係る実態調査 全国試験調査」を平成26年10月から27年9月にかけて実施した。調査結果として平成28年3月24日に報道発表資料（「家庭からの二酸化炭素排出量の推計に係る実態調査 全国試験調査」の結果（速報値）について）を公表した。また、平成28年6月の確報値及びe-Sstatによる統計表の公表を実施した。本格調査に向けた総務省への一般統計調査の承認申請を行い平成28年11月4日付で「家庭部門のCO₂排出実態統計調査」が承認された。これに基づき平成29年4月からの調査に向けて準備をしているところである。</p>	継続実施	

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(1) 環境に関する統計の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物等に関する統計の精度向上及び公表の迅速化に向けた更なる検討を行う。 	環境省	平成26年度から検討する。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成23年環境分野分析用産業連関表の作成において、平成17年表で精度が不十分であった部門別投入量等の把握を行うなど、課題の解決方法を関係府省の協力を得ながら検討する。 	環境省	平成29年度末までに結論を得る。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ エネルギー消費統計については、総合エネルギー統計への組込みに向けて、これまで行ってきた検討により明らかとなった問題点、課題等の解決に取り組むとともに、引き続きデータの精緻化を図る。 	資源エネルギー庁	平成26年度から実施する。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上記の検討を踏まえ、エネルギーに関する統計について体系的な整備を行い、基幹統計の範囲について検討を行う。 	資源エネルギー庁	平成29年度末までに結論を得る。

平成28年度末時点の検討状況又は進捗状況	実施済、実施困難等の別	実施予定等とした事項の今後の見通し等
<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物等に関するデータの精度向上及び公表の迅速化について、「循環利用量調査改善検討会」を開催し、検討を行ってきた。迅速化については、一部の廃棄物等について発生量を推計することなどにより、一定の成果を得たことから、近年では精度向上に主眼を置いており、平成26年度は主に特別管理産業廃棄物の焼却量の推計方法の精度向上、平成27年度は産業廃棄物の中間処理プロセスの精緻化について検討を行ってきた。 <p>平成28年度は「循環利用量調査改善検討会」を3回開催（10月、11月、3月）、より具体的に課題を検討、整理するための作業部会を2回開催（11月、1月）し、主として産廃統計調査の課題の整理や、新たな循環利用量実態把握手法の検討を行った。</p> <p>産廃統計調査の課題の整理については、都道府県へのアンケート調査及びヒアリング結果等を踏まえ産廃統計調査の調査手法、推計方法や廃棄物の取り扱いにおける課題と解決策の整理案を策定した。</p> <p>新たな循環利用量実態把握手法の検討については、副産物等について「産業廃棄物排出・処理状況調査における不要物等発生量を用いた算出方法」及び「業界団体統計資料等を用いた算出方法」の2つの算出方法の検討を行い、それぞれの試算結果を踏まえ、今後の検討方針（案）を策定し、引き続き副産物等の算出方法について検討することとした。</p>	継続実施	
<ul style="list-style-type: none"> 平成23年環境分野分析用産業連関表の作成については、平成25年度に作成した作成要領案に基づき、平成26年度から27年度にかけて、推計方法の精度向上の方策など、同連関表の数値計上の検討を実施した。平成28年度は、「環境分野分析用産業連関表のあり方に関する検討会」を開催し、作成した同連関表の数値の妥当性を確認しつつ、既存公的統計との整合性を合わせるための検討を集中的に実施し、数値の計上方法の精度向上について検討を実施した。 	実施予定	平成29年度に結論を得るべく、引き続き平成23年環境分野分析用産業連関表の作成に向けて検討を進める。
<ul style="list-style-type: none"> 課題である時系列安定化などに向けて、委託研究により得られた方策を採用し、平成27年度調査（28年4月から6月にかけて実施し、29年4月を目指して公表）において、①標本を半数ずつ入れ替えるローテーション・サンプリングの導入、②差推定の導入、③時系列での外れ値排除処理の導入、などを実施した。 	検討中	平成34年度末までに結論を得る予定
<ul style="list-style-type: none"> エネルギーに関する統計の体系的な整備として、資源エネルギー庁にエネルギーに関する統計を集約させるために、経済産業省特定業種石油等消費統計調査の所管部署を調査統計部から資源エネルギー庁に変更手続きを平成26年度に実施し、平成28年1月から実際に調査を開始した。また、エネルギー消費統計調査を中心に、基幹統計の範囲を検討中である。 	検討中	基幹統計の範囲について、平成34年度末までに結論を得る予定

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(2) 観光に関する統計の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ T S Aについて、引き続き内閣府の協力を得つつ、平成23年度公表に至る作成経験等を踏まえた、更なる精度向上や未整備な表の作成に取り組み、その充実を図る。 	観光庁	平成26年度から実施する。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県の観光入込客統計について、現行推計方法の検証により精度向上に向けた改善を検討する。また、各都道府県が統計整備を継続するために、利活用につながる分析事例等の提示を行い、地域の観光統計の改善を支援する。 	観光庁	平成26年度から実施する。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 観光地域経済調査について、調査の実施に際して明らかとなった課題の解決や調査結果の有用性を踏まえた利活用について検討を行い、平成28年度における次回調査の実施の可否等について早期に結論を得る。 	観光庁	平成26年度末までに結論を得る。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 宿泊旅行統計調査及び旅行・観光消費動向調査など既存の観光統計について、それぞれ統計の精度向上に取り組む。 	観光庁	平成26年度から実施する。

平成28年度末時点の検討状況又は進捗状況	実施済、 実施困難 等の別	実施予定等とし た事項の今後 の見通し等
<ul style="list-style-type: none"> 全部で10表あるTSAの各表のうち、未整備の第8表から第10表について、整備に向けて作成方法の試行を行いつつ検討を進めた結果、第8表及び第10表は作成可能の見通しが立ったため、平成25年版から作成し、平成27年3月に公表した。一方、第9表（観光集合消費）については、観光集合消費を算出することが資料上の制約や技術の上で困難であること、また、TSA導入国が必ずしもTSA全表を整備していないことに鑑み、同表は作成しない予定である。 	実施済	
<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度より、都道府県の観光入込客統計について、全国の地方運輸局において、地方公共団体の観光統計担当者を対象とした説明会を開催し、観光地点の入込状況の把握や近隣都道府県との観光消費額の比較など、分析事例等を紹介しており、平成28年度も同様の取組を実施した。平成29年3月に開催した第12回観光統計の整備に関する検討会において、上記の精度向上に向けた改善実施内容を報告し一定の評価を得た。 	実施済	
<ul style="list-style-type: none"> 観光地域経済調査について、平成24年度の調査結果の利活用に向け、自治体向けに周知活動、ニーズ調査、モデル地域を対象とした分析事例の作成等を実施した。 平成24年度の調査設計の課題等については、解決は技術的に困難と判断しつつあったが、一方で、地方創生に向けた各種施策を政府が進めている中、効果測定や新たな施策を実施していくにあたり、地域観光統計の必要性は高まっている状況である。 こうした状況を受け、都道府県別の旅行者数と旅行消費額について、既存の観光統計を用いた加工統計の作成に着手するとともに、平成24年度の調査設計の課題等の解決が技術的に困難であることを受け、平成28年度の調査は行わないこととした。 	実施済	
<ul style="list-style-type: none"> 宿泊旅行統計調査については、精度向上のためオンライン調査に係る周知・普及方法の改善策や、オンライン調査以外でも調査対象施設の協力が得られやすい環境の整備に向けた取組について検討し、回収率の向上を図る取組を実施しているところである。 また、旅行・観光消費動向調査の精度向上について、同調査は現在、速報値及び確報値を公表しているが、速報値から確報値への改定により、値が約10%押し下がる傾向が見受けられた。この傾向の解消に向けて、調査票の各設問の記入率の状況を調べた結果、過去6か月の旅行回数の回答が必要なため、忘却等の要因により過小申告となることが要因と考えられたことから、平成28年の調査以降、調査期間を6か月から3か月に縮小したところ、速報値と確報値の差が縮小しており、精度の向上が見られた。この結果を踏まえ、平成29年中に調査票を変更し、平成30年1-3月期分より新調査票による調査を実施する予定である。 	継続実施	

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(2) 観光に関する統計の整備	○ 上記の検討を踏まえ、宿泊旅行統計調査及び旅行・観光消費動向調査について、観光地域経済調査及び国際基準との整合性を勘案した上で、基幹統計化に向けた観光統計の体系的整備について検討し、結論を得る。	観光庁	平成28年度末までに結論を得る。
(3) 交通に関する統計の整備	① 物流の効率化を輸送モード横断的に評価するため、輸送貨物品目分類の統一及び品目別輸送量の把握を行う。 ② 環境に関する基礎統計の整備として、関係府省と連携を取りながら内航海運や自動車における燃料消費量を把握する統計の精度向上に取り組む。	国土交通省	平成28年度末までに実施する。
	③ 自動車輸送統計を総合的に活用するため、輸送量に加え、ロードファクター（積載効率、実車率等）の把握とともに、他の輸送統計や行政記録情報の活用も含めて体系的整備を行う。	国土交通省	平成28年度末までに体系的整備に向けた考え方の結論を得る。
(4) 建設・不動産に関する統計の整備	○ 建築物リフォーム・リニューアルについて、建設総合統計及び国民経済計算へ反映することを目的とした投資額の把握と、住宅施策等の適切な推進に寄与するための工事内容ごとの投資額等の把握を図る。 なお、建築着工統計で一部把握されている建築物リフォーム・リニューアル投資額部分との重複に関する取扱いの整理なども行う。	国土交通省	平成27年度末までに結論を得る。

平成28年度末時点の検討状況又は進捗状況	実施済、実施困難等の別	実施予定等とした事項の今後の見通し等
<ul style="list-style-type: none"> 上記のとおり宿泊旅行統計調査及び旅行・観光消費動向調査については、平成29年3月に開催した第12回観光統計の整備に関する検討会において、地域観光統計の精度向上や、旅行者の旅行形態の変化に対応した改善方策等を検討する必要があり、基幹統計化についても、これらについて改善をした上で、複数年の調査結果を検証し精度面や安定性といった条件の整ったものから基幹統計化に向けた体系整備を目指すとの結論を得た。 	検討中	平成34年度末までに結論を得る。
<ul style="list-style-type: none"> 自動車輸送統計調査及び内航船舶輸送統計調査（いずれも基幹統計調査）について、陸上輸送及び海上輸送の比較可能性の向上等の観点から、輸送貨物品目分類の見直しを行い、平成27年度の調査から適用した。 	実施済	
<ul style="list-style-type: none"> 内航船舶輸送統計調査については燃料消費量の精度向上のため、平成27年度の調査から、従前の月間総輸送量に加えて新たに月間総燃料消費量についても目標精度（5%）を設定した標本設計により、調査を実施した。 自動車燃料消費量調査についても、平成28年度の調査から、従前の原単位に加えて新たに月間総燃料消費量について目標精度（5%）を設定した標本設計により、調査を実施した。 	実施済	
<ul style="list-style-type: none"> 自動車輸送統計調査については、貨物営業用については最大積載量別、また、旅客営業用乗合については一般路線・高速路線別の実現可能性を確認するため、平成27年9月から11月の間、自動車輸送統計予備的調査を実施し、「自動車輸送統計調査の体系的整備に向けた分析・検討に係る委員会」を平成28年9月に設置し、この調査の検証結果について議論を実施したところ、貨物営業用における最大積載量別の輸送実績の一部（輸送トン数等）及び旅客営業用乗合における輸送実態（一般路線・高速路線）別の輸送実績の再現について実現可能であることを確認した。 平成29年度は、貨物営業用における最大積載量別の輸送実績の一部（輸送トンキロ等）について、より統計精度の高い数値の実現可能性を検証すべく、予備的調査を実施する予定である。 	検討中	平成30年度には予備的調査の調査結果について分析・検討を行い、体系的整備に向けた考え方の結論を得た上で、平成31年度以降、実施する予定である。
<ul style="list-style-type: none"> 基本計画において課題として挙げられた事項全体について、建築物リフォーム・リニューアル調査の調査内容の見直しを行い、平成27年11月18日に総務大臣より当該調査（一般統計調査）の変更承認を受け、平成28年度から見直し後の調査を実施している。 見直し内容については、①建設総合統計等へ反映するため、改裝・改修工事（建設投資部分）と維持・修理工事（消費部分）に項目を分けて投資額の把握を行うこととした。②CO₂削減等環境負荷低減など住宅施策等の適切な推進に寄与するため、省エネルギー工事の部位別工事内容についての投資額の把握を行うこととした。③建築物リフォーム・リニューアル調査と建築着工統計調査との重複部分を把握するため、建築工事届提出の有無についての項目を追加することとした。 なお、国民経済計算等への反映については、見直し後の調査により得られるデータの蓄積が必要であることから、遡及推計及び反映時期等の具体的な事項について、引き続き内閣府と調整を行う予定である。 	実施済	

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(4) 建設・不動産に関する統計の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 5年ごとに実施する法人土地・建物基本調査を中心とした体系的整備を進めるため、中間年における土地取得のフローを継続的に把握する必要性等を整理した上で、フローとストックの情報を構造的に把握することを検討し、結論を得る。 	国土交通省	平成30年法人土地・建物基本調査の企画時期までに結論を得る。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成25年法人土地・建物基本調査等の結果を踏まえ、世帯、公的部門も含めた我が国の土地の所有及び利用状況の全体の捉え方について検証を行う。 	国土交通省	平成27年度から実施する。
3 人口・社会、労働関連統計の整備 (1) 社会保障全般に関する統計の整備	<p>【計画本文記載事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ SHA手法に基づく保健医療支出推計については、引き続き、推計の基となる既存統計等の精度向上に努めるとともに、OECDにおけるSHA改定に積極的に関与し、国際比較可能性の向上を図る。 	(厚生労働省)	

平成28年度末時点の検討状況又は進捗状況	実施済、実施困難等の別	実施予定等とした事項の今後の見通し等
<ul style="list-style-type: none"> 平成25年法人土地・建物基本調査結果及び平成26年土地動態調査結果等を踏まえ、検討することとしており、平成26年度中に、学識経験者等からなる「土地基本調査研究会」において、調査の実施状況及び基本計画の「具体的な措置、方策等」について説明し、認識を共有したところである。 平成28年度においては、学識経験者等からなる「平成30年土地基本調査に関する研究会」を新たに立ち上げ、第1回研究会を平成29年1月に開催し、基本計画の「具体的な措置、方策等」について検討・議論を行ったところである。平成29年6月に開催予定の第2回研究会にて検討内容を取りまとめた上で、平成30年法人土地・建物基本調査の企画時期（平成29年度中）までに結論を得る予定である。 	実施予定	平成30年法人土地・建物基本調査の企画時期（平成29年度中）までに結論を得る予定である。
<ul style="list-style-type: none"> 平成25年法人土地・建物基本調査結果等を踏まえ、検討することとしており、平成26年度中には、学識経験者等からなる「土地基本調査研究会」において、調査の実施状況及び基本計画の「具体的な措置、方策等」について説明し、認識を共有したところである。 また、平成27年度においては、平成27年12月に「土地基本調査研究会」を開催し検証に着手した。平成28年度においては、学識経験者等からなる「平成30年土地基本調査に関する研究会」を新たに立ち上げ、第1回研究会を平成29年1月に開催し、「我が国の土地所有・利用状況に係る全体の捉え方の検証」について検討・議論を行い、「経済センサスで把握されるような経済活動と土地の所有・利用との関係整理」、「我が国（全体）としての捕捉率の向上」といった具体的な課題として整理し、これらの課題については平成35年度調査以降の中長期的な検討課題としたところである。 	実施済	
<ul style="list-style-type: none"> 保健医療支出推計のデータソースの一つとして利用されている「国民医療費」の推計について、統計の精度向上の観点から使用データの一部見直しや、より詳細なデータの追加等を行うとともに、結果の拡充を行った。 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 医科診療医療費における病院と一般診療所の按分に使用するデータの対象月の変更（4-3→5-4審査月）（平成26年度実施） 傷病分類別の表における傷病（再掲項目）の追加及び診療種類別の表における労働者災害補償保険の歯科診療医療費の表章の追加。（平成26年度実施） 難病の患者に対する医療等に関する法律の施行に伴い、公費負担医療給付分として当該法に基づく特定医療の給付費を追加した。（平成28年度実施） 特定医療に関する使用データについて、総額のみの事業実績報告から、診療種類別に表章されている業務統計（衛生行政報告例）に変更する予定。 <p>また、「介護給付費等実態調査」について、平成27年介護報酬改定を踏まえた結果表章の見直しを行うとともに、厚生労働省として、S H A手法に基づく医療保健支出推計の推計方法を検討するO E C DのS H A検討委員会に出席し必要な情報の収集等を行った。</p> <p>【見直し内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 小規模多機能型居宅介護の短期利用別、複合型サービスの看護小規模多機能型居宅介護・短期利用別の追加等（平成27年実施） 		

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(1) 社会保障全般に関する統計の整備	◎ 社会保障費用統計の公表時期の早期化、ILO基準に基づいた制度間移転のクロス集計の充実及び集計項目の細分化に努める。	厚生労働省	平成26年度から実施する。

平成28年度末時点の検討状況又は進捗状況	実施済、 実施困難 等の別	実施予定等とし た事項の今後 の見通し等
<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度より、公表時期の早期化、ILO基準に基づいた制度間移転のクロス集計の充実及び集計項目の細分化について検討した。 <p>1. 公表早期化</p> <p>社会保障費用統計はOECD基準とILO基準からなる。そのうちOECD基準の「保健」は、平成27年度まで厚生労働省「国民医療費」のうち患者負担を除く額を使用し、平成26年度は11月11日、平成27年度は10月23日に公表した。しかし、国民医療費を使用すると、これ以上の早期化は難しい上、今後も同統計の公表時期が不測の事態で遅れることも考えられるため、各省と協議し、他の方法を検討した。その結果、平成28年度からは、OECD基準の「保健」の集計に、IHEP(医療経済研究機構)がOECDに登録している公的保健医療支出の速報値を用いることとした。これにより、平成28年度は、例年より2~3ヶ月早い、平成28年8月5日に公表を行い、早期化を達成した。</p> <p>2. クロス集計の充実及び集計項目の細分化</p> <p>平成27年度では、以下の取組を行った。</p> <p>第16表 社会保障給付費参考表2（介護保険）の追加：ILO基準の社会保障給付費の基礎表である集計表2では、各医療保険者の収入として介護保険第2号被保険者の介護保険料徴収分が計上されている一方で、介護保険の保険料拠出は第1号被保険者分のみの計上となっていたため、制度設計上の収入構成と一致していない。そこで第16表では、各医療保険者の介護保険分の集計を再掲し、また介護保険には第2号被保険者分の保険料収入を別掲することで、制度設計上の収入構成を再現できるように工夫した。</p> <p>第19表 児童・家族関係給付費の推移（1975~2013年度）において、児童福祉サービス費のうち保育所費が占める金額を再掲して細分化した。</p> <p>平成28年度は新たなクロス集計表（年金、医療）の検討を進めてきたが、公表早期化に係る手続きを優先したため、年度末までに完成に至らなかつた。また、OECD基準の「保健」の集計において、公的保健医療支出の速報値を用いたことに伴い、制度レベルに細分化し公表することは技術的にできなくなつた。（平成27年度に第21表「制度別・分野別社会支出」において、「保健」を制度レベルに細分化して公表していたが、平成28年度では不可能となつた。）</p>	実施済（公表時期の早期化、集計項目の細分化）及び実施予定（クロス集計の充実）	クロス集計表の充実（年金、医療）については平成29年度末までに実施予定である。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(1) 社会保障全般に関する統計の整備	○ 医療、福祉及び介護に関する統計について、統計の利便性、有用性等の向上を図るため、これらの分野における統計体系の全体像を整理し、公表する。	厚生労働省	平成26年度末までに実施する。
(2) 人口減少社会やワーク・ライフ・バランスに対応した統計の整備	○ 国勢調査について、ＩＣＴや高齢化の進展等を踏まえ、オンライン調査の対象を全国に拡大するとともに、報告者の特性にも配慮した記入支援を行うなど、調査方法等の見直しを進める。また、調査結果について、一層の公表時期の早期化に努める。 ○ 現在推計人口の基幹統計化について、集計の充実に向けて都道府県間移動等に係る外国人人口に関する新たな推計方法の検討を推進し、結論を得る。	総務省	平成27年調査の企画時期までに結論を得る。
	○ 欧州統計家会議（C E S）による「生活時間調査に関するガイドライン」（Guidelines for Harmonizing Time-Use Surveys）の内容を精査し、社会生活基本調査（基幹統計調査）の調査計画の検討に活用する。	総務省	平成28年調査の企画時期までに結論を得る。

平成28年度末時点の検討状況又は進捗状況	実施済、 実施困難 等の別	実施予定等とし た事項の今後 見通し等
<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度以前は、厚生労働省ホームページで厚生労働統計の体系図として、「分野別・対象別にみた厚生労働統計一覧」を示していた。しかしながら、これまで示していたものは、以下に示す課題があり、知りたい統計を見つけにくいものとなっているほか、全体像が分かりにくいものとなっていた。 <ul style="list-style-type: none"> ① 分野によって含まれる統計の数が異なり、分野によっては、多くの統計が掲載されている（統計の数に比して、区分が大雑把）。 ② 似たようなテーマの統計が分散して掲載され、区分の中に違うテーマの統計が混在している。 ③ 業務統計が十分に掲載されていない。 <p>上記の課題を改善するため、平成26年度では、既存の調査統計（約100本）に加え、業務統計（約70本）を追加する必要があるため、更に、分野を細分化することによって、整理することとした。基本的には2階層（大分野・中分野）とし、平成26年度末に「厚生労働統計調査・業務統計等体系図（分野別・対象別一覧表）」を厚生労働省ホームページに掲載した。</p> <p>平成27年度においては、「厚生労働統計一覧」（厚生労働省で実施している主な統計調査や業務統計について、調査名と調査内容が13の分野に分けられ、掲載されている。）について、分野の変更（細分化）、業務統計の追加を行い、より分かりやすくした全体像を、平成27年4月末に厚生労働省ホームページに掲載した。また、分野内における各統計の主な調査事項、統計指標などを簡潔に整理した「厚生労働統計調査・業務統計等体系図のポイント」を作成し、平成28年3月29日に厚生労働省ホームページに掲載した。</p> <p>平成28年度は、ホームページを定期的（四半期ごと）に見直し、最新の情報に更新するなど、上述した取組を継続している。</p> 	実施済	
<ul style="list-style-type: none"> 国勢調査について、これまでの有識者会議や第1次・第2次の試験調査の結果を踏まえ、第3次試験調査を実施し、本番を想定した実査事務の地方自治体における習熟を兼ねた最終的な検証を行った。また、これまでの検討結果を踏まえ、オンライン調査の全国展開やオンライン調査を推進するためのいわゆる「オンライン調査先行方式」による調査手法の導入、高齢者世帯など記入の支援を円滑に行うための任意封入方式の採用、結果の早期提供などの見直し案を盛り込んだ実施計画案を統計委員会に諮問（平成26年6月）し、平成26年10月20日に見直し案に沿った答申を得て、平成27年国勢調査を実施した。公表時期については、平成29年度公表分から早期化（抽出詳細集計を前回調査と比べて10ヵ月前倒し等）を図ることとしている。 	実施済	
<ul style="list-style-type: none"> 人口推計の基幹統計としての指定について、平成28年6月に統計委員会に諮問し、同年8月に統計委員会において基幹統計化を適当とする答申がなされた。 同年10月に、基幹統計としての指定の告示済み（平成29年度に公表するものから適用）。 	実施済	
<ul style="list-style-type: none"> 平成28年社会生活基本調査の調査計画の検討に当たって欧州統計家会議（CES）による「生活時間調査に関するガイドライン」の内容を精査したところ、ガイドラインの勧告には概ね対応済みであると確認できた。 上記確認を踏まえた平成28年社会生活基本調査の調査計画案について統計委員会に諮問（平成27年10月）し、適当であるとの答申（平成28年1月）を得た。 	実施済	

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(2) 人口減少社会やワーク・ライフ・バランスに対応した統計の整備	<p>◎ 国民生活基礎調査（基幹統計調査）の所得票及び貯蓄票を用いた調査結果において、都道府県別表章が可能となるよう標本規模を拡大することについて、試験調査等を実施し、その結果を踏まえて検討する。</p>	厚生労働省	平成28年調査の企画時期までに結論を得る。
	<p>○ 21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）の調査対象者が平成25年度に中学生になったことを勘案し、関係府省との調整を含め、今後の調査の方向性や調査内容について検討する。</p>	厚生労働省	平成26年度末までに結論を得る。
	<p>○ 年齢階級別に表章している調査において、結果精度や報告者の負担等を考慮した上で、各歳別表章の実施及び年齢区分の見直しなどを検討し、可能なものから統計データの充実を図る。</p>	各調査の実施府省	平成26年度から実施する。

平成28年度末時点の検討状況又は進捗状況	実施済、実施困難等の別	実施予定等とした事項の今後の見通し等
<ul style="list-style-type: none"> 平成26年に試験調査を計画していたが、予算が確保できず実施できなかったため、これに代わる方法として、本調査の調査ルートである地方公共団体（保健・福祉部局及び保健所・福祉事務所）及び調査員を対象に、上記計画に沿って実施した場合の負担感や実施可能性を検討するため、アンケート調査等を実施した結果、地方公共団体等の負担は必ずしも軽減されないこと、また、有識者から調査事項の大幅な削減は失われる情報と得られる新たな情報との見合いで妥当とはいえないとの指摘があること等から、所得票及び貯蓄票による調査の標本規模の拡大は事実上困難であるとの検討結果を統計委員会に報告した。 それを受けて、統計委員会の答申（平成27年10月26日付け諮問第82号）において、「調査実施者の結論は、現時点では昨今の限られた統計リソースを踏まえるとやむを得ないものと考えられる。」とされた。 	実施済	
<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度に、文部科学省及び厚生労働省の両省にとって有益なものとなるよう、学校生活、学力等の文部科学省の行政施策に密接する調査項目に重点を置きつつも、厚生労働省としても必要な項目を一定程度加えたうえで、調査の実施主体を文部科学省とする共管調査として継続実施していくことという意思について両省間で確認をした。 21世紀出生児縦断調査の調査対象者のうち平成13年出生児については、平成29年1月の調査から、調査実施主体を文部科学省とする縦断調査（厚生労働省との共管調査）において、調査を実施した。 	実施済	
<ul style="list-style-type: none"> 平成26年全国消費実態調査において、高齢化の進展を踏まえた年齢区分の見直しを行い、集計世帯数を考慮の上、年齢階級別の結果表における「75歳以上」を、「75～79歳」、「80～84歳」及び「85歳以上」に分割した結果表を追加し、公表した。【総務省】 雇用動向調査において、統計データの充実を図るため、平成26年調査より入職者票の年齢欄を階級選択から数値記載に変更した。平成28年度において、各歳別の表章について、平成26年及び平成27年の雇用動向調査結果を用いて入職者数の推移を見ると、年齢階級と比較して各歳別入職者数は大きく変動していることが分かった。引き続き、雇用動向調査結果について同様の分析を行う予定である。【厚生労働省】 2015年農林業センサスにおいては、今後の人材育成・確保等に関する施策の検討に資するため、平成28年3月25日の確報値公表において、雇用者（常雇い）を年齢階層別に表章した。【農林水産省】 	継続実施	

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(3) 教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査について、客観性及び比較可能性を確保するための基準の設定等、引き続きその改善に向けた取組の充実を図る。 	文部科学省	平成26年度から実施する。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子供の学習費調査について、報告者の負担を考慮した上で、学習費のより的確な把握に向け、学習費に関連する調査内容等の充実を図る。 	文部科学省	平成26年度から実施する。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校教育から就業へのライフコースを的確に捉える統計（縦断調査）の実施について、予算の確保や実施体制等多くの課題が存在することから、既存調査との連携も含めて、実現に向けて検討する。 	文部科学省	平成27年度末までに結論を得る。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会教育調査について、教育委員会制度等の在り方に関する中央教育審議会の審議結果等を踏まえつつ、施設の利活用・運営状況など新たな調査内容を含めた統計の整備を検討する。 	文部科学省	次期（平成27年度予定）調査の企画時期までに結論を得る。
(4) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 同一企業内における雇用形態の転換をより的確に把握する観点から、労働力調査（基幹統計調査）における当月と前月の呼称及び勤め先の名称をマッチングすることにより、雇用形態転換数を推計し、他の調査結果との比較検証や結果精度を踏まえ、公表の可否を検討する。 	総務省	平成26年度末までに結論を得る。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ ILOにおける就業・失業等に関する国際基準の見直しや今後の実務マニュアルの検討状況を踏まえ、失業者等の定義の変更や失業率を補う新たな指標の作成及び提供について、既存の研究結果や試験調査の実施等を含めた検討を行った上で、時系列比較の観点にも留意しつつ、国際基準に可能な限り対応した統計の作成及び提供に努める。 	総務省	平成28年度末までに結論を得る。

平成28年度末時点の検討状況又は進捗状況	実施済、実施困難等の別	実施予定等とした事項の今後の見通し等
<ul style="list-style-type: none"> 調査の客観性及び比較可能性を確保するため、平成27年度に実施した平成26年度調査（平成27年9～10月公表）から、「都道府県別教育委員会が設置する「教育支援センター（適応指導教室）」の状況」、「事由別中途退学者数の『国公私別』・『課程別』」及び「都道府県別 都道府県・指定都市における教育相談機関及び教育相談員数」を公表した。また、全国の生徒指導担当者が出席する会議において、正確な実態の把握を依頼するとともに、いじめの認知件数が少ない10自治体に対して、積極的認知の働き掛けや重大事態に係る分析等について、直接の訪問等により意見交換を実施した。（平成27年11月） <p>平成29年3月に「いじめ防止等のための基本的な方針」の改訂や「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を策定したことを踏まえ、次回調査においては、いじめの重大事態の調査について、計上基準を分かりやすい表現に改めるとともに、不登校について詳しく分析できるように調査項目を見直すこととしている。</p>	検討中	今後は、いじめの重大事態の調査について、計上基準を分かりやすい表現に改めるとともに、不登校について詳しく分析できるように調査項目の検討を行う。
<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度調査において、学習費のより詳細な把握のため、附帯調査として通塾頻度や進路希望等を把握した。平成28年度調査では、附帯調査の調査事項に、兄弟姉妹の数及び学齢並びに学校外学習時間の項目を追加して実施した。 <p>平成29年度に附帯調査結果を取りまとめ、当該項目を本体調査の調査事項として追加するか否かについて、報告者への負担感も考慮して検討し決定するとともに、調査内容等の充実を図る。</p>	実施予定	平成29年末までに実施する。
<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度において、厚生労働省が実施する21世紀出生児縦断調査のうち平成13年出生児に係る縦断調査を当省と厚生労働省との共管調査として継続実施できるかについて検討と調整を行ったところ。平成28年度においては、実施体制の整備や具体的な調査計画の策定を行い、有識者の意見を踏まえ、教育政策の企画立案等に資する調査事項を追加するなどの変更を加えた上で、厚生労働省と共管で29年1月に調査を実施した。 	実施済	
<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度において、生涯学習の振興方策に関する中央教育審議会の審議結果や統計委員会からの指摘を踏まえ、各社会教育施設の「運営状況に関する評価の実施状況」に関する項目等を追加の上、調査を実施した。 <p>さらに、平成30年度調査の実施に向け、平成28年度に施設利用者に関する情報の詳細な把握について検討するためのアンケート調査を実施した。</p>	実施予定	平成28年度に実施したアンケート調査の結果をもとに、次期（平成30年度予定）調査の企画時期（平成29年度中）までに結論を得る。
<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度中に、同一企業内での雇用形態の転換の的確な把握の可否について、労働力調査の平成25年2月から5月の当月及び前月の4か月分のデータを用いて、当月と前月の呼称及び勤め先の名称をマッチングすることにより検証した。また、併せて、集計・公表に係る事務量等についても検証した。その結果、調査世帯内において当月と前月で記入者が異なる等の要因により記入内容に差異が生じるという問題があることなどから、現状では同一企業内での雇用形態の転換を的確に把握し公表することは困難であるとの結論に至った。 	実施済	
<ul style="list-style-type: none"> ILOにおける就業・失業等に関する国際基準の見直しへの対応について、平成28年度は、有識者及び関係省を構成員とする「雇用失業統計研究会」において、引き続き対応方針の検討を行ってきたところであり、その検討結果を踏まえ、労働力調査の変更計画案を策定した。 <p>この変更計画案は、結果数値の時系列比較に留意するとともに、国際基準に可能な限り対応した新たな指標を作成するものであり、平成30年1月の調査から適用することとしている。</p>	実施済	

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(4) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備	○ 労働者の区分等について、厚生労働省から提示された案及び同省が平成25年度末までにまとめる検証結果を基に、府省横断的な情報共有・検討の場において、検証・検討のポイントを整理し、関係府省の所管調査における実査可能性や影響等の検証を実施する。その結果を基に府省横断的な見直し内容の結論を得て、順次調査の見直しを行う。	総務省、 関係府省	平成26年度から実施する。

平成28年度末時点の検討状況又は進捗状況	実施済、 実施困難 等の別	実施予定等とし た事項の今後 見通し等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成26年5月から「産業関連統計の体系的整備等に関するワーキンググループ」における検討を開始し、(ア)直接雇用と間接雇用の区分（第1レベル）、(イ)常用労働者と臨時労働者の区分（第2レベル）、(ウ)常用労働者の内訳区分（第3レベル）、に関して整理した統計調査における労働者の区分等に関するガイドラインを平成27年5月に正式決定した。 <p>また、統計委員会における平成26年度統計法施行状況報告審議において指摘された、常用労働者の内訳区分の改善等について、引き続き検討を実施し、同ガイドライン改正イメージを関係府省と共有した。</p> <p>なお、関係府省は、平成33年経済センサス・活動調査の試験調査や企業ヒアリング等により、雇用契約期間（無期・有期）について更なる実査可能性に係る検証・検討を実施した上で、平成33年経済センサス・活動調査の企画時までに、同ガイドラインを改正することとしている。</p> <p>ガイドライン改正イメージは以下のとおり。</p> <p>(ア) 直接雇用と間接雇用の区分（第1レベル）</p> <p>直接雇用と間接雇用を調査事項としている統計調査においては、引き続き当該区分により区分した調査結果を公表・提供し、的確な把握に努める。</p> <p>(イ) 常用労働者と臨時労働者の区分（第2レベル）</p> <p>常用労働者と臨時労働者を調査事項としている統計調査においては、定義・区分を簡素化・明確化することにより、世帯・個人を調査対象とする統計調査との比較可能性の向上を図る。</p> <p>具体的には、「雇用契約期間の定めがない労働者」及び「雇用契約期間が1か月以上の労働者」を常用労働者とし、「雇用契約期間が1か月未満の労働者」を臨時労働者とする。これにより、「雇用契約期間が1か月以内の労働者」については、現在、前2か月の実労働日数により常用労働者か臨時労働者に区分されているが、前2か月の実労働日数に関係なく「雇用契約期間が1か月ちょうどの労働者」は常用労働者に、「雇用契約期間が1か月未満の労働者」は臨時労働者に区分される。</p> <p>(ウ) 常用労働者の内訳区分（第3レベル）</p> <p>平成27年労働者区分ガイドラインで定められた「常用労働者の内訳区分」のより客観的な改善について、①事業所・企業内の呼称や待遇に基づいて区分している統計調査は「雇用契約期間（無期・有期）」を適用、②統計調査の目的から、より詳細な常用労働者の内訳区分を必要とする場合、「相対比較による所定労働時間（フルタイム・短時間）」や「絶対基準（週30、35時間等）による所定労働時間」の区分を追加して適用する。</p> ・ 平成29年からの農業経営統計調査のうち、組織法人経営体を対象とする調査において、統計調査における労働者の区分等に関するガイドラインに準じ、年間1ヶ月以上の契約で雇用した者を「常用雇用者」として新たに把握することとし、平成28年度に諮問・答申を得たところ。【農林水産省】 	継続実施	

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第3 1 統計作成の効率化及び報告者の負担軽減	<p>【計画本文記載事項】</p> <p>○ 年次フレームの作成及び提供、共通事業所コードの保持並びに保持に必要な調整及び支援については、関係府省との連携を図りつつ、引き続き取組を強化・継続する。</p>	(総務省、各府省)	
(1) 事業所母集団データベースの整備・利活用	<p>○ 新たな行政記録情報等の活用や企業への直接的な照会などにより企業組織構造の変化を経常的に確認する方法について検討し、母集団情報の効果的かつ効率的な整備を推進する。また、これらの取組に当たり、専門性を持つ人材の育成や体制整備等に努める。</p> <p>○ 事業所母集団データベースを活用して、我が国の事業所・企業の実態を把握する統計に加え、事業所・企業の異動状況や産業の成長・衰退等に着目した統計を作成する。また、地理情報の活用等についても研究を推進する。</p>	総務省	平成26年度から順次実施する。
(2) 行政記録情報等の利活用の推進	<p>【計画本文記載事項】</p> <p>○ 所管府省における行政記録情報等の活用に関する検討状況については、総務大臣による統計調査の承認の審査や統計委員会における基幹統計調査の審議において確認する。</p>	(内閣府、総務省)	

平成28年度末時点の検討状況又は進捗状況	実施済、 実施困難 等の別	実施予定等とし た事項の今後 の見通し等
<ul style="list-style-type: none"> 年次フレームについては、平成25年から毎年度作成し、関係府省等に対して提供しているところ。 事業所母集団データベースから各府省に提供する共通事業所コードの保持について、関係府省と連携を図り、その状況を把握し、必要な調整及び支援を実施している。【総務省】 		
<ul style="list-style-type: none"> 企業組織構造の変化を経常的に確認する方法については、母集団情報の整備のための統計調査である経済センサス・基礎調査において、以下のとおり実施するものとする方針を平成28年7月に統計委員会に報告し、同委員会における審議の結果、本方針は「企業組織構造の変化を適時的確に把握すること等に資するもの」とされた（平成31年度から実施予定）。 <ul style="list-style-type: none"> 主要な企業グループ等について、本所・支所等の企業構造と売上高、従業者数などの企業活動状況に関する基本的事項を経常的に把握する。 これを効率的かつ効果的に行うプロファイリング活動として、主要な企業グループのトップに位置する企業に対して専任の担当職員を当て、企業等の中核的な情報や組織構造を把握するとともに、このための人材育成及び体制整備を行う。 	継続実施	
<ul style="list-style-type: none"> 事業所・企業の実態を把握する統計及び事業所・企業の異動状況や産業の成長・衰退等に着目した統計については、経済センサス・基礎調査の抜本的な見直しに伴い、地域別、属性別、規模別等の事業所数等を把握する統計を小地域単位で毎年度作成するとともに、地域特性に応じた特別集計などを柔軟かつ機動的に行うことを目指すという方針を平成28年7月に統計委員会に報告し、同委員会における審議の結果、本方針は「事業所の開業・廃業状況を適時的確に把握すること等に資するもの」とされた（平成31年度から実施予定）。 また、地理情報の活用等については、事業所母集団データベース研究会等において検討を行い、平成31年経済センサス・基礎調査試験調査において調査員用携帯端末を用いて緯度経度情報を取得することとした。 	実施済	
<ul style="list-style-type: none"> 統計委員会における基幹統計調査の審議に当たっては、所管府省における行政記録情報等の活用に関する検討状況を確認している。平成28年度の答申の中で具体的に言及したものは、以下の3件である。 <ul style="list-style-type: none"> 農業経営統計調査 医療施設調査 患者調査 【総務省（統計委員会担当室）】 平成28年度においても継続して、基幹統計調査及び一般統計調査に係る全ての承認手続（計113件）の過程において、活用可能な行政記録情報等の有無を確認し、行政記録情報等の活用による代替や調査簡素化の可能性について審査した。【総務省（政策統括官）】 		

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(2) 行政記録情報等の利活用の推進	○国際的な動向も踏まえつつ、統計データとビッグデータを相互に結び付け、活用することについて研究を進める。	(各府省)	
ア 行政記録情報等の活用	<p>○ 各府省の協力の下、行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査の充実を図った上で、定期的に実施し、行政記録情報等から作成される業務統計の作成・公表状況等についてホームページに掲載する。なお、業務統計を作成する府省においては、合理的な理由がある場合を除き、当該統計をホームページ等で公表する。</p> <p>○ 行政記録情報等の統計への活用実態等について、府省間の情報共有を図るとともに、各府省と連携して行政記録情報等を活用するに当たっての課題等を整理し、解決の方策を検討する。</p> <p>また、特別集計による税務データの活用可能性については、財務省及び経済産業省が地域や業種を限定して作成した特別集計値における経済統計への活用可能性の検証結果等について府省間の情報共有を図る。その後、関係府省は、この検証結果を踏まえ、所管統計の作成に当たって、その活用余地を検討する。</p>	総務省、各府省	平成26年度から実施する。

平成28年度末時点の検討状況又は進捗状況	実施済、 実施困難 等の別	実施予定等とし た事項の今後 の見通し等
<ul style="list-style-type: none"> オープンデータを先進化するために、データの提供方法を更に高度化し、利用しやすくする取組として、オープンデータの国際的な評価指標である「5スターオープンデータ」による公開レベルの最高ランクであるLOD形式で統計データ等を提供することについて検討を進めており、平成27年度には、福井県、福井県内全市町及び独立行政法人統計センターと連携して、統計データをLOD形式で提供する「オープンデータモデル事業」を実施し、国勢調査や経済センサスなど7統計の一部の統計データについて、LOD形式の統計データ（統計LOD）を作成し、平成28年6月30日にe-Statより提供を開始した。 本モデル事業の成果及び検討結果を踏まえ、平成28年度は、社会・人口統計体系、27年国勢調査の統計LODデータ拡充を行うとともに、統計LODデータを作成する際の考え方をまとめた手引書を作成した。 統計データ・ビッグデータを活用する能力の高い人材育成を図るために、パソコン等でデータの活用方法や統計に関する知識を学べる日本政府初のMOOC講座である「データサイエンス・オンライン講座」及び統計力向上サイト「データサイエンス・スクール」について、コンテンツの拡充を進めた。【以上、総務省】 委託事業として「平成27年度ビッグデータとその解析技術を活用した新指標の開発事業」を行い、「平成28年度IoT推進のための新産業モデル創出基盤整備事業（ビッグデータを活用した新指標開発事業）」においては、小売業のうち「家電」分野に限定してPOSデータを調達し、既存の政府統計（商業動態統計調査（家電大型専門店））を代替・補完し得る新指標の開発に加え、POSやSNS等のビッグデータ及び政府統計データ等を連携させた、より付加価値の高い新指標の開発等の実証を先行的に実施した。さらに「平成28年度2次補正「IoTを活用した新ビジネス創出推進事業（ビッグデータを活用した新指標開発事業）」に着手した。 <p>平成29年度は、「スーパー」、「コンビニ」、「ドラッグストア」、「ホームセンター」等、対象分野を拡大しPOSデータを用いた新指標の開発やSNSデータを用いて、POSデータのみでは把握できない経済実態を補完することで、より精度の高い新指標の開発等を行う。【経済産業省】</p>		
<ul style="list-style-type: none"> 毎年度、各府省の協力の下、「行政記録の統計作成への活用に係る実態調査」を実施し、その結果を府省間で共有するとともに、総務省ホームページに掲載している。 <p>なお、同実態調査については、統計調査における行政記録情報の活用状況をより具体的に把握するなど、内容の充実を平成26年度に行つたところ。【総務省（政策統括官）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 作成した業務統計は、原則として各府省ホームページ等により公表している。【各府省】 	実施済	
<ul style="list-style-type: none"> 毎年度、「行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査」について、各府省に調査結果を送付し、情報共有を行っている。 <p>また、行政記録情報等の活用に際してのマッチングキーとしての利用も見据え、法人番号を平成29年度以降に企画する統計調査（事業所母集団データベースに調査結果を記録する統計調査）で把握し、事業所母集団データベースに登録する取組について、「産業関連統計の体系的整備等に関するワーキンググループ」での検討を経て、平成29年3月23日の「産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議」で合意された。</p> <p>特別集計による税務データの活用可能性については、平成26年7月28日開催の「統計リソースの確保及び有効活用等に関するワーキンググループ」で、財務省及び経済産業省から関係府省へ検証結果の説明が行われ、現状での活用は困難との共通認識を得た。</p>	実施済（府省間の情報共有）及び検討中（課題等の整理・解決方策の検討、税務データの活用）	行政記録情報等（税務データを含む。）を活用するに当たっての課題や解決方策については、統計改革推進会議や統計委員会での審議結果を踏まえ、引き続き検討する。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
イ 社会保障・税番号制度の統計への活用	<p>○ 法人番号については、その運用・管理の状況を踏まえ、事業所母集団データベースへの利用に向けた検討を行う。また、企業を対象とする統計調査における法人番号の利活用について検討し、情報共有を図る。</p>	総務省、各府省	平成26年度から実施する。
	<p>○ 個人番号については、その利用範囲の拡大に関する番号法の見直しに併せて、統計作成における活用について検討する。</p>	関係府省	平成30年度末までに結論を得る。

平成28年度末時点の検討状況又は進捗状況	実施済、 実施困難 等の別	実施予定等とし た事項の今後 見通し等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成26年9月から「産業関連統計の体系的整備等に関するワーキンググループ」における検討を開始し、学識者、内閣官房（情報通信技術（IT）総合戦略室）及び国税庁の協力を得て、法人番号制度の動向や概要等について、構成員間での情報共有を図った上で、①企業活動を産業横断的に把握する統計と法人番号活用との関係整理、②法人番号の活用や活用上の課題整理、③事業所母集団データベースに格納された情報と法人番号とのマッチング処理や各統計調査実施府省における具体的な取組方法等について、順次検討を進め、最終的な検討結果を「産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議結果報告書」として平成29年3月23日に取りまとめた。 <p>上記報告書における具体的な取組内容は以下のとおりであり、平成28年度に事業所母集団データベースに格納されている法人・企業データと法人番号の照合作業を実施するなど、着実に取組を実施している。</p> <p>(ア) 事業所母集団データベース管理者</p> <p>a 事業所母集団データベースに格納されている法人・企業データと法人番号との機械的な照合作業等を経常的に実施することに向け、技術的な課題・手順等を整理した上で、平成28年度内に本格的な照合作業を開始する。</p> <p>b 統計調査実施時に、事前に法人番号をプレプリントすることも考慮し、平成29年7月頃、平成28年次フレームと併せて法人番号の提供を開始する。</p> <p>c 平成30年度以降、各統計調査の調査票情報から提供された法人番号や、平成31年度以降、プロファイリング活動により把握した法人番号を、事業所母集団データベースに格納されている法人番号と照合・確認した上で格納する。</p> <p>(イ) 各統計調査実施府省等</p> <p>a 平成29年度以降に企画する統計調査から順次、調査票に法人番号欄を設け、法人番号を把握する。</p> <p>b 法人番号の把握については、調査の特性に応じ、柔軟な方法も許容する。</p> <p>c 事業所母集団情報データベースの情報や、前回調査結果から法人番号を事前に把握している場合、法人番号欄に法人番号をプレプリントすることを検討する。</p> <p>d 把握した法人番号について、桁数チェック（13桁）及びチェックデジットによる審査を実施し、エラーとなった場合、誤記と判断し消去する</p> <p>e 把握した法人番号は、調査票情報として、事業所母集団データベースに提供する。</p>	実施済	
(関係府省から当該事項に係る報告なし)	-	

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(3) オンライン調査の推進	<p>【計画本文記載事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 所管府省におけるオンライン調査の導入に関する検討状況については、総務大臣による統計調査の承認の審査や統計委員会における基幹統計調査の審議において確認する。 ○ 統計調査の実施計画を企画する際、オンライン調査を導入していない調査は導入の適否、導入している調査はオンラインによる回収率の向上方策について事前に検討する。 ○ オンライン調査を推進するため、各府省と連携して、オンライン調査の導入状況や課題等に係る情報を共有する場を設置し、各府省の取組を支援する。 	(内閣府、 総務省)	

平成28年度末時点の検討状況又は進捗状況	実施済、 実施困難 等の別	実施予定等とし た事項の今後 見通し等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 統計委員会における基幹統計調査の審議に当たっては、所管府省におけるオンライン調査の導入に関する検討状況を確認している。平成28年度の答申の中で具体的に言及したものは、以下の8件である。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 科学技術研究調査 ・ ガス事業生産動態統計調査 ・ 家計調査 ・ 就業構造基本調査 ・ 毎月労働統計調査 ・ 経済産業省生産動態統計調査 ・ 医療施設調査 ・ 患者調査 <p>また、統計法施行状況に関する審議（未諮詢基幹統計確認関連分）においても各未諮詢基幹統計におけるオンライン調査の導入に関する審議を行った。【総務省（統計委員会担当室）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成28年度は、基幹統計調査、一般統計調査合わせて113本の承認の審査を行い、その全てについて、オンライン調査の導入に関する検討状況について確認を行った。審査に当たっては、オンライン調査が未導入の調査やオンライン調査の利用率が低調な調査については、更なる導入の推進を図るよう適宜指導を行っており、医療施設調査や患者調査などにおける全面的なオンライン調査の導入等の成果が得られたところ。【総務省（政策統括官）】 		
(資料編 資料4参照)	継続実施	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 各府省と連携してオンライン調査の導入状況や課題等に係る情報を共有する場として、平成26年4月に関係府省の課長級を構成員とした「オンライン調査推進会議」を設置し、同会議の下、関係府省の担当者級を構成員とした「オンライン調査の推進に関するワーキンググループ」を設置した。 <p>平成26年度に開催した同ワーキンググループにおいては、各府省におけるオンライン調査の取組事例や政府統計オンライン調査総合窓口の改善等の具体的な検討・情報共有を実施するとともに、各府省のオンライン調査推進の取組を支援するため、「オンライン調査の推進に関する行動指針」の策定に向けて議論を行った。</p> <p>平成27年度は、前年度の議論を踏まえ、「オンライン調査の推進に関する行動指針」（平成27年4月オンライン調査推進会議申合せ）を策定した。また、平成27年7月に同ワーキンググループを開催し、政府統計オンライン調査総合窓口の改善等（H T M L調査票作成支援ツールの提供など）の具体的な検討や情報共有の実施、行動指針に基づく各府省の取組状況についてフォローアップ調査等を行った。</p> <p>平成28年度は、9月に同ワーキンググループを開催し、前年度に実施された国勢調査におけるオンライン調査の取組や政府統計オンライン調査総合窓口の改善内容（各府省の活用に向けてH T M L電子調査票作成支援ツールの使用方法の紹介など）に係る情報共有の実施、行動指針に基づく各府省の取組状況についてフォローアップ調査等を行った。</p>	継続実施	

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(3) オンライン調査の推進	<p>○ 政府統計オンライン調査総合窓口の機能の改善・拡充等を検討するとともに、パソコン以外のモバイル機器の利用も可能とするなどのＩＣＴの普及状況に伴う対応についても検討する。</p>	総務省、各府省	平成27年度末までに結論を得る。
(4) 統計基準等の見直し	<p>【計画本文記載事項】</p> <p>○ 統計基準については、今後とも、継続性の観点に留意しつつ、社会経済情勢の変化等を踏まえ、設定又は改定からおおむね5年後を目途に、改定の必要性について検討し、必要に応じて所要の措置を講ずる。</p> <p>○ 各府省と連携して、基幹統計を中心に表章区分（年齢や事業所規模等）の現状を整理した上で、標準的な表章区分の在り方について検討する。</p>	(総務省)	

平成28年度末時点の検討状況又は進捗状況	実施済、 実施困難 等の別	実施予定等とし た事項の今後 の見通し等
<ul style="list-style-type: none"> 政府統計オンライン調査総合窓口については、検討の結果、平成30年1月のシステム更改において大規模改修を行い、それまでは機能強化を中心とした改善を行うこととした。平成27年度には、ログインの際の確認コードの制限の緩和など機能を改善するとともに、パソコン以外のモバイル機器携帯型端末で回答が可能となるよう政府統計オンライン総合窓口を、画面サイズに応じて表示できる方式への対応を行い、平成28年6月からサービス提供を開始した。 さらに、ＩＣＴの普及状況に伴う対応については、モバイル機器で回答できる電子調査票の作成についての検討を進め、27年度にモバイル機器で回答できるＨＴＭＬ形式の電子調査票が作成できるＨＴＭＬ電子調査票作成支援ツールを開発し、平成28年6月より提供開始した。【総務省】 平成27年度に実施した特定非営利活動法人に関する実態調査及び市民の社会貢献に関する実態調査では、オンライン調査のホームページについて、回答者の利便性の観点から、タブレット端末・スマートフォンに対応した仕様とし、特に市民の社会貢献に関する実態調査では、督促のハガキにQRコードを記載した。【内閣府】 能力開発基本調査では、平成26年度からオンライン回答の方法としてパソコンに加え、新たにスマートフォン及びタブレットによる回答ができるように設定し、実施している。さらに、平成28年度調査ではQRコードを依頼状や「オンライン回答の手引」に記載した。また、社会保障・人口問題基本調査（人口移動調査）では、平成28年度実施の調査で、オンラインでの回答を導入したが、パソコン、タブレット及びスマートフォンで回答できるようにした。【厚生労働省】 大都市交通センサスについて、スマートホンやタブレット端末での回答を可能とした対応を行った。【国土交通省】 	実施済	
<ul style="list-style-type: none"> 統計基準改定の必要性について、各府省からの意見も参考としつつ、不断の検討・検証を行っている。 		
<ul style="list-style-type: none"> 各府省の調査における関連情報の収集を行っている。 	実施予定	基幹統計を中心に、年齢階級及び事業所規模に係る表章状況を整理した上で、標準的な表章の在り方について、平成29年度末までに結論を得る。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
2 統計リソースの確保及び有効活用	<p>【計画本文記載事項】</p> <p>○ 統計リソースの確保及び有効活用に向けて引き続き不断の努力を行う。なお、各府省における統計リソースの確保及び有効活用の取組を支援するため、引き続き取組状況に関する情報の共有などを行う。</p>	(各府省)	
(1) 統計リソースの確保のための取組	<p>○ 公的統計に共通する統計の作成方法・利活用等の研究を実施するとともに、各府省における統計の作成、企画等を支援するため、統計研修所における研究体制の整備及び研究機能の拡充を行う。また、同研修所を中心に、独立行政法人統計センターとの連携を図るなどして、各府省の要請に応じた統計の作成や調査実施計画の策定等を支援する。</p> <p>○ 統計の信頼性を確保しつつ、調査票情報等の提供及び活用、政府統計共同利用システムを通じた情報提供機能の強化等に中核的な役割を果たすことが期待される独立行政法人統計センターのリソースを確保するよう努力する。</p> <p>また、各府省を支援する観点から、調査票情報等の提供及び活用、政府統計共同利用システムを通じた情報提供機能の強化等に係る各府省に共通する取組（一般用ミクロデータ（仮称）の作成、オンラインサイト利用等による調査票情報の利用、A P I 機能の提供のためのデータ登録等）のうち、専門的な技術や知見を要し、一元的な検討・実施が効果的かつ効率的な事項については、独立行政法人統計センターの機能を最大限活用できるよう措置する。</p>	総務省	平成27年度から実施する。
		総務省	平成26年度から実施する。

平成28年度末時点の検討状況又は進捗状況	実施済、 実施困難 等の別	実施予定等とし た事項の今後 の見通し等
<ul style="list-style-type: none"> 毎年度、各府省における統計リソースの確保及び有効活用の取組を支援するため、歳出予算概算要求書の提出前及び提出後に、「統計リソース確保及び有効活用等に関するワーキンググループ」を開催し、予算概算要求及び機構定員要求の状況について、府省間の情報共有及び意見交換を実施している。 内閣人事局に対する平成29年度分の機構定員要求の結果、統計に関する新たな国際的枠組みに対応するための国際統計専門官（1名）の設置が認められた。【総務省（政策統括官）】 内閣人事局に対する機構定員要求において、自律的再配置を要求し、平成29年度分は1人認められた。【厚生労働省】 内閣人事局に対する平成29年度分の機構定員要求において、自律的再配置を要求し、3人認められた。【経済産業省】 		
<ul style="list-style-type: none"> 第32回統計リソース確保及び有効活用等に関するワーキンググループ（平成27年11月27日開催）において、各府省が統計調査計画を企画する際、統計技術的な課題が発生した場合に総務省政策統括官（統計基準担当）に相談してもらえば、統計研修所が支援する仕組みを示し、活用を促した。 第4回経済財政諮問会議（平成28年3月24日開催）において、総務大臣から「政府統計の精度維持・向上に向けた取組について」が提出された。 同取組においては、新たな統計行政機能の改善・強化の方向性として、総務省における新たな体制づくりが示され、統計委員会及び各府省の統計改善業務を支援するため、統計技術改善支援P.T.（仮称）を統計研修所に設け、統計技術改善に関する技術的手法等について、研究開発を行うとされた。 これを受け、統計研修所において、平成28年3月28日に「統計技術改善支援プロジェクトチーム設置要綱」を定め、統計局所管統計の標本設計、欠測値補完方法等の実態把握を実施した。 統計研修所における研究体制の整備及び研究機能の拡充を目的として、平成29年4月1日から「統計技術の研究」に関する事務を統計局から統計研修所に移管し、併せて統計研修所の名称を「統計研究研修所」に変更した。 	実施済	
<ul style="list-style-type: none"> 政府統計共同利用システム（統計情報データベース及びA.P.I機能）の統計情報データベースに統計データが登録されていなかった一般統計（19統計）について、平成28年度に、政府統計共同利用システムを運用・管理している独立行政法人統計センターで登録作業を実施した。 一般用ミクロデータについては、ユーザーニーズを踏まえ、総務省統計局と独立行政法人統計センターにおいて、平成27年度に提供を開始した平成21年全国消費実態調査の一般用ミクロデータの改善に向けた検討及び作成を行い、平成28年12月22日から統計センターのHPから提供を開始した。また、作成手法について、引き続き、統計センターのリソースを活用し、更なる改善に向けた検討及び作成作業を行っている。 リモートアクセスを活用したオンライン利用については、総務省と統計センターで検討を行い、中央データ管理施設の管理を行う者として統計センターのリソースを活用することを念頭に、大学等研究機関との連携も含め、実現に向けた具体化を進めている。また、一部の大学等と連携し、試行的な運用を行っている。 	継続実施	

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(2) 調査体制の機能維持、国と地方公共団体の連携	<p>【計画本文記載事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公共団体とも連携し、統計調査員の役割や重要性等に関する周知を引き続き推進するとともに、統計調査員の確保・育成や処遇改善等に関する取組を継続的に実施する。 	(関係府省)	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 報告者の特性も勘案した適切かつ効率的な調査手法を検討するなどして、引き続き地方公共団体の業務量の軽減及び中長期的な観点からの業務量の平準化を図るとともに、地方公共団体のニーズを踏まえつつ、地域別表章の充実・支援を実施する。 	関係府省	平成26年度から実施する。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 統計調査事務地方公共団体委託費については、試行検証の結果や都道府県の意見も踏まえつつ、配置実態を反映した交付対象範囲に見直す方向で検討する。 	総務省	平成27年度末までに結論を得る。

平成28年度末時点の検討状況又は進捗状況	実施済、 実施困難 等の別	実施予定等とし た事項の今後の 見通し等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 統計調査員の役割や重要性等に関する周知については、地方公共団体と連携し、以下の取組を引き続き実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査対象に対しては、依頼状・リーフレットによる周知 ・ 一般に対しては、経常調査用広報ポスター等の掲出 上記のほか、統計局ホームページに統計調査員の役割等について記載した。 ・ 統計調査員の調査活動における事故等を防止するための安全確保に関する周知については、以下の取組を引き続き実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種事務打合会等において『調査の手引』等を用いた安全確保の意識の啓発 ・ 統計調査員に対する支援体制の整備並びに複数人による活動の推進 ・ 調査活動時における安全対策用品の携行の徹底 ・ 平成28年経済センサス - 活動調査においては、調査員募集に係るリーフレットや説明資料を作成するとともに、平成28年3月に調査員募集に係る新聞広告を行い、地方公共団体における調査員確保への支援をした。 【以上、総務省】 		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 統計調査員の確保・育成に資するために、引き続き、調査員への講習会や「調査員だより」の発行を行い、調査員の役割や重要性に関する周知を行っているところ。【農林水産省】 	継続実施	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体の負担軽減のため、大規模統計調査である平成28年経済センサス - 活動調査及び平成29年工業統計調査においては、従前から国直轄調査部分のみオンライン調査を導入してきたが、調査員調査部分においてもオンライン調査の導入を立案し、総務大臣の了承を得た。【総務省及び経済産業省】 ・ 統計専任職員の対象範囲等の見直しは、再任用短時間勤務職員を対象とすることについて、試行検証を経て、配置を希望する都道府県に対応できるよう、平成29年度から交付対象とした。（都道府県あて、平成29年4月1日通知） 	実施済	

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(3) 統計職員等の人才培养・確保	<p>【計画本文記載事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 人材の確保・育成を意識した人事交流や研修を充実するなど、これまでの多面的な取組の更なる定着の促進を図る。その際、これまでの取組状況を踏まえ、特に効果がある取組を重点的に推進する。 ○ 研修参加機関や参加者の評価・ニーズも踏まえつつ、研修内容の充実・見直しを実施するとともに、地方公共団体等からの研修講師派遣要請への積極的な対応、各府省等における研修企画の支援、統計研修の講師育成など、統計職員等に対する研修の実施体制の整備及び研修機能の拡充を行う。 	(各府省)	
(4) 災害発生時等の備え	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模災害が発生した場合の対応に関する検討の場を設置し、個別調査ごとに対応する課題と府省横断的に対応する課題に整理した上で、対応指針を取りまとめ、各府省における具体的な行動計画の策定を促進する。その際、大規模災害が発生した場合における調査票情報の提供の在り方についても検討する。 また、対応方針の取りまとめに当たっては、日頃から統計調査関係者の自覚・判断力を養う方策についても検討し、各統計調査の実施時や、地方公共団体及び統計調査員等を対象とした研修等において周知徹底を図る。 	総務省、各府省	平成26年度から段階的に実施する。
(5) 民間事業者の活用	<p>【計画本文記載事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 民間事業者の活用については、調査業務の負担軽減及び効率化を図ることを共通認識として、これまでの取組の更なる定着促進を図る。 ○ 民間事業者に委託する際の仕様書の改善を図ることで、より的確な民間事業者の活用を図るため、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」におけるプロセス保証の導入状況を踏まえ、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」に、プロセス保証の考え方を導入する方向で検討する。 	(各府省)	

平成28年度末時点の検討状況又は進捗状況	実施済、 実施困難 等の別	実施予定等とし た事項の今後 の見通し等
(資料編 資料5参照)		
<ul style="list-style-type: none"> 統計研修所では、毎年6月に各府省や地方公共団体等に対し研修内容に関するアンケートを実施しており、その結果を受け、平成28年度統計研修を検討し、「統計解析ソフト「R」の基礎」、「1日で学ぶ標本設計」を新設した。 また、各府省や地方公共団体の要請を受け、「産業連関表の作成」を新設した。 加えて、多忙な日常の中で簡易な手法で統計の基礎を学ぶことができるよう、MOOC (Massive Open Online Courses) 型のオンライン講座「初めて学ぶ統計」を新設し、一般の方にも広く視聴していただけるよう、YouTube (統計局動画チャンネル) で公開した。 さらに、各府省や都道府県等からの依頼に基づき講師を派遣（8件）するとともに、広く統計リテラシー向上に資するため、国立大学法人滋賀大学と連携協力に関する覚書を締結し「データサイエンスセミナー」を共同で開催した。 	実施済	
<ul style="list-style-type: none"> 統計リソース確保及び有効活用等に関するワーキンググループ（平成26年度は27年3月の1回、平成27年度は9月、11月、28年1月の3回）において、対応指針の策定に向け、対応指針の位置付け、構成、府省横断的に対応する課題や個別調査ごとに対応する課題、調査票情報の提供の在り方、日頃から統計調査関係者の自覚・判断力を養う方策等について議論を行い、「大規模災害が発生した場合に関する対応指針」（平成28年3月30日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）を決定した。 また、平成28年8月に各府省における行動計画策定の参考となるように行動計画のひな形を作成し、11月に開催した同ワーキンググループで各府省における策定状況について情報共有を行った。 平成28年度末時点で、各府省の行動計画策定には至っていないため、引き続き各府省における行動計画の策定状況について同ワーキンググループで情報共有を行うこと等により、行動計画の策定の促進を図る予定である。 	実施済 (対応方針の取りまとめについて) 及び継続実施（各府省における行動計画策定の推進）	
(資料編 資料6参照)		
<ul style="list-style-type: none"> 「統計の品質保証及び民間事業者の活用に関するワーキンググループ」において、プロセス保証（統計調査の実施過程に係る質の評価）の考え方を「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」に導入する方針を決定し、民間の調査事業者・団体からの改定案に対する意見等も踏まえつつ、その具体的な内容について関係府省と協議し、当該ガイドラインを平成29年3月3日に改定した。 	実施済	

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
3 統計調査環境の改善 (1) 統計ニーズの的確な把握	<ul style="list-style-type: none"> ○ 統計委員会委員と統計利用者等との意見交換会については、報告者、地方公共団体及び政策部局にも対象を拡大するとともに、掘り下げた検討結果を府省横断的な統計等の整備・改善の審議等に活用するなど、一層の活性化を図る。 ○ 報告者の利便性の向上等にも配慮し、統計ニーズに係るアンケート調査の内容等を見直す。また、各府省が個別に把握している所管統計の改善や統計データの提供に係る統計ニーズの情報共有を図るなど、府省間の連携を強化する。 	内閣府 (統計委員会)	平成26年度から実施する。
(2) 統計の品質保証活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 統計の品質保証活動に関する取組状況、効果的かつ効率的実践手法等の情報共有を通じ、自己評価の計画的な推進、評価結果の公表等に関する取組を強化する。 	総務省、各府省	平成26年度から実施する。

平成28年度末時点の検討状況又は進捗状況	実施済、実施困難等の別	実施予定等とした事項の今後の見通し等
<ul style="list-style-type: none"> 統計精度向上に係る審議に活用するため、平成28年11月にエコノミストから意見を聴取するとともに、29年2月に有識者との意見交換会を開催した。 【総務省（統計委員会担当室）】 	継続実施	
<ul style="list-style-type: none"> 「統計ニーズの的確な把握の枠組み」（平成26年3月25日統計データの有効活用に関する検討会議了承）に基づき、統計一般に関するニーズ把握について、平成26年度以降、テーマの設定や実施期間の集中化等により、広報活動の重点化を図った。 また、今般の統計改革の検討に活用するため、平成29年2月から3月にかけて「統計ユーザーのニーズに関する調査」を実施し、3月16日に開催された統計改革推進会議第4回コア幹事会で同調査の中間報告を行った。 今後、統計ユーザーのニーズの把握等については、毎年時期を定めて統計に関する提案を広く募集し、その提案に対する対応等を公表するオープンな取組を推進する予定である。 	継続実施	
<ul style="list-style-type: none"> 「統計の品質保証及び民間事業者の活用に関するワーキンググループ」において、毎年度、各府省における統計の品質保証活動に関する取組状況等について情報共有を行っている。 基幹統計（国民経済計算）及び一般統計調査について、平成25年9月に品質表示及び品質評価に係る実施計画を定め、当該計画に基づき、調査実施部局において、品質保証活動に関する取組を実施している。また、大臣官房において、部局ごとの取組結果を確認し、府内の取組状況について適宜部局と情報共有し、取組内容の改善等を促している。【内閣府】 品質表示及び品質評価について、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」等に準じて可能な範囲で実施する体制を維持している。 【警察庁】 平成27年度及び28年度実施の統計調査について、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」に基づき、表示の見直し及び自己評価を実施し、27年度実施分の評価結果の概要を29年3月に統計局ホームページ上で公開した。引き続き、所管する統計について、自己評価を計画的に実施する。 また、実施過程の質の評価については、実施方針について検討し、素案を作成した。【総務省】 「犯罪被害に関する総合的研究（第4回犯罪被害実態（暗数）調査）」については、外部有識者等から構成される委員会において、調査研究実施前の事前評価及び実施後の事後評価をもって品質評価を実施し、調査研究の客觀性と専門性の担保に努めているところ、平成27年度において、同研究に係る事後評価を実施し、その結果を公表した。【法務省】 「公的統計の品質保証に関するガイドライン」に基づき、財務省が所管する基幹統計及び一般統計について統計作成部局による自己評価及び総括部局における二次チェックを実施した。【財務省】 「公的統計の品質保証に関するガイドライン」に基づき、文部科学省が所管する基幹統計において自己評価を実施した。【文部科学省】 	継続実施	

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(2) 統計の品質保証活動の推進			
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国際的な動向や関連学会における研究結果等を踏まえ、公的統計へのプロセス保証を、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」に導入する方向で同ガイドラインの見直しを実施する。 	総務省、各府省	平成27年度末までに実施する。
(3) 統計に係る広報・啓発活動の推進等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「統計調査の円滑な実施を阻害する行為への対処に係る考え方」を参考に、府省間及び地方公共団体との情報共有を行うとともに、所管統計調査の実施状況を検証した上で、行動指針に基づく具体的な取組を行う。 	各府省	平成26年度から順次実施する。

平成28年度末時点の検討状況又は進捗状況	実施済、 実施困難 等の別	実施予定等とし た事項の今後 の見通し等
<ul style="list-style-type: none"> 品質評価については、平成26年度において、省内の調査担当が品質についての自己評価を効果的に実施できるよう、「公的統計の品質保証に関する事務マニュアル」に従い、品質評価事項チェックリストの見直しに着手した。平成26年度に引き続き、平成27年度及び平成28年度においてもガイドラインにおけるプロセス保証の導入を受けて、品質評価事項を設定し、調査担当への周知を行った。また予算の概算要求の前に実施予定の統計調査について、自己評価を実施した。 <p>品質表示については、平成26年度から、所管する統計について、各調査の公表の都度見直しを行い、品質表示についての周知や項目内容の充実を図っている。【厚生労働省】</p> 品質表示については、順次当省ホームページを更新しているところ。品質評価については、統計調査の見直しに当たって、ニーズ適合性、行政情報を活用した調査の効率性等を踏まえ、適宜改善を図っているところ。【農林水産省】 平成29年度におけるプロセス保証導入を見越し、チェックリストの見直し等準備作業を行った。【経済産業省】 「公的統計の品質保証に関するガイドライン」に基づき、国土交通省が所管する統計について、品質表示の評価及び品質評価を実施した。【国土交通省】 		
<ul style="list-style-type: none"> 一般社団法人日本品質管理学会における「公的統計調査のプロセス一指針と要求事項」の検討状況を踏まえ、プロセス保証（統計調査の実施過程に係る質の評価）を導入することで「公的統計の品質保証に関するガイドライン」の見直しを実施した（同ガイドラインを平成28年2月23日改定）。 	実施済	
<ul style="list-style-type: none"> 総務省政策統括官（統計基準担当）が毎年度開催しているブロック別統計主管課長会議を活用し、平成26年度以降毎年度、各ブロックにおいて地方公共団体からの意見を聴取し、情報共有を行った。 統計調査の重要性及び必要性を国民に理解してもらうことを目的として、統計調査の利活用実例や最近の統計調査結果を用いた広報冊子を作成し、図書館での閲覧に供したり、イベント会場で配布する等、統計調査に対する理解増進に努めた。 平成28年社会生活基本調査を円滑かつ正確に実施するため、各府省及びマンション管理団体をはじめとする各種団体に対し協力依頼を行った。また、その際、経常調査への協力依頼も併せて行った。 <p>平成28年経済センサス・活動調査を正確かつ円滑に実施するため、28年度においては、メディアミックスによる広報や、各府省、関係団体、商業施設を有する企業等に対し、協力依頼を行った。</p> <p>平成28年度経常調査を円滑かつ正確に実施するために、地方公共団体と相互協力し、ポスター掲出及びリーフレット配布、新聞広告ほか、Y o u T u b e 統計局チャンネルへの映像掲載やインターネット広告等、広く国民一般に向けての広報を行った。【以上、4事項総務省】</p> 社会保障・人口問題基本調査（人口移動調査）では、平成28年度実施調査を円滑かつ正確に実施するため、マンションなどの集合住宅向けのリーフレット、住民向けのポスターを作成し、調査への理解増進に努めた。かたり調査の防止、国民の信頼確保のため、社人研W e b サイトに調査に関する「よくある質問」のコーナーを設置し、広報に努めた。【厚生労働省】 統計調査に対する理解と協力の啓発を図るため、当省の「消費者の部屋」（平成26年12月、27年11月、28年11月）及び農林水産祭「実りのフェスティバル」（平成27年11月、28年11月）において、農林水産統計の役割や「統計で見る農林水産業」のパネル展示を行った。【農林水産省】 	継続実施	

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(3) 統計に係る広報・啓発活動の推進等	○ 各府省の協力を得て、集中的な調査票の提出促進運動や、きめ細かな業界団体への周知活動など、各府省における広報・啓発活動の充実を図る上で効果的かつ効率的な実践手法等に係る情報共有を行うとともに、統計調査に対する非協力者への対応について総合的な観点から検討する。	総務省	平成26年度から実施する。
(4) 統計リテラシー等の向上	○ 文部科学省の協力を得つつ、学会や教育関係者等と連携し、教員等の研修参加者が児童・生徒の統計リテラシーを高めるための実践方法を習得できるよう研修内容の充実を図るとともに、地方において研修を開催するなど、研修参加機会を拡大する。 また、学会や教育関係団体等と連携し、カリキュラム及び副教材を開発・作成する。 さらに、上記の研修やカリキュラム及び副教材を活用し、ワークショップ型授業の導入を促進するための支援を行う。	総務省	平成26年度から順次実施する。
	○ 統計研修所における研修内容について、統計データの探し方や利用方法等教育関係者のニーズに即したものとなるよう充実を図る。	総務省	平成26年度から実施する。
	○ 地方公共団体等とも連携し、統計に関する有識者や職員O B等の人材を有効に活用して、ワークショップ型授業の導入を促進するための支援を行う。	各府省	平成26年度から実施する。
	○ 広く一般的に活用可能な「一般用ミクロデータ（仮称）」については、利用者ニーズの把握を行った上で、作成に関する検討を行い、早期に提供を開始する。	総務省	平成27年度から実施する。
(5) 研究開発成果の共有	○ 各府省と連携して、研究開発の成果を共有できる仕組みを構築し、各府省の研究開発を支援する。	総務省	平成26年度から実施する。

平成28年度末時点の検討状況又は進捗状況	実施済、実施困難等の別	実施予定等とした事項の今後の見通し等
<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度以降毎年度、地方公共団体から出された非協力者への対応に係る意見や周知・広報の好事例等について、地方公共団体と情報共有を行った。また、当該意見や事例等について、各府省とも情報共有を行った。 平成28年3月末時点で行った「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」に基づく各府省の取組状況に係るフォローアップ調査について、結果のとりまとめを行い、各府省へ情報共有を行った。 	継続実施（非協力者への対応に係る意見等の情報共有について）及び実施（フォローアップ調査について）	
<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度には、教員を対象とした「統計指導者講習会」の中央研修について、統計教育の実践方法等に関する班別討議、公的統計を活用した実践事例（実践講習）など内容を充実するとともに、さらに全国を6ブロックに分けて「ブロック別統計指導者講習会」を実施するよう研修参加機会の拡大を図った。 平成28年度においては、青森県、福井県、岐阜県、大阪府、宮崎県及び鹿児島県において「ブロック別統計指導者講習会」を実施した。 上記講習会の開催に当たっては、文部科学省の協力を得て、教育関係者の参加を促すよう連携を図っている。 平成28年5月には、課題学習や自由研究の取り組み方を学ぶ、中学生向け教材である学習ワークブック「生徒のための統計活用～基礎編～」を刊行し、広く教材の利活用を進めるべく、統計教育の充実に取り組んでいる。さらに、高校生を対象とする統計教育のための学習教材「高校からの統計・データサイエンス活用～上級編～（仮称）」の開発に取り組んだ。 	実施済	
<ul style="list-style-type: none"> 統計研修所では、平成26年度から教員、教育関係者を対象として、統計データの探し方や見方、統計データの利用方法等の授業に役立つヒントを研修内容とした「教育関係者向けセミナー」を実施している。（28年度受講者数28名） 	実施済	
<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体等における統計教育の推進を支援するため、平成26年度や27年度に引き続き「統計教育に関する意見交換会」（28年度は滋賀大学）を実施し、先進的取組を共有するとともに、28年度は新たに、小学生を対象にプログラミングを通じて統計データに親しんでもらうイベント「子どもプログラミング教室」を滋賀県とも連携しつつ、滋賀大学で開催した。【総務省】 	継続実施	
<ul style="list-style-type: none"> 「一般用ミクロデータ」については、ユーザーニーズを踏まえ、総務省統計局と独立行政法人統計センターにおいて、平成27年度に提供を開始した平成21年全国消費実態調査の一般用ミクロデータの改善に向けた検討及び作成を行い、平成28年12月22日から統計センターのHPから提供を開始した。 	実施済	
<ul style="list-style-type: none"> 各府省が実施した調査研究の結果について、平成26年12月に開設した「各府省統計研究情報フォーラム」（政府共通インフォメーションボード）へ掲載し、共有・蓄積を行った。 	実施済	

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
4 統計データの有効活用の推進	<p>【計画本文記載事項】</p> <p>○ 今後も引き続き、調査実施者における調査票情報等の適切な保管を徹底する。</p>	(各府省)	
(1) 調査票情報等の提供及び活用	<p>○ オーダーメード集計については、利用条件を緩和する方向で検討を進める。また、オンデマンド集計の技術的検証等の実用化に向けた検討を行う。 さらに、利用者のニーズに留意しつつ、提供する統計調査の種類や年次の追加等を行う。</p>	総務省、各府省	平成26年度から検討する。
	<p>○ 調査票情報の提供については、セキュリティ確保に万全を期す観点から、リモートアクセスを含むオンライン利用やプログラム送付型集計・分析といった新たな利用方法の実現を目指し、役割分担の整理を含め、実用化に向けた検討を行う。</p>	総務省、各府省	平成26年度から検討する。
	<p>○ 匿名データの作成及び提供については、利用者のニーズや匿名性の確保と有用性の向上に留意しつつ、提供する統計調査の種類や年次の追加等を行う。</p>	各府省	平成26年度から実施する。

平成28年度末時点の検討状況又は進捗状況	実施済、実施困難等の別	実施予定等とした事項の今後の見通し等
・ 調査票情報等は、各府省において適切に管理している。		
・ オーダーメード集計の利用条件の緩和については、「統計データの有効活用に関するワーキンググループ」や「統計データの二次的利用促進に関する研究会」などで検討した結果、企業の研究利用の促進を図りつつ、利用目的や公表義務など利用者にある程度の制約を課す方向で見直しを行うこととし、平成28年1月にガイドライン、同年2月に省令、告示の改正を行った（いずれも平成28年4月1日施行）。 ・ オンデマンド集計については、その実用化に向けた秘匿処理技術等に係る研究を、一般用ミクロデータ（仮称）の作成及び提供に関する研究と一体的に行うこととし、検討を進めている。【以上、総務省】 ・ 行政機関及び日本銀行がオーダーメード集計の提供対象とした統計調査は、平成28年度までに26調査（278年次分）であり、第Ⅱ期基本計画策定後、提供する統計調査の種類に変更はないものの、新たに76年次分のデータの追加を行った。 なお、平成29年度には、提供する統計調査の種類として経済センサス-基礎調査を追加するとともに、国勢調査など12調査において、年次の追加を行う予定である【各府省】	継続実施	
・ セキュリティ確保に万全を期すとともに、多様なデータの利用など利用者の利便性を図りつつ、施設の運用・管理、審査の効率化のため、「オンサイト利用」の仕組みを構築することとし、平成28年7月に「オンサイト利用に係る統計法第33条の運用に関するガイドライン（試行運用版）」を策定し、29年1月から総務省統計局所管の統計調査を対象に大学共同利用機関法人情報・システム研究機構等の4拠点において順次試行運用を開始することとした。なお、オンサイト利用については、平成30年1月以降、本格運用を開始し、参加拠点を段階的に拡大する予定である。 また、オンライン利用の仕組みを官学が連携して進めるため、学界における「公的統計ミクロデータ研究コンソーシアム」の設立（平成28年3月）に協力した。【総務省】	継続実施	
・ 行政機関が匿名データの提供対象とした統計調査は、平成28年度までに7調査（45年次分）であり、第Ⅱ期基本計画策定後、提供する統計調査の種類に変更はないものの、新たに5年次分のデータの追加を行った。 なお、平成29年度には、就業構造基本調査の平成19年分が新たに提供される予定である。	継続実施	

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(1) 調査票情報等の提供及び活用	○ 匿名データの年次追加に伴う手続の簡素化について検討する。	内閣府（統計委員会）、総務省	平成26年度から検討する。
	○ 「統計データ・アーカイブ（仮称）」の整備については、整備対象とするデータの範囲を、調査票原票を除いた調査票情報等に限定し、調査票情報等を活用する上で必要なデータ（メタデータ）の整備を拡充する方向で具体的な検討を進めるとともに、名称についても、その目的が明確になるように変更を検討する。	総務省、各府省	平成28年度末までに結論を得る。
(2) 政府統計共同利用システム等による統計データの共有・提供の推進	○ 政府統計共同利用システムの統計情報データベースへの統計データの登録作業の簡素化・支援方策を検討し、各府省の協力を得て、統計データ登録の促進を図る。	総務省	平成26年度から実施する。
	○ 政府統計共同利用システムのe-Statによる情報提供機能の改善に当たっては、利用者の満足度等を把握し、利用者の利便性の向上に係る検討に活用するほか、API機能の提供や統計GISの充実等の技術的研究の推進等、統計データの高度利用についても検討する。	総務省	平成27年度末までに結論を得る。

平成28年度末時点の検討状況又は進捗状況	実施済、実施困難等の別	実施予定等とした事項の今後の見通し等
<ul style="list-style-type: none"> 平成27年9月の統計委員会において、匿名データの年次追加に伴う手続の簡素化に関する方針を取りまとめ、平成28年1月に、当該方針に沿って、「匿名データの作成・提供に係るガイドライン」を改正した。【総務省】 	実施済	
<ul style="list-style-type: none"> 「統計データ・アーカイブ（仮称）」の整備については、「調査票情報等の提供及び活用の促進の基礎」となるための窓口機能、研究助言機能、秘匿審査機能等が重要となるため、関連する「オンライン利用」の取組の進展と併せて具体化を進めることとした。【総務省】 	実施済	
<ul style="list-style-type: none"> 政府統計共同利用システム（統計情報データベース及びAPI機能）の統計情報データベースに統計データが登録されていなかった一般統計（19統計）について、平成28年度に、政府統計共同利用システムを運用・管理している独立行政法人統計センターで登録作業を実施した。これにより今後は、各府省が当該一般統計について作成する新規の統計データを容易に登録できるようになった。 平成29年度も引き続き未登録の統計調査についても登録支援を実施する。 	実施済	
<ul style="list-style-type: none"> 統計データの高度利用のため、API機能を平成26年10月31日からe-Stat上に付加し、また、試行段階での利用者からの意見等を反映し、27年1月30日から開発ガイドや開発サンプル、FAQ等をサイトに追加提供し、利用者の利便性向上を図った。統計GISの充実については、平成27年1月20日からe-Stat上の統計GISに「地図による小地域分析（jSTAT MAP）」を追加して機能を強化し、タブレット版の提供も開始した。 さらに、平成27年度には、福井県、福井県内全市町及び独立行政法人統計センターと連携して、統計データをLOD形式で提供する「オープンデータモデル事業」を実施し、国勢調査や経済センサスなど7統計の一部の統計データについて、統計LOD（LOD形式の統計データのことをいう。）を作成し、平成28年6月30日にe-Statより提供を開始した。本モデル事業の成果及び検討結果を踏まえ、平成28年度は、社会・人口統計体系、27年国勢調査の統計LODの拡充を行うとともに、統計LODを作成する際の考え方をまとめた手引書を作成した。 	実施済	

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
5 国際協力及び国際貢献の推進	<p>【計画本文記載事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 國際会議等への積極的な参画など、国際協力の推進を図る。 ○ JICA等と連携し、統計関係の国際機関等への統計専門家の派遣、発展途上国等諸外国からの統計に関する研修生の受入れなど、統計分野における積極的な国際貢献に努める。 ○ 各府省と連携して、国際機関に対する我が国の統計情報の提供状況を全体的に把握できる仕組みを構築し、国際機関に対する統計情報の提供の充実に努める。 	(各府省)	
第4 1 施策の効果的かつ効率的な実施	<p>【計画本文記載事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公的統計基本計画推進会議を通じた府省間の連携を一層推進するとともに、第Ⅱ期基本計画に掲げた施策に応じて推進体制を再構築し、政府一体となった取組を促進する。 ○ これまで統計委員会に諮問されていない基幹統計（基幹統計調査）を中心に、品質評価の要素に沿った見直し状況や基幹統計としての重要性及び必要性の充足状況等について計画的に確認する。 ○ 統計委員会の諮問審議の答申に示した「今後の課題」について、一定期間を経過したものからその対応状況を計画的にフォローアップする。また、統計委員会委員による統計調査員への同行等の実情視察等を行い、統計委員会の審議に活用する。 	(各府省) (内閣府) (内閣府)	平成26年度から実施する。

平成28年度末時点の検討状況又は進捗状況	実施済、 実施困難 等の別	実施予定等とし た事項の今後 の見通し等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 8府省等から延べ136人の職員が66の国際会議に出席し、議論への参加、発表等を行った。 ・ 6府省等が、15の国際機関・国等に延べ44人の職員を派遣したほか、4府省等が、50の国際機関・国等から延べ186人の研修生等を受け入れた。 		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成26年度に構築した各府省から国際機関への情報提供実績を把握する仕組みについて、平成28年5月の「国際統計に関する関係府省等連絡会議」において、国際機関へ提供するデータの出典を整理し、統計ごとに情報提供実績が把握できるよう見直しを図った。その後、各府省等から国際機関への情報提供実績の報告を受けた上で取りまとめ、同年11月に各府省等とその結果を共有した。 	継続実施	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年度、公的統計基本計画推進会議を複数回開催し、基本計画の取組状況に関する府省間の情報共有等を行い、基本計画で掲げられた事項の推進を図っている。また、基本計画に掲げた施策を推進するため、平成26年4月に「オンライン調査推進会議」を設置するなど、その推進体制を再構築し、政府一体となつた取組を行っている。 ・ 基本計画部会において、確認の対象となる未諮問基幹統計について、確認スケジュールに基づき、平成26年度には5統計、27年度には4統計を確認し、審議結果報告書を取りまとめた。 平成28年度は、諮問の状況等を勘案し、確認スケジュールを改定し、以下のとおり2統計を確認して、3月に審議結果報告書を取りまとめた。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 28年12月16日（金）賃金構造基本統計及び建築着工統計について審議。 ・ 29年3月21日（火）審議結果報告書（平成28年度下半期審議分）を決定。 ・ 統計委員会の諮問審議の答申に示した「今後の課題」については、従前より、次回の諮問審議の際に対応状況をフォローアップしている。 また、統計委員会の審議に活用するため、平成26年8月に鉄道車両等生産動態統計調査の実施現場を統計委員会の3委員及び1専門委員が視察し、担当者と意見を行い、27年2月に総務省が実施した「登録調査員中央研修」を統計委員会の4委員が視察し、統計調査委員と意見交換を行い、29年1月に独立行政法人統計センターの家計調査の入力業務を統計委員会の4委員が視察するなどの取組を行った。 【総務省（統計委員会担当室）】 		

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
1 施策の効果的かつ効率的な実施	○ 統計法施行状況審議や個別の諮問審議において把握した府省横断的な統計上の課題に関する研究や日本学術会議及び関連学会連携強化方策について検討し、取組の推進を図る。	(内閣府)	
2 各種法定計画等との整合性の確保及び的確な情報提供の推進	○ 各種法定計画等における統計の整備及び当該分野における各種施策との整合性に留意するなど、政策の信頼性及び客観性の確保に資するよう取組を推進する。 ○ 国民に対し的確な情報提供を行うとともに、公的統計に対する国民の意見やニーズの把握及びその反映を推進する。	(各府省) (各府省)	

平成28年度末時点の検討状況又は進捗状況	実施済、 実施困難 等の別	実施予定等とし た事項の今後の 見通し等
<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度は匿名データに関する調査研究（委託研究）及びシェアリングエコノミー等サービス産業の統計整備に関する調査研究（委託研究）を行い、29年3月に調査報告書を取りまとめた。【総務省（統計委員会担当室）】 		
<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度から、「特定非営利活動法人及び市民の社会貢献に関する実態調査」について、担当者が、地方公共団体及び大学等において調査の概要について講義を実施している。また、講義後の質疑応答を通じて各ステークホルダー（自治体職員・研究者・NPO関係者・市民）からの意見・ニーズを把握している。【内閣府】 作成した業務統計について、警察庁ホームページで公表している。【警察庁】 統計データのトピックを、時節にちなんで紹介する「統計トピックス」、社会・経済の話題になっているデータについて分かりやすく解説した「話題の数字」など、身近かつ有用なテーマについて、統計情報を提供し、統計に関する国民の理解と協力の向上に取り組んだ。【総務省】 文部科学省では、基幹統計調査である「学校基本調査」及び「学校教員統計調査」の調査規則を改正する際、意見公募手続を実施し改正を行った。【文部科学省】 統計調査結果については、集計表のほか、国民に分かりやすく伝えるため、図やグラフ等を利用して調査結果のポイントをまとめた概況を作成し、厚生労働省ホームページに掲載している。また、国民の声等により国民の意見やニーズの把握を行っている。 なお、社会保障・人口問題基本調査（人口移動調査）では、平成28年度実施調査を円滑かつ正確に実施するため、調査協力依頼のリーフレット等に外国人向けの説明を加えたり、外国語での記入例を導入したりするなど、さまざまな人々の間での調査への理解を増進することに努めた。【厚生労働省】 ホームページにおいて統計情報の要望欄を設け、国民の意見やニーズの把握に努めている。引き続き国民の意見等を的確に把握しているところ。【農林水産省】 基幹統計調査の見直しに当たっては、パブリックコメントの実施や業界団体等のヒアリングを行い、国民の意見やニーズを把握した上で、計画案を策定し、総務大臣へ変更申請を行った。【経済産業省】 		

【資料編】

資料1 統計法の概要

1. 目的 (第1条)

公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることに鑑み、公的統計の作成及び提供に関し基本となる事項を定めることにより、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与

2. 公的統計の体系的整備 (第2条～第31条)

- ・ 国勢統計、国民経済計算及び行政機関が作成する統計のうち重要なものとして総務大臣が指定した統計を基幹統計として位置付け
- ・ 公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、公的統計の整備に関する基本的な計画を閣議によって決定（おおむね5年ごとに変更）
- ・ 国民経済計算の作成基準をあらかじめ設定・公表することにより、中立性・客観性を確保
- ・ 行政機関が行う統計調査について、総務大臣が審査・承認を行うことによって品質確保や重複是正を図るとともに、報告義務やかたり調査の禁止などの規定を整備することにより、基幹統計を作成するための調査（基幹統計調査）における適正確実な報告を担保
- ・ 統計調査以外の方法により作成される基幹統計の作成方法について、総務大臣が必要に応じて意見を述べることとすることにより、公的統計の品質を確保
- ・ 行政機関が保有する各種の情報を統計の作成に活用する仕組みを整備することにより、統計作成の正確性や効率性を向上させるとともに、統計調査における被調査者の負担を軽減

3. 統計データの利用促進と秘密の保護 (第32条～第43条)

- ・ 委託に応じた集計による統計の提供（オーダーメード集計）や、匿名性の確保措置を講じた調査票情報（匿名データ）の提供に関する規定を整備することにより、学術研究等の需要に対応（提供の対価として手数料を徴収）
- ・ 公的統計の作成に用いられた調査票情報等について、適正管理義務や守秘義務、目的外利用の禁止などの規定を整備するとともに、これらの規定を統計調査事務の受託者に対しても同様に適用

4. 統計委員会の設置 (第44条～第51条)

- ・ 基本計画案など、法律の定める事項について専門的かつ中立公正な調査審議を行う統計委員会を総務省に設置することにより、公的統計の体系的かつ効率的な整備を推進

5. 罰則等

○ 雜則（第52条～第56条）

- ・ 公的統計の利用者の利便を図るため、統計の所在情報の提供を義務化
- ・ 法の施行状況を統計委員会に報告するとともに公表

○ 罰則（第57条～第62条）

- ・ 行政機関が行う統計調査秘密漏えい等に関する罰則や統計調査事務の受託者に対する罰則

「公的統計の整備に関する基本計画」概要

資料2

1 公的統計基本計画とは

- ◆根拠：統計法（平成19年法律第53号）第4条
- ◆目的：各府省が必要な統計を作成する「分散型統計機構」の下、公的統計の整備に関する目標や具体的な取組を政府全体で共有し、総合的かつ計画的な統計整備を推進
- ◆期間：おおむね5年間
- ◆策定手続：総務大臣は、基本計画の作成又は変更に当たり、統計委員会の意見を聴き、国民の意見を反映させるための措置を講じた上で、閣議決定を求める。
- ◆フォローアップ：毎年、総務大臣が推進状況を取りまとめて公表。統計委員会が推進状況を評価

2 公的統計基本計画の変更

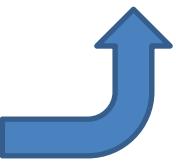
- ◆現行の第Ⅰ期基本計画（平成21年3月閣議決定）は、平成25年度末をもって計画期間が終了
- ◆統計をめぐる社会経済情勢の変化、公的統計の整備に関する施策の取組状況等を勘案し、第Ⅱ期基本計画（平成26年4月から約5年間）を策定

平成25年5月17日	総務大臣から平成24年度の第Ⅰ期基本計画の推進状況を統計委員会に報告
10月9日	統計委員会から第Ⅱ期基本計画に関する基本的な考え方を総務大臣に提示
10月30日	総務大臣から第Ⅱ期基本計画案を統計委員会に諮問
10月31日～11月29日	国民に意見公募
平成26年1月31日	統計委員会から総務大臣に答申
3月25日	閣議決定

第Ⅱ期公的統計基本計画の概要

1 施策展開に当たっての基本的な視点及び方針

統計の体系的整備・有用性の確保・向上



- ① 統計相互の整合性の確保・向上
- ② 國際比較可能性の確保・向上
- ③ 経済・社会の環境変化への的確な対応
- ④ 正確かつ効率的な統計作成の推進
- ⑤ 統計データのオープン化・統計作成過程の透明化の推進

2 公的統計の整備

(1) 経済関連統計

- 国内総生産(GDP)を計算する基準を国連の新基準(2008SNA)に対応
(例: 現行基準では費用としてGDPに含まれていない研究開発費を、新基準では投資としてGDPに計上)

(2) 人口・社会、労働関連統計

- 失業に関するILOの新基準を踏まえ、失業者の定義(求職活動期間を現行の1週間から1か月)の変更について、試験調査等を行った上で、時系列比較にも留意しつつ検討
- 非正規雇用をより的確に捉える労働者区分の見直しに向けた取組

- 経済構造統計(経済センサス)を中心的に経済統計の整備計画を再策定
(例: 平成28年に予定している経済センサス・活動調査は調査環境の良い時期に実施。また、経済センサスの実施に伴い、関連する経済統計調査の調査事項、実施時期、周期等を再検討)

第Ⅱ期公的統計基本計画の概要

3 公的統計の整備に必要な事項

(1) 統計作成の効率化、報告者の負担軽減等

- 統計調査の母集団情報となる事業所母集団データベースの充実、蓄積された情報を活用した統計の作成
- オンライン調査の推進
(例: 平成27年国勢調査におけるオンライン調査を前回の東京都から全国に拡大。また、モバイル端末の普及状況を踏まえ、スマートフォンなどのオンライン報告手段の多角化に対応)
- 社会保障・税番号制度の統計への活用に関する検討・研究
- 大規模災害等の発生時の備えとして、課題の整理、対応方針の取りまとめ

(2) 統計データの有効活用の推進等

- 政府統計の総合窓口（e-Stat）の機能拡充などの統計データのオープン化の推進（API機能：政府の統計データを民間企業等のシステムが自動的に取得・更新）
(統計GIS：地理情報システム(GIS)の仕組みを活用し、統計データを背景地図とともに視覚化して提供するもの(地図で見る統計))
- 政府が一般から委託を受けて統計を作成する（オーダーメード集計）場合の利用条件（学術研究の発展に限定）を緩和することを検討
- 統計分野における積極的な国際協力・国際貢献（発展途上国等からの研修生の受け入れ）

4 基本計画の推進

- 府省間の連携を一層推進し、統計委員会におけるフローラップ等の取組の重点化
- 各種法定計画に基づく統計整備との整合性を確保しつつ取組を推進

資料3 「公的統計の整備に関する基本的な計画」の推進体制

基本計画(別表)に掲げられた事項	
府省横断的事項 各府省統計主管部局長等会議の下に検討会議等を設置し、政府一體的に取組	複数府省連携事項 中心となる府省を決定した上で、共同で検討の場を設けることなどにより関係府省が協力して取組
各府省個別事項 (適宜関係府省と連携) 担当府省が責任を持つて取組	<ul style="list-style-type: none">◆経済構造統計を軸とした産業関連統計の体系的整備（産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議）◆産業連閣表の作成方法の見直し（産業連閣部局長会議）等◆国民経済計算の推計手法の改善◆所管統計調査の改善等
	情報共有・調整

【公的統計基本計画推進会議】(平成21年4月23日設置)

（目的：基本計画に掲げられた施策の推進及び同計画の見直しに必要な政府部内の連絡、調整及び検討
構成員：各府省の部局長級）

資料4 オンライン調査の推進に係る各府省の検討状況又は推進状況

各府省	平成28年度中の検討状況又は進捗状況
人事院	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度においては、民間企業の勤務条件制度等調査へのオンライン調査の導入に関するニーズを把握するため、アンケート調査を実施した。結果については分析中である。
内閣府	<ul style="list-style-type: none"> 「青少年のインターネット利用環境実態調査」及び「低年齢層の子供のインターネット利用環境実態調査」に関する有識者による企画分析会議を開催し、「青少年のインターネット利用環境実態調査」の次年度の実施に向けて調査方法の一層の改善に向けた検討を行った。また、「低年齢層の子供のインターネット利用環境実態調査」は、企画分析会議における検討結果を踏まえてオンライン調査を実施した。 平成29年度青少年のインターネット利用環境実態調査について、引き続き調査員調査・オンライン調査を併用して実施する。 企業行動に関するアンケート調査について、HP上の調査対象企業に対する告知に併せて、オンライン調査の案内及び政府統計オンライン調査総合窓口のURLを掲載している。また、調査票上のログイン情報欄に目立つ色を使用し、オンライン回収率の向上を図っている。 消費動向調査について、平成26年度に実施した試験調査やこれまでの検討結果を踏まえ、オンライン調査の導入時期や具体的な導入方法、オンライン調査票案等について検討を行った（検討の結果、平成30年度にオンライン調査を導入予定。）。
総務省	<ul style="list-style-type: none"> 所管する統計調査の実施状況等を踏まえ、必要に応じ各統計調査におけるオンライン調査の推進について検討している。個別の統計調査における主な実施状況等は以下のとおり。 平成28年経済センサス - 活動調査について、平成24年調査では一部の企業のみで実施していたオンライン調査を全ての事業所、企業を対象に実施するとともに、オンライン回答を促すため、調査書類の文言の工夫や重点的な広報を実施した。 平成28年社会生活基本調査について、平成23年調査では調査票Bのみで実施したオンライン調査を調査票Aにも拡大し全世帯を対象に実施するとともに、平成23年調査ではエクセル形式で作成した電子調査票をHTML形式で作成し、報告者の利便性向上を図った。 平成29年就業構造基本調査について、オンライン調査を全面的に導入し、スマートフォンやタブレット端末からの回答にも対応できるよう調査を実施することとして、平成28年12月に適当であるとの答申が出された。 家計調査について、平成30年1月からのオンライン調査の段階的導入を含む変更計画について、28年10月に統計委員会に諮問され、29年1月に適当であるとの答申が出された。
財務省	<ul style="list-style-type: none"> 民間給与実態統計調査については、これまで調査の対象となった事業所に調査票等を送付する際に、オンラインを利用した回答を推奨す

各府省	平成28年度中の検討状況又は進捗状況
	<p>るチラシを送付し、また、詳細な回答の手順については国税庁ホームページで案内を行ってきたところ。平成28年度においては、これらのチラシ等について記載内容の見直しを実施し、オンラインを利用した際のメリットを明記したり、オンライン提出を行う際の各段階での説明を充実させたりするなど、リニューを行った。また、平成29年度から、オンライン回答時に使用する電子調査票（源泉徴収義務者用）について、現行のPDF形式からHTML形式へ変更することにより、入力・送信作業を簡便化し、報告者の負担を軽減することを検討している。</p>
文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> ・子供の学習費調査においては、平成26年度調査から、オンライン調査を一部の都道府県で試行導入し、報告者へのアンケートを行った。その結果を踏まえて改善を行い、平成28年度調査においては全都道府県を対象にオンライン調査を導入した。
厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生行政報告例について、平成29年度報告から政府統計共同利用システムのオンライン調査システムを利用したオンライン調査を導入するため、調査対象者に対し、オンライン調査実施に関する周知を行った。また、平成29年度に電子調査票の開発を行う予定としている。 ・地域保健・健康増進事業報告について、平成29年度報告から政府統計共同利用システムのオンライン調査システムを利用したオンライン調査を導入するため、調査対象者及び経由機関に対し、オンライン調査実施に関する周知を行った。また、平成29年度に電子調査票の開発を行う予定としている。 ・医療施設（静態）調査及び患者調査について、オンライン調査の更なる推進のため、都道府県・指定都市・中核市の調査担当者を対象に開催する会議において周知を行った。また、平成29年調査からは、オンライン調査の対象を拡大し、病院に加え、一般診療所及び歯科診療所を対象とする調査票についてもオンライン調査の対象とすることとしている。 ・社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査について、平成28年調査から一部の調査票でオンライン調査を実施している。 ・21世紀成年者縦断調査（平成24年成年者）について、調査対象者に対し、オンライン調査実施に関する周知を行った上で、平成28年度からオンライン調査を導入した。 ・労働組合基礎調査について、オンライン調査の促進のため関係団体への協力要請を行った。また、平成28年調査からオンライン調査の対象を全ての労働組合へ拡大した。 ・労働災害動向調査について、オンライン回収率向上のため調査用品をより見やすい仕様に変更し、説明文をよりわかりやすく修正した。また、平成29年度に向けて厚生労働省ホームページで、本調査が、オンライン回答が可能な旨を周知することを検討している。 ・就労条件総合調査について、回収率向上のため民間委託事業者に対

各府省	平成28年度中の検討状況又は進捗状況
	<p>し、前回調査においては必須ではなかったオンライン調査を、次回調査においては必須とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業工業生産動態統計調査について、現在オンライン、電磁的記録媒体及び紙媒体による調査票提出が可能であるが、平成31年1月分調査から全面オンライン化が可能となるよう、本調査の見直し案を作成し、関係業界及び関係府省庁への意見照会及びパブリックコメントを実施した。また、平成29年度中に全面オンライン化に向けた新システムの仕様の検討を行い、平成30年度中に新システムの設計・開発を行う予定としている。 ・社会保障・人口問題基本調査（人口移動調査）では、平成28年度実施の調査で、紙の調査票での回答に加えて、オンラインでの回答を導入した（紙またはオンラインでの回答が選択できる方式で調査を実施）。
農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度に、2調査（木質バイオマスエネルギー利用施設動向調査、水産加工業経営実態調査）について新たにオンラインによる調査方法を導入した。 ・引き続き、オンライン調査の回収率の向上に向け、全ての調査対象に政府統計共同利用システムのログイン情報や操作方法を配布する取り組みを行っているところ。
経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> ・外資系企業動向調査、金属加工統計調査、砕石等動態統計調査、生コンクリート流通統計調査の4調査においてオンライン調査を導入。この結果、経済産業省所管統計調査の全てにおいてオンライン調査の導入が実現した。
国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> ・所管する統計調査の促進のため、報告者に対して記入要領等へオンライン調査が可能な旨を案内するなど、オンラインによる回収率向上のための取組を行った。また、調査の企画時においてオンライン調査未導入の場合は、オンライン調査の導入について検討を行った。 ・水害統計調査については、メール提出を可能としていたものの、容量の制限等があるため、メールの再送等、報告者に負担がかかっていたことから、平成28年度において、オンラインシステムを構築し、電子ファイルをアップロード提出可能にした。
環境省	<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン調査を導入している統計調査は、調査票等にオンライン回答が可能な旨の明記、コールセンターの設置、業界団体への協力依頼等の回収率向上方策を検討・実施している。

資料5 統計職員等の人才培养・確保の状況

府省名	人事院	内閣府	警察庁	総務省	法務省	財務省
統計局における大学等と の人事交流の数(招手先 派遣者数、受け入れ者数)	無	無	【派遣】 ・大学(2人) ・大学等(10名)	無	無	無
統計局における外部講 座の開催等の外部講師 の活用実績	無	無	1. 活動する研究会等の数 ⇒ 21 2. 参加している有能者の延べ人数(うち統計委員会委員会員は専門職員) ⇒ 11人(1人) 3. 上記2のうち平成28年度新規参加者の数 ⇒ 0人	1. 活動する研究会等の数 ⇒ 2 2. 参加している有能者の延べ人数(うち統計委員会委員会員は専門職員) ⇒ 11人(1人) 3. 上記2のうち平成28年度新規参加者の数 ⇒ 0人	無	無
統計局職員による学会の 発表や自己啓発等の制度の 活用による学習及び大学院 の論文等の活用実績	無	無	【大会等参加実績】 ・日本人口統計学会第6回大会(5人) ・2016年度統計情報学会連合大会(13人) ・日本統計学会2016年度秋季大会(1人) ・統計学会第2回全国研究大会(8人) ・第5回地理統計シンポジウム研究発表会(2人) ・統計教育ワーキングカンファレンス(ヨブ)(1人) ・日本橋本学会(1人) ・日本統計学会(1人) ・日本社会科学院(1人)	【大会等参加実績】 ・日本人口統計学会第6回大会(5人) ・2016年度統計情報学会連合大会(13人) ・日本統計学会2016年度秋季大会(1人) ・統計学会第2回全国研究大会(8人) ・第5回地理統計シンポジウム研究発表会(2人) ・統計教育ワーキングカンファレンス(ヨブ)(1人) ・日本橋本学会(1人) ・日本社会科学院(1人)	無	無
統計局職員による留学制 度や自己啓発等の制度の 活用による学習及び大学院 の論文等の活用実績	無	無	【留学制度】 ・美国(1人)	【留学制度】 ・美国(1人)	無	無
統計局における統計関係 研修・セミナー等の実施状況	無	無	・計量経済分析入門①(24人) ・アンケート調査セミナー(34人) ・国民経済計算(9ISNA)入門(13人) ・季節調整法研修(28人) ・特別コース(31人) ・統本段階入門(20人)	・本科(18人) ・統計入門課程(1266人) ・統計基礎課程(177人) ・統計専門課程(243人) ・特別コース(31人) ・統本段階入門(20人)	無	無
統計局職員の研修受 講実績	・統計入門課程(6人) ・統計専門課程(1人) ・特別コース(1人)	・本科(1人)	・本科(4人) ・統計入門課程(131人) ・統計基礎課程(16人) ・統計専門課程(13人) ・特別コース(20人)	・統計入門課程(3人) ・本科(2人) ・統計基礎課程(35人) ・統計専門課程(7人) ・統計専門課程(3人)	無	無
その他、統計職員として の人才培养に関する取組	無	無	無	無	無	無

府省名	【受入】文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省
統計部局における大学等と の人事交流の実績(招手先 派遣者数、受入者数)	無	無	無	【受入】 ・日本銀行(1人)	無
統計部局の主たる会議等 の開催場所による会場費、賃料 の請求額等の内訳(会議、講演 セミナー等による会場の外部門 の活用実績)	1. 沿象となる研究会等の数 ⇒ 1 2. 参加しているが専有職者の延べ人数(うち統計委員会委員、議論委員又は専門委員) ⇒ 12人(5人) 3. 上記2のうち平成28年度新規参加者の数 ⇒ 12人	1. 沿象となる研究会等の数 ⇒ 7 2. 参加しているが専有職者の延べ人数(うち統計委員会委員、議論委員又は専門委員) ⇒ 12人(5人) 3. 上記2のうち平成28年度新規参加者の数 ⇒ 5人	1. 沿象となる研究会等の数 ⇒ 5 2. 参加しているが専有職者の延べ人数(うち統計委員会委員、議論委員又は専門委員) ⇒ 18人(10人) 3. 上記2のうち平成28年度新規参加者の数 ⇒ 8人	1. 沿象となる研究会等の数 ⇒ 5 2. 参加しているが専有職者の延べ人数(うち統計委員会委員、議論委員又は専門委員) ⇒ 7人 3. 上記2のうち平成28年度新規参加者の数 ⇒ 7人	無
統計部局による学会の 会場等への参加実績(参加者数/報 知誌文)	無	【大会参加実績】 ・2016年度統計研究会連合大会(4人)	無	無	無
統計部局員による講習会制 度や自己啓発等の研修制度の 活用によるセミナー及び大学院 の講義等の活用実績	無	無	無	無	無
統計部局における研修会系 統計セミナー等の実施状況	無	・統計基礎コース(25人) ・統計実務コース(22人) ・統計活用コース(25人) ・統計理論コース(25人) ・適企全般する研修(34人) ・統計情報処理研修(e-ラーニング) (142人)	・農林水産統計専門職研修(結果調査実務コース) ・農林水産統計専門職研修(管轄者コース) ・農林水産統計専門職通信研修 ※上記研修への大学等外部講師の活用延べ人数:11人	・調査統計グループ研修(統計基礎、統計応用、統計分析等)(110人) ・統計実験分析応用、産業企画分析等(22人) ・統計シンポジウムによる講習会(25人) ・統入門、及び非常勤職員向け室内研修(8人)	※上記研修への大学等外部講師の活用延べ人数:11人
統計部局員の研修会制 度や自己啓発等の研修	・統計入門講習(1人) ・統計専門講習(1人)	・本科(1人) ・統計入門講習(5人) ・特別コース(1人)	・統計入門講習(4人) ・統計基本課程(1人)	・統計入門講習(1人) ・統計基本課程(1人)	
その他、統計部局員として の人才培养に対する取組	統計部局に所属する主な統計専門職員について、人材評定の目標に開拓目次を設定	統計部局が実施する主な統計専門職員について、人材評定の目標に開拓目次を設定	統計部局主催の「統計入門講習」、統計利用者向け入門(1人) ・統計専門職員に対するノーブル精神(質問、議論を活用) ・スケール中央統計官研修(2人) 次回本研修会開催及び商業統計の概要についての講義を派遣(2人)	統計部局主催の「統計入門講習」、統計利用者向け入門(1人) ・統計専門職員に対するノーブル精神(質問、議論を活用) ・スケール中央統計官研修(2人) 次回本研修会開催及び商業統計の概要についての講義を派遣(2人)	

注)統計部局の主たる会議等の実績(研究会等(接待金、懇親会等を含む。))への外部有識者の活用実績(参考)については、参考書に詳しく述べてある。

注)指掌していない箇等においては、特段の取組を行っていない。

資料6 統計関連業務の民間委託の状況

1 統計事務の民間委託の状況

統計関連業務のうち、統計調査に直接関連する統計事務の民間委託状況は次のとおりであり、平成28年度に実施した統計調査に係る事務については、248統計調査中204統計調査（全体の82.3%）において、何らかの事務について民間委託を実施している。また、統計事務の種類別民間委託の状況は、表1及び図のとおりである。

表1 統計事務の種類別民間委託の状況 (平成28年度)

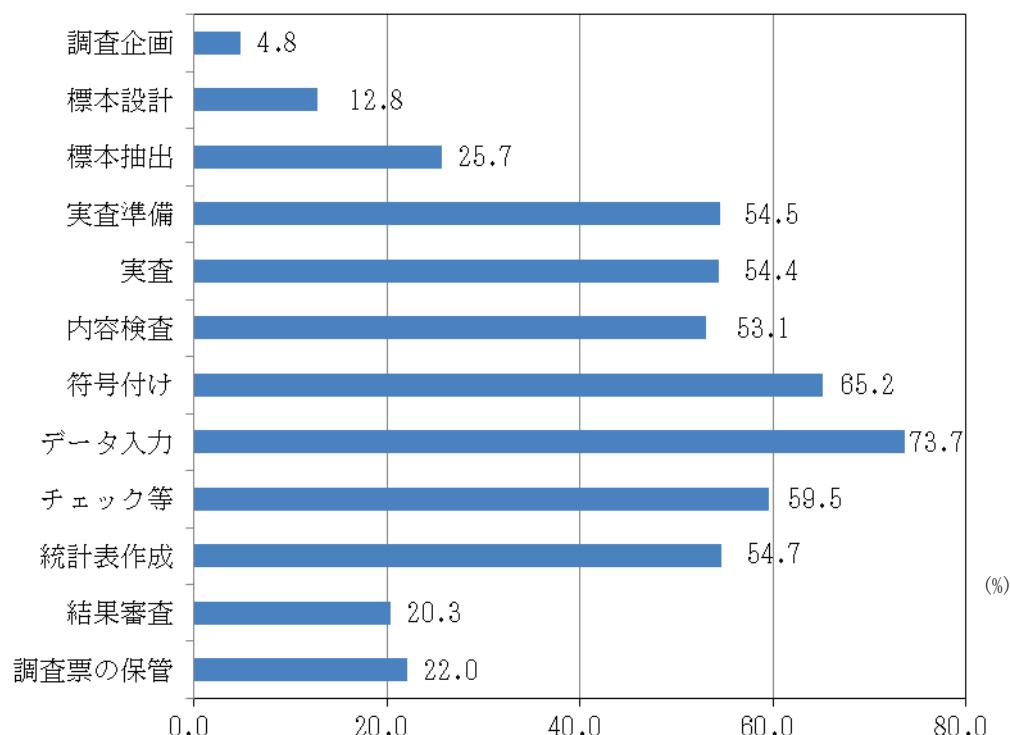
			統計事務の種類別件数											全統計調査件数 (注2)	
			調査企画	標本設計	標本抽出	実査準備	実査	内容検査	符号付け (注3)	データ入力	チェック等	統計表作成	結果審査		
府省全体	当該事務が存在する統計調査	件数	248	179	175	242	248	245	92	236	247	247	246	245	248
		うち民間委託を実施しているもの	件数	12	23	45	132	135	130	60	174	147	135	50	54
		(割合%)	(4.8)	(12.8)	(25.7)	(54.5)	(54.4)	(53.1)	(65.2)	(73.7)	(59.5)	(54.7)	(20.3)	(22.0)	(82.3)
	(参考)うち独立行政法人等への委託を実施しているもの	件数	0	0	2	1	1	7	9	13	19	18	11	11	22
	(割合%)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.4)	(0.4)	(0.4)	(2.9)	(9.8)	(5.5)	(7.7)	(7.3)	(4.5)	(4.5)	(8.9)
うち地方支分部局	当該事務が存在する統計調査	件数	2	2	20	21	36	31	5	22	22	3	13	21	38
		うち民間委託を実施しているもの	件数	1	1	1	2	2	4	2	4	3	1	1	0

注1) 共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件として計上している。

注2) 「全統計調査件数」は、国の機関において平成28年度に実施された統計調査の総件数である。

注3) 「符号付け」は、語句や文章で記入された調査事項を分類基準に従って符号に変換する事務をいう。

図 統計事務の種類別民間委託の割合



なお、府省別民間委託の状況は、表2のとおりである。

表2 府省別民間委託の状況（統計事務）（平成28年度）

府省名	府省全体			うち地方支分部局	
	統計調査	うち民間委託を実施しているもの	(参考) うち独立行政法人等への委託を実施しているもの	統計調査	うち民間委託を実施しているもの
人事院	3	1	2	0	0
内閣府	14	13	0	1	0
総務省	17	16	9	0	0
財務省	8	7	2	4	0
文部科学省	18	12	0	0	0
厚生労働省	58	50	4	3	0
農林水産省	41	33	0	21	2
経済産業省	36	31	1	1	0
国土交通省	46	34	4	8	4
環境省	7	7	0	0	0
合計	248	204	22	38	6

注) 共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件として計上している。

資料7 基幹統計調査の承認一覧

(平成28年度)

実施府省	基幹統計調査の名称	承認年月日
総務省	社会生活基本調査	平成28年9月9日
	小売物価統計調査	平成28年9月14日
	科学技術研究調査	平成28年10月20日
	就業構造基本調査	平成28年12月21日
	家計調査	平成29年2月6日
	労働力調査	平成29年3月29日
	科学技術研究調査	平成29年3月30日
文部科学省	学校基本調査	平成29年2月6日
	学校保健統計調査	平成29年2月15日
厚生労働省	国民生活基礎調査	平成28年5月31日
	薬事工業生産動態統計調査	平成28年6月22日
	国民生活基礎調査	平成28年12月8日
	毎月勤労統計調査	平成29年2月13日
	医療施設調査	平成29年3月1日
	患者調査	平成29年3月1日
農林水産省	牛乳乳製品統計調査	平成28年8月8日
	農業経営統計調査	平成28年8月8日
	作物統計調査	平成28年12月2日
経済産業省	経済産業省生産動態統計調査	平成28年5月24日
	工業統計調査	平成28年5月31日
	ガス事業生産動態統計調査	平成28年12月2日
	経済産業省生産動態統計調査	平成29年2月6日
	特定サービス産業実態調査	平成29年3月1日
総務省・ 経済産業省	経済センサス・活動調査	平成28年7月25日

(注) 本表は、法第11条の規定に基づき平成28年度中に総務大臣に申請され、28年度中に承認が行われた基幹統計調査の承認状況についてまとめたものである。

資料8 統計委員会における諮問・答申実績

(平成28年度)

諮問名	諮問者	諮問日	答申日
就業構造基本調査に係る匿名データの作成について	総務大臣	平成28年 3月22日	平成28年 4月26日
牛乳乳製品統計調査の変更について	総務大臣	平成28年 4月26日	平成28年 7月26日
農業経営統計調査の変更について	総務大臣	平成28年 4月26日	平成28年 7月26日
人口推計の基幹統計としての指定について	総務大臣	平成28年 6月30日	平成28年 8月25日
小売物価統計調査の変更について	総務大臣	平成28年 7月26日	平成28年 8月25日
科学技術研究調査の変更について	総務大臣	平成28年 7月26日	平成28年 9月29日
作物統計調査の変更について	総務大臣	平成28年 7月26日	平成28年 11月18日
ガス事業生産動態統計調査の変更について	総務大臣	平成28年 9月29日	平成28年 11月18日
家計調査の変更について	総務大臣	平成28年 10月11日	平成29年 1月27日
就業構造基本調査の変更について	総務大臣	平成28年 10月11日	平成28年 12月16日
毎月勤労統計調査の変更について	総務大臣	平成28年 11月18日	平成29年 1月27日
経済産業省生産動態統計調査の変更について	総務大臣	平成28年 11月18日	平成29年 1月27日
医療施設調査の変更について	総務大臣	平成28年 12月16日	平成29年 2月23日
患者調査の変更について	総務大臣	平成28年 12月16日	平成29年 2月23日
労働力調査の変更について	総務大臣	平成29年 1月27日	平成29年 3月21日
公的統計の整備に関する基本的な計画の変更について	総務大臣	平成29年 2月23日	審議中
経済産業省企業活動基本調査の変更について	総務大臣	平成29年 3月21日	審議中

注) 本表は、平成28年度に統計委員会において行われた諮問又は答申の実績についてまとめたものである。

資料9 基幹統計調査の年度別承認件数

(平成24～28年度)

府省名	平成 28年度	平成 27年度	平成 26年度	平成 25年度	平成 24年度
総務省	8*(2)	5*(2*)	2	3	4*
財務省	0	0	0	0	1
文部科学省	2	3	3(2)	0	2
厚生労働省	6(2)	3	5(2)	2	1
農林水産省	3	8(2)	3(2)	1	3
経済産業省	6*(2)	6*(2*)	6(2)	4	5*
国土交通省	0	1	5	1	1
合計	24(6)	24(4)	24(4)	11	16

注1) () 内の数値は同年度内に同一の調査で複数回承認を受けたものの内数。

注2) 「*」は複数の府省が共同で行う調査（平成24、27、28年度は経済センサス - 活動調査）。共管府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の承認件数を単純合計しても、合計には一致しない。

資料10 基幹統計の公表までの期間

経常調査により作成された基幹統計の公表状況 (平成27、28年度)

府省名	公表を行った件数 (件)		公表までの平均期間 (日)	
	平成28年度	平成27年度	平成28年度	平成27年度
総務省	5	5	45	43
財務省	2	2	66	59
文部科学省	2	2	86	104
厚生労働省	6	6	91	93
農林水産省	5	5	40	43
経済産業省	7	8	79	99
国土交通省	8	8	21	20
合計/全体平均	35	36	57	63

注1) 公表までの平均期間は、各調査の調査期間終了時から第一報公表までの日数の平均である。

注2) 1つの基幹統計の作成に当たり、月次調査・年次調査がある場合など、公表までの期間が複数種類ある場合、最も短い公表までの期間によって平均期間の計算を行っている。

注3) 統計調査以外の方法により作成される基幹統計である国民経済計算（内閣府）、生命表（厚生労働省）、社会保障費用統計（厚生労働省）及び鉱工業指数（経済産業省）並びに周期調査により作成される基幹統計の公表までの平均期間は算出していない。

周期調査等により作成された基幹統計の公表までの期間 (平成28年度)

府省名	基幹統計調査の名称	調査の 周期	公表までの期間 (今回調査)	公表までの期間 (前回調査)	前回調査 との差
文部科学省	社会教育調査	3年	323日 (H28. 10公表)	327日 (H24. 10公表)	-4日

注)公表までの期間は、各調査の調査期間終了時から第一報公表までの日数である。

資料11 一般統計調査の承認一覧

(平成28年度)

実施府省	一般統計調査の名称	最終承認年月日
内閣府	市民の社会貢献に関する実態調査	平成28年7月5日
	企業行動に関するアンケート調査	平成28年7月8日
	公益法人の寄附金収入に関する実態調査	平成28年9月30日
	青少年のインターネット利用環境実態調査	平成28年9月30日
	組織マネジメントに関する調査 (JP-MOPS)	平成28年10月19日
	低年齢層の子供のインターネット利用環境実態調査	平成28年12月22日
総務省	産業連関構造調査（企業の管理活動等に関する実態調査）	平成28年6月9日
	サービス産業動向調査	平成28年6月14日
	貸切バスの安全確保を推進するためのアンケート調査	平成28年8月1日
	国際比較プログラムに関する小売物価調査	平成28年8月5日
	通信利用動向調査	平成28年9月16日
	家計消費状況調査	平成28年11月10日
	購買状況の把握に関する試験調査	平成28年12月20日
	平成32年国勢調査第1次試験調査	平成29年2月6日
	国際比較プログラムに関する小売物価調査	平成29年2月7日
財務省	産業連関構造調査（酒類製造業投入調査）	平成28年6月9日
	たばこ関連産業の実態等に関する調査	平成28年9月30日
文部科学省	子供の学習費調査	平成28年4月27日
	児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査	平成28年5月11日
	大学・短期大学・高等専門学校におけるインターンシップ実施状況等調査	平成28年5月11日
	学校給食栄養報告	平成28年8月18日
	ポストドクター等の雇用・進路に関する調査	平成28年9月16日
	地方教育費調査	平成28年11月28日
	学校における教育の情報化の実態等に関する調査	平成29年1月11日
	学校給食実施状況等調査	平成29年2月22日
厚生労働省	衛生行政報告例	平成28年4月13日
	家庭の生活実態及び生活意識に関する調査	平成28年4月15日

実施府省	一般統計調査の名称	最終承認年月日
実施府省	介護事業実態調査	平成28年5月23日
	産業連関構造調査（医療業・社会福祉事業等投入調査）	平成28年6月22日
	公的年金加入状況等調査	平成28年7月1日
	歯科疾患実態調査	平成28年7月25日
	就労条件総合調査	平成28年8月1日
	国民健康・栄養調査	平成28年8月5日
	労働安全衛生調査	平成28年8月10日
	雇用均等基本調査	平成28年8月10日
	パートタイム労働者総合実態調査	平成28年9月14日
	能力開発基本調査	平成28年9月16日
	労働経済動向調査	平成28年9月16日
	全国ひとり親世帯等調査	平成28年9月16日
	介護事業実態調査	平成28年10月5日
	障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査	平成28年10月13日
	21世紀出生児縦断調査（平成22年出生児）	平成28年10月20日
	ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）	平成28年10月20日
	福祉事務所人員体制調査	平成28年10月28日
	消費生活協同組合（連合会）実態調査	平成28年11月14日
	地域保健・健康増進事業報告	平成29年1月11日
	平成29年国民生活基礎調査試験調査	平成29年1月25日
	医療歯科連携の在り方に関する調査	平成29年1月27日
	労働災害動向調査	平成29年2月6日
	受療行動調査	平成29年3月10日
	社会保障・人口問題基本調査	平成29年3月10日
	雇用動向調査	平成29年3月14日
	労使関係総合調査	平成29年3月14日
農林水産省	水産加工業経営実態調査	平成28年6月8日
	6次産業化総合調査	平成28年6月8日
	産業連関構造調査（栽培きのこ生産業投入調査）	平成28年6月8日

実施府省	一般統計調査の名称	最終承認年月日
	産業連関構造調査（農業サービス業投入調査）	平成28年6月8日
	産業連関構造調査（種苗業（農業）投入調査）	平成28年6月8日
	産業連関構造調査（民有林事業投入調査）	平成28年6月8日
	産業連関構造調査（内水面養殖業投入調査）	平成28年6月8日
	産業連関構造調査（農業土木事業投入調査）	平成28年6月8日
	産業連関構造調査（林野公共事業投入調査）	平成28年6月8日
	食品流通段階別価格形成調査	平成28年10月13日
	畜產物流通調査	平成28年12月2日
	特定作物統計調査	平成29年1月11日
	食品製造業におけるHACCPの導入状況実態調査	平成29年2月17日
経済産業省	模倣被害実態調査	平成28年6月22日
	産業連関構造調査（資本財販売先調査）	平成28年8月19日
	特定サービス産業動態統計調査	平成28年8月29日
	中小企業実態基本調査	平成28年9月8日
	情報処理実態調査	平成28年10月24日
	スポットLNG価格調査	平成28年11月10日
	中小企業実態基本調査	平成29年3月27日
	外資系企業動向調査	平成29年3月29日
国土交通省	訪日外国人消費動向地域調査平成28年予備調査	平成28年8月29日
	航空貨物動態調査	平成28年9月20日
	国際航空貨物動態調査	平成28年9月20日
	法人土地・建物基本調査平成28年予備調査	平成28年9月28日
	中京都市圏物資流動調査	平成28年9月30日
環境省	産業廃棄物等からの水銀回収等に関する調査	平成28年5月10日
	環境にやさしい企業行動調査	平成28年10月6日
	容器包装廃棄物の収集運搬・選別保管費用等に関するアンケート調査	平成28年10月19日
	家庭部門のCO ₂ 排出実態統計調査	平成28年11月4日
人事院	職種別民間給与実態調査	平成28年4月21日
	民間企業における役員報酬（給与）調査	平成28年4月26日

実施府省	一般統計調査の名称	最終承認年月日
	民間企業の勤務条件制度等調査	平成28年8月26日
文部科学省・ 厚生労働省	21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）	平成28年11月28日
経済産業省・ 国土交通省	建設機械動向調査	平成29年3月30日

注) 本表は、法第19条又は第21条の規定に基づき平成28年度に総務大臣に申請され、28年度中に承認された一般統計調査の承認状況についてまとめたものである。

資料12 一般統計調査の年度別承認件数

(平成24~28年度)

府省名	平成 28年度	平成 27年度	平成 26年度	平成 25年度	平成 24年度
内閣府	6	6	4	5	5
総務省	9	8(1)	8(1)	6	8(1)
財務省	2	1	0	1	0
文部科学省	9(1)	4	1	4	3(1)
厚生労働省	29(1)	26	24	28	22(1)
農林水産省	13	11	5	6	9
経済産業省	9(1)	4(1)	9(1)	9	9(1)
国土交通省	6(1)	9	8	9	11
環境省	4	6	1	1	4
人事院	3	1	3	3	3
合計	88(2)	75(1)	62(1)	72	72(2)

注1) () 内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、承認した統計調査件数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の承認件数を単純合計しても、合計には一致しない。

注2) 平成26年度以降は、複数回承認されている場合それぞれ1件と計上している。

資料13 一般統計調査の結果の公表までの期間

一般統計調査（経常調査）結果の公表までの平均期間（平成28年度）

府省名	公表を行った件数 (件)	公表までの平均期間 (日)
人事院	2	174
内閣府	9(1)	62
総務省	5(1)	71
財務省	4(1)	200
文部科学省	11(1)	116
厚生労働省	36(1)	181
農林水産省	28(1)	94
経済産業省	22(2)	68
国土交通省	20	100
環境省	5	164
合計/全体平均	138(4) <135(4)>	118 <125>

注1) 公表までの平均期間は、各調査の調査期間終了時から第一報公表までの日数の平均である。

注2) 1つの一般統計調査において、月次調査・年次調査がある場合など、公表までの期間が複数種類ある場合、最も短い公表までの期間によって平均期間の計算を行っている。

注3) () 内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、公表を行った一般統計調査の結果の件数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の公表を行った一般統計調査の結果の件数を単純合計しても、合計には一致しない。

注4) 表中< >内は、平成27年度における実績。

一般統計調査（周期調査等）の結果の公表までの期間（平成28年度）

府省名	一般統計調査の名称	調査の周期	公表までの期間 (今回調査)	公表までの期間 (前回調査)	前回調査との差
総務省	産業連関構造調査（通信・放送業等投入調査）	5年	116日 (H29. 2公表)	293日 (H25. 7公表)	-177日
文部科学省	体育・スポーツ施設現況調査	6年	403日 (H29. 3公表)	460日 (H22. 4公表)	-57日
厚生労働省	転職者実態調査	不定期	295日 (H28. 9公表)	312日 (H19. 8公表)	-17日
	労働安全衛生調査	5年	328日 (H28. 10公表)	304日 (H26. 9公表)	+24日
	乳幼児栄養調査	10年	313日 (H28. 8公表)	241日 (H18. 6公表)	+72日
	平成27年度原子爆弾被害者実態調査	10年	389日 (H29. 3公表)	1745日 (H22. 12公表)	-1356日
	障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査	3年	135日 (H29. 3公表)	121日 (H28. 3公表)	+14日

府省名	一般統計調査の名称	調査の周期	公表までの期間 (今回調査)	公表までの期間 (前回調査)	前回調査との差
厚生労働省	介護事業実態調査	3年	135日 (H29. 3公表)	121日 (H28. 3公表)	+14日
	所得再配分調査	3年	767日 (H28. 9公表)	789日 (H25. 10公表)	-22日
	社会保障・人口問題基本調査	5年	218日 (H28. 9公表)	449日 (H23. 10公表)	-231日
経済産業省	産業連関構造調査（鉱工業投入調査）	5年	113日 (H28. 10公表)	241日 (H24. 9公表)	-128日
	石油設備調査	2年	107日 (H28. 9公表)	105日 (H26. 9公表)	+2日
国土交通省	産業連関構造調査（有料駐車場に関する投入調査）	5年	13日 (H28. 12公表)	241日 (H25. 3公表)	-228日
	産業連関構造調査（こん包業に関する投入調査）	5年	91日 (H28. 12公表)	241日 (H25. 3公表)	-150日
	産業連関構造調査（地方公共団体運輸関連施設投入調査）	5年	49日 (H28. 12公表)	241日 (H25. 3公表)	-192日
	大都市交通センサス	5年	245日 (H28. 8公表)	307日 (H10. 31公表)	-62日
	全国貨物純流動調査	5年	386日 (H28. 12公表)	350日 (H23. 10公表)	+36日
	建設資材・労働力需要実態調査	2年	389日 (H29. 3公表)	271日 (H26. 9公表)	+118日
	全国都市交通特性調査	5年	392日 (H28. 12公表)	602日 (H24. 8公表)	-210日
	近畿圏物資流動調査	10年	446日 (H29. 1公表)	454日 (H19. 3公表)	-8日
	幹線旅客流動実態調査	5年	348日 (H28. 9公表)	1247日 (H26. 5公表)	-899日
	航空旅客動態調査	2年	215日 (H28. 6公表)	206日 (H26. 7公表)	+9日
経済産業省・国土交通省	建設機械動向調査	2年	596日 (H28. 11公表)	398日 (H26. 5公表)	+198日

注1) 公表までの期間は、各調査の調査期間終了時から第一報公表までの日数である。なお、1つの統計調査において、公表までの期間が複数種類ある場合、最も短い公表までの期間を記載している。

注2) 一般統計調査(周期調査)のうち、調査の周期が1回限りとなっている調査及び行政記録情報等と組み合わせて結果表章を行っている調査（国際比較プログラムに関する小売物価調査）については、記載していない。

注3) 障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査及び介護事業実態調査は、平成28年度に臨時に実施されているが、本来は3年周期の統計調査であるため、周期調査として整理した。

資料14 都道府県別統計調査の届出件数、実施件数、中止件数

(平成28年度)

都道府県名	届出件数		調査 実施 件数	調査 中止 件数	都道府県名	届出件数		調査 実施 件数	調査 中止 件数
	新規	変更				新規	変更		
北海道	2		4		滋賀県	5	4	19	
青森県	9	4	22		京都府	1	5	8	
岩手県		4	6		大阪府	8	5	14	
宮城県	4	6	12		兵庫県	2		5	
秋田県	2		6		奈良県	4	6	14	
山形県		1	12		和歌山県		3	2	
福島県		2	17		鳥取県	8	4	21	
茨城県	1	3	10		島根県			5	
栃木県	2	4	12		岡山県	6	1	7	
群馬県	1	4	5		広島県	2	3	8	
埼玉県	3	6	15		山口県		1	5	
千葉県		2	17		徳島県		2	7	
東京都	11	8	44		香川県	3	3	12	
神奈川県	7	3	17	2	愛媛県	1		2	
新潟県	3	9	25		高知県	5	4	16	
富山県	2	1	2		福岡県	1	5	11	
石川県	1	3	10		佐賀県		2	4	
福井県	3	5	14		長崎県	1	2	3	
山梨県	4	2	10		熊本県		1	5	
長野県	5	3	12	1	大分県	2		7	
岐阜県		4	8		宮崎県	1	3	11	
静岡県		3	12		鹿児島県	1		10	
愛知県	6	7	16		沖縄県	1	2	16	
三重県	2	7	11	1	合計	120	147	531	4

注1) 調査の中止は総務大臣への届出の対象となっていないため、中止件数は届出件数の外数である。

注2) 都道府県と指定都市が共管している調査については、それぞれに計上している。

資料15 指定都市別統計調査の届出件数、実施件数、中止件数

(平成28年度)

指定都市名	届出件数		調査 実施 件数	調査 中止 件数	指定都市名	届出件数		調査 実施 件数	調査 中止 件数
	新規	変更				新規	変更		
札幌市	3		5		京都市				
仙台市	4		4		大阪市	5	3	11	
さいたま市		1	1		堺市	1	1	3	1
千葉市		1			神戸市	1	4	5	
横浜市	1	1	2		岡山市	2		2	
川崎市	3	3	3		広島市	3	1	5	
相模原市	1	2			北九州市	13	7	20	
新潟市	3	2			福岡市	3	1	5	1
静岡市	1	4	5		熊本市	1		2	
浜松市		1	1		合計	41	32	82	2
名古屋市	3		4						

注1) 調査の中止は総務大臣への届出の対象となっていないため、中止件数は届出件数の外数である。

注2) 都道府県と指定都市が共管している調査については、それぞれに計上している。

資料16 平成二十八年熊本地震による災害への対応について

(公印省略)

総政企第 116 号の 1

平成 28 年 4 月 28 日

各府省統計主管課長等会議構成員 殿

総務省政策統括官（統計基準担当）付
統計企画管理官

平成二十八年熊本地震による災害への対応について

1 特定非常災害としての指定に伴う基幹統計調査の報告義務の免責に関する措置

平成二十八年熊本地震による災害については、「平成二十八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（平成 28 年政令第 213 号）により、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成 8 年法律第 85 号。以下「特定非常災害特別措置法」という。）第 2 条第 1 項に規定する特定非常災害として指定され、平成 28 年 4 月 14 日を特定非常災害発生日とすること、特定非常災害特別措置法第 4 条に規定する「期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置」が適用されること、当該免責に係る期限は平成 28 年 7 月 29 日とすること等が定められました。

この結果、平成 28 年 4 月 14 日以降に報告期限が到来する、基幹統計調査に係る統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 13 条第 1 項の報告義務であって、本特定非常災害により、当該期限までに履行されなかったものについては、特定非常災害特別措置法第 4 条に規定する措置により、平成 28 年 7 月 29 日までに報告を行うことによって当該期限内に報告が履行されなかったことの責任は問われないこととなります。

2 承認手続の弾力的運用

本特定非常災害の発生に伴い、各府省等が所管する統計調査については、今後、被害の状況及び復興の進捗の度合いを勘案して、統計法の規定に基づいて承認されている調査計画に変更が必要となる場合が想定されます。

特に基幹統計調査については、統計法上の報告義務があり、本特定非常災害を受け、上記 1 の免責に係る期限（平成 28 年 7 月 29 日）以降においても、報告義務の不履行が外形上大規模に発生する可能性があります。このため、被災地域の調査対象範囲からの除外や調査期間の繰下げ等、調査計画の変更が必要となる場合が生じると考えられます。

については、本特定非常災害に伴い、総務省としては、承認されている調査計画と異なる取扱いをする場合の承認手続に関し、別紙 1 のとおり弾力的な運用を行います。

また、本特定非常災害に対応するため緊急に一般統計調査を実施することが必要になる場合についても、別紙 1 の II 3 のとおり弾力的な運用を行います。

3 統計調査結果等の情報提供に当たっての留意事項

今後、本特定非常災害により各府省等が所管する統計調査について、特別の措置を採る必要が生じる場合も想定されます。特別の措置が採られた場合、当該統計調査の結果を国民等に正しく理解し、適正に利用していただくためには、調査結果の公表の際に、特別の措置等の具体的な内容に係る情報も併せて提供することが必要です。

したがって、統計調査結果等の情報提供に当たっては、先月 30 日に決定した「大規模災害が発生した場合に関する対応指針」（平成 28 年 3 月 30 日総務省政策統括官（統計基準担当）決定。別紙 2 参照）の内容を踏まえ、また、平成 23 年 4 月 15 日に総務省政策統括官（統計基準担当）が作成した「東日本大震災を踏まえた統計調査結果等の情報提供に当たっての留意事項について」（別紙 3 参照）を参考に、適切な対応をお願いします。

特に、統計調査結果の公表期日の変更を行う措置についての情報は、可能な限り本来設定していた公表期日の一週間前までに周知することが適当です。また、公表期日を変更した場合のみならず、変更しない場合においても、確実に公表する期日の遅くとも一週間前までに、①確実に公表を行う期日（公表期日の延期等の情報は既に提供しているが、公表期日については明示していない場合）、②本特定非常災害に伴う特別の措置等の有無とその内容、といった情報を各府省等ホームページ及び政府統計の総合窓口（e-Stat）の双方に掲載することが適当であると考えられますので、改めて御留意願います。

4 本特定非常災害に伴う措置予定等の報告

貴府省等が所管している統計調査（基幹統計調査及び一般統計調査）のうち、平成 28 年 4 月 14 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に調査期間が設定されている調査について、本特定非常災害に伴う今後の措置予定を、別添様式に記載し、5 月 11 日（水）18 時までに、下記連絡先宛てに報告してください。

提出期限までに措置予定が決まっていない場合は、当該期限時点での検討状況で構いません。

なお、提出期限までに、上記 2 の対応により統計審査官室に連絡を頂いている調査については、記入いただかなくて構いません（ただし、上記 2 の連絡を頂いた後、更に変更がなされている場合には、記入をお願いします。）。

御多忙の折、お手数をおかけいたしますが、御協力のほど、何とぞよろしくお願いします。

【連絡先】

総務省政策統括官（統計基準担当）

統計企画管理官室

越、水尻、渡邊、鶴岡

e-mail : s-soukatsu@soumu.go.jp

TEL : 03-5273-1142

FAX : 03-5273-1181

※ 別紙省略

資料17 平成二十八年熊本地震による災害への対応について（通知）

(公印省略)

総政企第 116 号の2

平成 28 年 4 月 28 日

都道府県統計主管部課長
指定都市統計主管部課長 殿

総務省政策統括官（統計基準担当）付
統 計 企 画 管 理 官

平成二十八年熊本地震による災害への対応について（通知）

- 1 平成 28 年 4 月 14 日に発生した平成二十八年熊本地震は、熊本地方を中心に甚大な被害をもたらしています。被災された地方公共団体の皆様に心からお見舞い申し上げます。
今後、平成二十八年熊本地震による災害（以下「本特定非常災害」という。）に伴い、被災地域における国の統計調査の実施に関し様々な対応が必要になることが想定されます。総務省では、国の行政機関（以下「調査実施者」という。）に対し、別添のとおり通知等を行っておりますので、都道府県及び指定都市におかれましては、調査実施者と連携して対応いただきますようお願い申し上げます。
- 2 都道府県、指定都市が独自に実施している統計調査につきましても、本特定非常災害への対応のため統計調査の届出事項を一時的に変更せざるをえない状況になることが想定されます。このような一時的な変更の対応を行う場合、総務省としては、統計法に基づく届出手続に関して弾力的な対応を行うことといたしますので、担当する統計審査官室に連絡してください。
- 3 また、都道府県、指定都市において、緊急に独自の統計調査を実施することが必要になる場合も考えられます。その場合の届出手続についても、総務省として、弾力的な対応を行うことを考えておりますので、担当する統計審査官に連絡してください。

※ 別添省略

資料 18 熊本地震への対応について

平成 28 年 5 月 19 日

西村清彦統計委員会委員長談話

九州地方中心部に甚大な被害をもたらした熊本地震が発生してから 1 か月余が経過いたしました。被災され、また、現在も避難生活を余儀なくされている方々に心からお見舞い申し上げますとともに、お亡くなりになった方々に心から哀悼の意を表させていただきます。

熊本地震は、日本の経済・社会の基盤となる統計情報の作成、政策を中心としたその利用について、すでに大きな影響を及ぼし、今後もその影響はかなりの期間残ることになると思われます。

まず、統計情報の作成に対する影響についてです。被災地には、多くの公的統計の調査員の方々がいらっしゃいますが、厳しい環境の中でも可能な限り調査を実施しようと奮闘されているという報告を受けております。現地の統計主管課の職員の方々が統計調査の業務を実施しつつ、被災された方々への支援もされているとの報告も受けております。国の統計調査は、このような現地の統計調査員の方々、統計主管課の方々に支えられています。統計調査員の方々、統計主管課の方々の「現場の力」に大きな感銘を受けており、ご尽力に対し心より感謝の意を表明いたしたいと思います。

次に、政策を中心とした統計の利用に対する今後の影響についてです。統計は、我が国に置かれた状況をできる限り的確に把握し適切な政策を実施できるようにする情報基盤です。そのためにも、被災した地域の被害の状況を明らかにすることや、復興の状況を的確に把握して政策策定に資することが重要です。しかしながら、それが甚大な被害に対する対処や復興への努力を妨げるものであってはなりません。この点については、既に「大規模災害が発生した場合に関する対応指針」が決定されており、それに従って、被災地域が調査対象除外になるなどの統計調査業務の変更がなされることになります。

しかしながら、同時に被災された地域の状況の把握は、復興のための政策を考える際の基本的な情報として極めて重要です。したがって、将来的には調査対象から除外した地域に関する補完的、補足的な調査や推計を行うなどの措置を進める必要があり、この点について速やかな検討を行う所存です。

熊本地震の多大な人的物的被害は、日本経済社会に大きな衝撃を与えるものでした。統計もその影響を逃れることはできません。統計委員会は、経済社会の情報基盤としての統計作成・利用の司令塔として、作成者と利用者の両方に軸足を置きながら、この難局を乗り切る所存であります。

資料19 法第32条の規定に基づく調査票情報の二次利用(実績)(平成28年度)

区分	利用件数	統計の作成等	名簿作成
内閣府	1	1	0
特定非営利活動法人に関する実態調査	1	1	0
総務省	52	51	1
国勢調査(※)	20	20	0
住宅・土地統計調査(※)	3	3	0
労働力調査(※)	4	4	0
小売物価統計調査(※)	1	1	0
家計調査(※)	5	5	0
個人企業経済調査(※)	1	1	0
科学技術研究調査(※)	3	3	0
就業構造基本調査(※)	1	1	0
全国消費実態調査(※)	3	3	0
社会生活基本調査(※)	1	1	0
経済センサス-基礎調査(※)	3	3	0
経済センサス-活動調査(※)	4	4	0
通信利用動向調査	1	1	0
情報通信業基本調査	1	0	1
サービス産業動向調査	1	1	0
財務省	6	6	0
法人企業統計調査(※)	6	6	0
文部科学省	75	63	12
学校基本調査(※)	63	53	10
社会教育調査(※)	6	4	2
子供の学習費調査	1	1	0
地方教育費調査	1	1	0
学校における教育の情報化の実態等に関する調査	3	3	0
児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査	1	1	0
厚生労働省	195	183	12
人口動態調査(※)	20	18	2
毎月勤労統計調査(※)	1	1	0
医療施設調査(※)	20	15	5
患者調査(※)	21	21	0
賃金構造基本統計調査(※)	20	20	0
国民生活基礎調査(※)	20	20	0
福祉行政報告例	12	12	0
衛生行政報告例	2	2	0
病院報告	8	8	0
医師・歯科医師・薬剤師調査	3	3	0
社会福祉施設等調査	6	4	2
介護サービス施設・事業所調査	21	18	3
介護給付費等実態調査	14	14	0
21世紀出生児縦断調査	3	3	0
就業形態の多様化に関する総合実態調査	2	2	0
就労条件総合調査	1	1	0
国民健康・栄養調査	3	3	0
全国母子世帯等調査	1	1	0
雇用均等基本調査	2	2	0
社会医療診療行為別調査	4	4	0
社会保障・人口問題基本調査	11	11	0

区分	利用件数		
		統計の作成等	名簿作成
農林水産省	69	51	18
農林業センサス(※)	38	26	12
海面漁業生産統計調査(※)	1	1	0
漁業センサス(※)	6	4	2
農業経営統計調査(※)	9	9	0
農業物価統計調査	1	1	0
漁業経営調査	1	1	0
農業構造動態調査	5	2	3
集落営農実態調査	6	5	1
新規就農者調査	2	2	0
経済産業省	105	90	15
工業統計調査(※)	7	4	3
経済産業省生産動態統計調査(※)	23	22	1
商業統計調査(※)	10	7	3
石油製品需給動態統計調査(※)	1	1	0
商業動態統計調査(※)	7	6	1
経済産業省特定業種石油等消費統計調査(※)	7	5	2
経済産業省企業活動基本調査(※)	19	17	2
経済センサス-活動調査(※)	8	8	0
海外事業活動基本調査	8	7	1
情報通信業基本調査	1	1	0
外資系企業動向調査	2	1	1
商品流通調査	1	1	0
エネルギー消費統計調査	4	3	1
石油輸入調査	1	1	0
知的財産活動調査	3	3	0
中小企業実態基本調査	3	3	0
国土交通省	70	65	5
港湾調査(※)	1	1	0
造船造機統計調査(※)	4	4	0
建築着工統計調査(※)	9	8	1
鉄道車両生産動態統計調査(※)	2	1	1
建設工事統計調査(建設工事受注動態統計調査)(※)	5	2	3
船員労働統計調査(※)	1	1	0
自動車輸送統計調査(※)	5	5	0
内航船舶輸送統計調査(※)	2	2	0
法人土地・建物基本調査(※)	2	2	0
鉄道輸送統計調査	2	2	0
航空輸送統計調査	3	3	0
全国貨物純流動調査	9	9	0
全国都市交通特性調査	2	2	0
パーソントリップ調査	4	4	0
東京都市圏物資流動調査	1	1	0
近畿圏物資流動調査	1	1	0
国際航空旅客動態調査	5	5	0
航空貨物動態調査	2	2	0
国際航空貨物動態調査	1	1	0
宿泊旅行統計調査	2	2	0
旅行・観光消費動向調査	1	1	0
訪日外国人消費動向調査	6	6	0

区分	利用件数		
		統計の作成等	名簿作成
環境省	4	4	0
水質汚濁物質排出量総合調査	2	2	0
家庭からの二酸化炭素排出量の推計に係る実態調査 全国試験調査	2	2	0
(国の行政機関)小 計	577	514	63
日本銀行	2	2	0
全国企業短期経済観測調査	2	2	0
合 計	579	516	63

注1) 平成28年度に利用を開始したものの件数であり、27年度以前から継続して利用しているものは含まない。

注2) 調査名の末尾に「(※)」を付した統計調査は、基幹統計調査であることを示す。

また、統廃合された統計調査を含んだ件数となっている。

資料20 法第33条の規定に基づく調査票情報の提供(実績)(平成28年度)

区分	33条第1号	統計の作成等	名簿作成	33条第2号	公的機関(1号)	調査研究(2号)	特別な事由(3号)
内閣府	1	1	0	4	0	4	0
企業行動に関するアンケート調査	1	1	0	0	0	0	0
消費動向調査	0	0	0	2	0	2	0
青少年のインターネット利用環境実態調査	0	0	0	1	0	1	0
民間非常利団体実態調査	0	0	0	1	0	1	0
総務省	519	386	133	59	0	59	0
国勢調査(※)	173	173	0	6	0	6	0
住宅・土地統計調査(※)	19	19	0	2	0	2	0
労働力調査(※)	10	10	0	5	0	5	0
小売物価統計調査(※)	33	33	0	0	0	0	0
家計調査(※)	12	12	0	4	0	4	0
個人企業経済調査(※)	1	1	0	0	0	0	0
科学技術研究調査(※)	7	7	0	2	0	2	0
就業構造基本調査(※)	6	6	0	19	0	19	0
全国消費実態調査(※)	11	11	0	3	0	3	0
社会生活基本調査(※)	3	3	0	7	0	7	0
経済センサス-基礎調査(※)	214	83	131	9	0	9	0
経済センサス-活動調査(※)	25	24	1	2	0	2	0
事業所・企業統計調査	0	0	0	0	0	0	0
全国物価統計調査(※)	0	0	0	0	0	0	0
情報通信業基本調査	1	1	0	0	0	0	0
サービス産業動向調査	2	2	0	0	0	0	0
家計消費状況調査	1	1	0	0	0	0	0
産業連関構造調査(企業の管理活動等に関する実態調査)	1	0	1	0	0	0	0
財務省	10	9	1	3	0	3	0
法人企業統計調査(※)	10	9	1	3	0	3	0
文部科学省	241	236	5	9	0	9	0
学校基本調査(※)	227	223	4	4	0	4	0
学校教員統計調査(※)	2	2	0	1	0	1	0
学校保健統計調査(※)	1	1	0	2	0	2	0
社会教育調査(※)	4	3	1	0	0	0	0
子供の学習費調査	1	1	0	0	0	0	0
地方教育費調査	1	1	0	0	0	0	0
大学等におけるフルタイム換算データに関する調査	0	0	0	2	0	2	0
体力・運動能力調査	4	4	0	0	0	0	0
体育・スポーツ施設現況調査	1	1	0	0	0	0	0
厚生労働省	1,238	1,220	18	202	5	195	2
人口動態調査(※)	825	822	3	55	5	48	2
薬事工業生産動態統計調査(※)	38	38	0	0	0	0	0
医療施設調査(※)	51	50	1	15	0	15	0
患者調査(※)	5	5	0	12	0	12	0
賃金構造基本統計調査(※)	54	54	0	6	0	6	0
国民生活基礎調査(※)	24	14	10	27	0	27	0
病院報告	46	46	0	10	0	10	0
地域保健・健康増進事業報告	18	18	0	0	0	0	0
医師・歯科医師・薬剤師調査	6	6	0	13	0	13	0
受療行動調査	0	0	0	2	0	2	0
社会福祉施設等調査	19	19	0	0	0	0	0
介護サービス施設・事業所調査	16	15	1	6	0	6	0
介護給付費等実態調査	0	0	0	7	0	7	0
21世紀出生児縦断調査	2	2	0	10	0	10	0
21世紀成年者縦断調査	1	1	0	4	0	4	0
中高年者縦断調査	1	1	0	12	0	12	0
労使関係総合調査	49	46	3	1	0	1	0
雇用動向調査	2	2	0	1	0	1	0
派遣労働者実態調査	0	0	0	1	0	1	0
就労条件総合調査	0	0	0	0	0	0	0
労働安全衛生関連調査	1	1	0	1	0	1	0
歯科疾患実態調査	25	25	0	0	0	0	0
国民健康・栄養調査	51	51	0	14	0	14	0
能力開発基本調査	0	0	0	1	0	1	0
雇用均等基本調査	1	1	0	0	0	0	0
医療扶助実態調査	1	1	0	1	0	1	0
社会医療診療行為別調査	0	0	0	3	0	3	0
社会保障・人口問題基本調査	2	2	0	0	0	0	0

区分	33条第1号	統計の作成等	名簿作成	33条第2号			
				公的機関(1号)	調査研究(2号)	特別な事由(3号)	
農林水産省	21	20	1	3	1	2	0
農林業センサス(※)	10	9	1	2	0	2	0
牛乳乳製品統計調査(※)	7	7	0	0	0	0	0
海面漁業生産統計調査(※)	0	0	0	0	0	0	0
漁業センサス(※)	0	0	0	0	0	0	0
農業経営統計調査(※)	0	0	0	0	0	0	0
木材統計調査(※)	3	3	0	0	0	0	0
内水面漁業生産統計調査	1	1	0	0	0	0	0
6次産業化総合調査	0	0	0	1	1	0	0
経済産業省	391	372	19	21	4	17	0
工業統計調査(※)	129	118	11	5	1	4	0
経済産業省生産動態統計調査(※)	57	55	2	0	0	0	0
商業統計調査(※)	100	98	2	2	0	2	0
商業動態統計調査(※)	2	2	0	0	0	0	0
特定サービス産業実態調査(※)	4	2	2	0	0	0	0
経済産業省特定業種石油等消費統計調査(※)	2	2	0	1	1	0	0
経済産業省企業活動基本調査(※)	21	20	1	3	0	3	0
経済センサス-活動調査(※)	40	40	0	6	2	4	0
製造工業生産予測調査	1	1	0	0	0	0	0
特定サービス産業動態統計調査	4	3	1	0	0	0	0
海外事業活動基本調査	5	5	0	3	0	3	0
海外現地法人四半期調査	1	1	0	0	0	0	0
情報通信業基本調査	2	2	0	0	0	0	0
工場立地動向調査	15	15	0	0	0	0	0
外資系企業動向調査	2	2	0	0	0	0	0
商品流通調査	1	1	0	0	0	0	0
非鉄金属海外鉱等受入調査	1	1	0	0	0	0	0
非鉄金属等需給動態統計調査	1	1	0	0	0	0	0
知的財産活動調査	1	1	0	1	0	1	0
中小企業実態基本調査	2	2	0	0	0	0	0
国土交通省	163	163	0	23	3	6	14
建築着工統計調査(※)	5	5	0	0	0	0	0
造船造機統計調査(※)	10	10	0	0	0	0	0
鉄道車両等生産動態統計調査(※)	1	1	0	0	0	0	0
法人土地・建物基本調査(※)	3	3	0	0	0	0	0
自動車燃料消費量調査	1	1	0	0	0	0	0
大都市交通センサス	3	3	0	2	2	0	0
全国貨物純流動調査	6	6	0	0	0	0	0
全国都市交通特性調査	7	7	0	1	1	0	0
パーソントリップ調査	44	44	0	11	0	1	10
近畿圏物資流動調査	1	1	0	0	0	0	0
住生活総合調査	10	10	0	0	0	0	0
住宅市場動向調査	1	1	0	0	0	0	0
マンション総合調査	1	1	0	0	0	0	0
航空旅客動態調査	3	3	0	3	0	2	1
国際航空旅客動態調査	10	10	0	2	0	1	1
航空貨物動態調査	3	3	0	0	0	0	0
国際航空貨物動態調査	1	1	0	0	0	0	0
宿泊旅行統計調査	36	36	0	1	0	1	0
旅行・観光消費動向調査	2	2	0	1	0	0	1
訪日外国人消費動向調査	14	14	0	1	0	0	1
観光地域経済調査	1	1	0	1	0	1	0
環境省	2	2	0	0	0	0	0
大気汚染物質排出量総合調査	2	2	0	0	0	0	0
水質汚濁物質排出量総合調査	0	0	0	0	0	0	0
合計	2,586	2,409	177	324	13	295	16
(参考) 内訳(提供先)							
国	153	146	7	3	0	3	0
地方公共団体	2,243	2,087	156	1	1	0	0
大学	60	56	4	265	7	254	4
独立行政法人等その他	130	120	10	55	5	38	12

注1) 平成28年度中に利用を開始したものの件数であり、27年度以前から継続して利用しているものは含まない。

注2) 区分欄の統計調査名の末尾に「(※)」を付した統計調査は、基幹統計調査であることを示す。

また、統廃合された統計調査を含んだ件数となっている。

注3) 提供先の属性(国、地方公共団体、大学、独立行政法人等その他の別)について、国立大学法人は、「大学」に含まれる。

また、機関に所属する者が個人として統計法第33条第2号の規定に基づき調査票情報の提供を受ける場合も、所属する機関の分類に含めている。

資料 21 「調査票情報の二次利用及び提供」の活用事例 (平成 28 年度)

平成 28 年度における調査票情報の二次利用の件数は、94 調査に係る 579 件となっている。

また、国の行政機関が、公的機関へ調査票情報を提供した件数（法第 33 条第 1 号に該当するもの）は、95 調査に係る 2,586 件（提供先別の内訳は、国：153 件、地方公共団体：2,243 件、大学：60 件、独立行政法人等その他：130 件）となっており、公的機関が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等を行う者への提供件数（法第 33 条第 2 号に該当するもの）は、57 調査に係る 324 件（提供先別の内訳は、国：3 件、地方公共団体：1 件、大学：265 件、独立行政法人等その他：55 件）となっている。

具体的な利用目的等の例は、表のとおり、各種政策の立案等に係る基礎資料として活用されており、①白書や年次報告書等の作成のために用いる場合、②審議会等で利用する資料作成のために用いる場合、③国政・地方行政の各種基本計画等の作成に用いる場合、④統計調査等のために用いる場合（統計調査の名簿作成及びプレプリント、調査手法や推計方法等の検討、加工統計（国民経済計算、県民経済計算等）の作成等）などに分類できる。

- （備考） 1 提供先別の内訳について、機関に所属する者が法第 33 条第 2 号の規定に基づき調査票情報の提供を受ける場合も、所属する機関の分類に含めて整理している。
2 オーダーメード集計及び匿名データを利用した研究事例については、（独）統計センターHP を参照。
<http://www.nstac.go.jp/services/jisseki.html>
3 政令で定める地方公共団体（平成 29 年 3 月末現在で、47 都道府県及び 20 指定都市）が実施した統計調査に係る調査票情報については、当該地方公共団体の条例の規定に基づき二次利用等が行われている。なお、オーダーメード集計及び匿名データに関する規定を定めている地方公共団体も少数みられるが、これまでのところ利用実績は無い。

表 「調査票情報の二次利用及び提供」の具体例（平成 28 年度）

(所管府省) 統計調査名	提供先 (注1)	調査票情報の利用目的	
		類型 (注2)	概要
(内閣府)			
特定非営利活動法人に関する実態調査	—	統計調査	「国民経済計算」の最新の基準に準拠した、非営利サテライト勘定の作成に利用
(総務省)			
国勢調査	—	統計調査	各種統計調査の調査区域となる調査区の境界確認に利用
労働力調査	—	その他	雇用情勢の変化等に応じた就業・失業・非労働力状態の詳細分析及び政府の経済政策・雇用政策の策定・実施に資するための資料の作成に利用
全国消費実態調査	—	その他	現在提供している「一般用ミクロデータ」について、相関関係を反映した改善を目的とした統計表の作成に利用
小売物価統計調査	地方公共団体	その他	地方公共団体における消費者物価指数等の作成に利用
住宅・土地統計調査	地方公共団体	基本計画	地方公共団体における空家対策の検討に資するための基礎資料の作成に利用
経済センサスー基礎調査	地方公共団体	統計調査	各種統計調査の調査対象名簿の作成に利用
経済センサスー活動調査	地方公共団体	統計調査	地方公共団体における産業連関表の作成に利用
(財務省)			
法人企業統計調査	総務省又は 経済産業省	統計調査	本調査によって得られた結果を「経済産業省企業活動基本調査」や「情報通信業基本調査」の調査事項の一部に代替
(文部科学省)			
学校基本調査	地方公共団体	その他	地方交付税法（昭和 25 年法律第 211 号）に基づく基準財政需要額の算定基礎を算出するための統計の作成に利用
子供の学習費調査	厚生労働省	白書	子供の教育に係る費用について、世帯の収入階級別、学年別、費用項目別等に把握・分析することにより、子供のいる世帯に対する生活保護基準の検証に資する基礎資料の作成に利用
(厚生労働省)			
医療施設調査 患者調査	—	その他	医療法（昭和 23 年法律第号）に基づく医療計画の作成に必要な 5 疾病・5 事業、在宅医療及び医療従事者の確保に関する指標等について検討・作成するために利用
国民生活基礎調査	—	その他	「過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」において、長時間労働の実態や影響を把握するために利用
介護サービス施設・事業所調査	—	その他	訪問看護ステーション等の実態を把握・分析し、平成 30 年介護報酬改定における議論の基礎資料の作成に利用
人口動態調査	地方公共団体	その他	がん対策推進上の基礎資料の作成に利用
医療施設調査	地方公共団体	その他	在宅療養患者数及び看取り件数の将来推計を行う等、今後の在宅医療推進に関わる基本方針の検討に当たっての基礎資料の作成に利用
賃金構造基本統計調査	地方公共団体	その他	地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）に規定する趣旨に基づき、県職員の給与制度を検討する基礎資料として、県内の民間賃金の実態把握に利用
国民健康・栄養調査	独立行政法人	統計調査	ダイオキシン類や重金属等食品中の汚染物質に関する安全性確保のための事業の一環に利用

(所管府省) 統計調査名	提供先 (注1)	調査票情報の利用目的	
		類型 (注2)	概要
(農林水産省)			
農林業センサス	—	白書	「平成 28 年度食料・農業・農村白書」において、農業構造の変化についての分析に必要となる農業経営体の動向や農地集積の状況等を把握するために利用
農業経営統計調査	—	その他	平成 29 年度税制改正要望に当たり、農地集積の効果を検証するための資料の作成に利用
牛乳乳製品統計調査	地方公共団体	統計調査	地方公共団体における鉱工業生産指数の作成に利用
(経済産業省)			
経済産業省生産動態統計調査	—	統計調査	鉱工業指数の基準改定（2015 年基準）に利用
経済産業省企業活動基本調査	—	その他	補助金の交付企業と不交付企業による比較等により、政策効果の因果関係を示すエビデンスの特定・分析に利用
工業統計調査	内閣府	統計調査	「国民経済計算」の年次推計の一環として、①財貨・サービスの供給と需要表、②経済活動別国内総生産・要素所得表、③経済活動別財貨・サービスの産出表の作成に利用
商業統計調査	地方公共団体	基本計画	中心市街地活性化基本計画の策定や評価に係る基礎データの作成に利用
経済センサス－活動調査	独立行政法人	その他	企業成長のエンジンに関するミクロ実証分析に利用
(国土交通省)			
建築着工統計調査	—	その他	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の法改正を検討するための基礎資料の作成に利用
パーソントリップ調査	地方公共団体	その他	市内における自動車等による移動実態を集計・分析し、超小型モビリティによるシェアリングシステム導入可能性検討の基礎資料の作成に利用
宿泊旅行統計調査	復興庁	その他	東日本大震災からの復興の現状及び課題について的確に把握するための基礎データの作成に利用
訪日外国人消費動向調査	独立行政法人	その他	地域別インバウンドの現状分析に係る基礎資料の作成に利用
(環境省)			
水質汚濁物質排出量総合調査	—	その他	貯水池の将来水質の予測を行うために、事業場ごとの調査票情報から、流域内の水質汚濁負荷量を集計・分析整理し、水質汚濁負荷量の基礎データの作成に利用

(注) 1 「提供先」が統計調査の所管府省と同一の場合（調査票情報の二次利用の場合）は、「—」としている。

2 「類型」は以下のとおり

- ・白書：白書や年次報告書等の作成のために用いる場合
 - ・審議会：審議会等で利用する資料作成のために用いる場合
 - ・基本計画：国政・地方行政の各種基本計画等の作成に用いる場合
 - ・統計調査：統計調査等のために用いる場合（統計調査の名簿作成及びプレプリント、調査手法や推計方法等の検討、加工統計（国民経済計算、県民経済計算等）の作成等）
 - ・その他：上記以外
- （複数に該当する場合もあるが、本表では主なもののみを記載）

資料23 オーダーメード集計及び匿名データの提供(実績)

(1)オーダーメード集計の提供実績

府省名	統計調査名	提供件数							
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	累計
内閣府	法人企業景気予測調査(財務省と共に管)	1	0	1	1	0	1	1	5
	企業行動に関するアンケート調査	0	0	0	0	0	0	0	0
	消費動向調査	0	0	1	1	0	1	1	4
		9	9	16	9	22	20	12	97
総務省	国勢調査	8	2	8	5	9	7	7	46
	住宅・土地統計調査	0	4	3	2	3	3	1	16
	労働力調査	1	0	3	0	0	0	2	6
	家計調査	0	1	1	0	1	5	1	9
	就業構造基本調査	0	0	1	2	6	3	1	13
	全国消費実態調査	0	1	1	0	0	1	0	3
	社会生活基本調査	0	1	0	0	3	1	1	6
	家計消費状況調査	0	0	0	0	0	0	0	0
財務省		1	0	0	0	0	0	0	1
	年次別法人企業統計調査	0	0	0	0	0	0	0	0
	法人企業景気予測調査(内閣府と共に管)	1	0	0	0	0	0	0	1
文部科学省		1	0	0	0	0	0	0	1
	学校基本調査	1	0	0	0	0	0	0	1
厚生労働省		0	1	3	3	4	1	1	13
	人口動態調査	0	1	1	0	1	1	1	5
	毎月勤労統計調査(特別調査)	0	0	0	0	0	0	0	0
	医療施設(静態)調査			0	0	0	0	0	0
	患者調査			0	1	1	0	0	3
農林水産省	賃金構造基本統計調査	0	0	1	2	2	0	0	5
		0	0	0	0	0	0	0	0
	農林業センサス	0	0	0	0	0	0	0	0
	海面漁業生産統計調査	0	0	0	0	0	0	0	0
	漁業センサス	0	0	0	0	0	0	0	0
	木材統計調査(製材月別統計調査)			0	0	0	0	0	0
経済産業省	農業経営統計調査				0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0
国土交通省	経済産業省企業活動基本調査			0	0	0	0	0	0
		1	0	0	0	2	0	3	6
(国の行政機関)小計	建築着工統計調査	1	0	0	0	2	0	3	6
		12	10	19	13	28	22	17	121
日本銀行		0	0	0	0	1	0	0	1
	短観(全国企業短期経済観測調査)	0	0	0	0	1	0	0	1
合計		12	10	19	13	29	22	17	122

注1) 利用目的は、平成25年度の住宅・土地統計調査及び28年度の消費動向調査に係る利用(各1件)が高等教育目的であり、その他の利用は全て学術研究目的である。

注2) 平成22年度については、共管調査(複数の府省が共同で行う調査)の提供実績が1件(法人企業景気予測調査(内閣府及び財務省))あり、共管の府省にそれぞれ計上しているため、各府省の小計欄の合計と合計欄の数字は一致しない。

注3) 平成24年度及び28年度については、1件の提供で複数の統計調査に係るオーダーメード集計の提供を行ったものがあるため、①総務省の各統計調査の提供件数の合計と小計欄の数字は一致せず、②各府省の小計欄の合計と合計欄の数字は一致しない。

(参考)統計調査ごとに計上した場合の提供件数の合計

区分	提供件数 (統計調査ごとに計上した場合)							
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	累計
合計	12	10	21	13	29	22	18	125

(2) 匿名データの提供実績

府省名	統計調査名	提供件数								
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	累計	
総務省		38	31	27	33	33	30	31	223	
	学術研究目的	36	28	24	30	32	26	28	204	
	高等教育目的	2	3	3	3	1	4	3	19	
	(参考)統計調査ごとに計上した場合の小計	42	36	30	39	41	38	37	263	
	学術研究目的	40	31	26	33	40	33	34	237	
	高等教育目的	2	5	4	6	1	5	3	26	
	国勢調査					1	4	1	2	8
	学術研究目的					1	4	1	2	8
	高等教育目的					0	0	0	0	0
	住宅・土地統計調査	6	1	1	3	2	2	1	16	
	学術研究目的	6	0	1	3	2	1	1	14	
	高等教育目的	0	1	0	0	0	1	0	2	
	労働力調査			0	2	2	5	3	12	
	学術研究目的			0	1	2	5	2	10	
	高等教育目的			0	1	0	0	1	2	
	就業構造基本調査	10	7	5	15	6	10	6	59	
	学術研究目的	8	6	3	12	5	8	6	48	
	高等教育目的	2	1	2	3	1	2	0	11	
厚生労働省	全国消費実態調査	17	12	13	8	14	9	14	87	
	学術研究目的	17	10	11	7	14	8	14	81	
	高等教育目的	0	2	2	1	0	1	0	6	
	社会生活基本調査	9	16	11	10	13	11	11	81	
	学術研究目的	9	15	11	9	13	10	9	76	
	高等教育目的	0	1	0	1	0	1	2	5	
		2	5	8	3	9	8	35		
	学術研究目的	2	5	7	3	8	7	32		
	高等教育目的	0	0	1	0	1	1	3		
	国民生活基礎調査	2	5	8	3	9	8	35		
	学術研究目的	2	5	7	3	8	7	32		
	高等教育目的	0	0	1	0	1	1	3		
合 計		38	33	32	41	36	39	39	258	
学術研究目的	36	30	29	37	35	34	35	236		
高等教育目的	2	3	3	4	1	5	4	22		

注) 1件の提供で複数の統計調査に係る匿名データの提供を行ったものがあるため、総務省の各統計調査の提供件数の合計と小計欄の数字は一致しない。

(参考)統計調査ごとに計上した場合の提供件数の合計

区分	提供件数 (統計調査ごとに計上した場合)							
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	累計
合 計	42	38	35	47	44	47	45	298
学術研究目的	40	33	31	40	43	41	41	269
高等教育目的	2	5	4	7	1	6	4	29

資料24 統計委員会委員名簿

(平成 28 年 4 月 1 日～29 年 3 月 31 日)

委員長	西村 清彦	東京大学大学院経済学研究科教授
委員長代理	北村 行伸	一橋大学経済研究所教授
委員	河井 啓希	慶應義塾大学経済学部教授
	川崎 茂	日本大学経済学部教授
	清原 慶子	三鷹市長
	西郷 浩	早稲田大学政治経済学術院教授
	嶋崎 尚子	早稲田大学文学学術院教授
	白波瀬 佐和子	東京大学大学院人文社会系研究科教授
	関根 敏隆	日本銀行調査統計局長
	永瀬 伸子	お茶の水女子大学基幹研究院人間科学系教員
	中村 洋一	法政大学理工学部教授
	野呂 順一	株式会社ニッセイ基礎研究所代表取締役社長
	宮川 努	学習院大学経済学部教授

注) 役職は平成29年3月末日時点

資料25 統計委員会臨時委員名簿

部会名	委員名
平成28年3月31日現在臨時委員は任命されていない	

資料 26 統計委員会専門委員名簿

(平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日)

部会名	委員名	
国民経済計算部会	該当する専門委員なし	
人口・社会統計部会	新井 陽子	板橋区教育支援センター所長
	安藤 福光	兵庫教育大学大学院学校教育研究科准教授
	齋藤 博	国立がん研究センターがん予防・検診研究センター検診研究部部長
	水野谷 武志	北海学園大学経済学部教授
	神林 龍	一橋大学経済研究所教授
	重川 純子	埼玉大学教育学部教授
	川口 大司	一橋大学大学院経済学研究科教授
	山本 勲	慶應義塾大学商学部教授
	伊藤 澄信	独立行政法人国立病院機構総合研究センター長
	松原 由美	早稲田大学人間科学学術院准教授
産業統計部会	勇上 和史	神戸大学大学院経済学研究科准教授
	岸本 淳平	公益社団法人日本農業法人協会政策課長
	小針 美和	株式会社農林中金総合研究所調査第一部主任研究員
	納口 るり子	筑波大学大学院生命環境科学研究科教授
	安倍 澄子	日本女子大学家政学部客員教授
サービス統計・企業統計部会	野見山 敏雄	東京農工大学大学院農学研究院教授
	該当する専門委員なし	
	該当する専門委員なし	
匿名データ部会	川口 大司	一橋大学大学院経済学研究科教授（再掲）
	南 和宏	統計数理研究所モデリング研究系准教授
	村田 磨理子	公益財団法人統計情報研究開発センター主任研究員

注 1) 平成 28 年度中（平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日）に開催された部会に属する委員を記載。

注 2) 役職は、指名時点。

注 3) 基本計画部会については、統計委員会専門委員は任命された実績はない。

資料27 統計委員会開催状況（第97回～第107回）

回数	開催年月日	審議事項
第97回	平成28年4月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第87号の答申「就業構造基本調査に係る匿名データの作成について」 ・諮問第88号「牛乳乳製品統計調査の変更について」 ・諮問第89号「農業経営統計調査の変更について」 ・統計委員会専門委員の発令等について ・新しい部会の設置等について
第98回	平成28年6月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度統計法の施行状況について ・諮問第90号「人口推計の基幹統計としての指定について」 ・部会の審議状況について
第99回	平成28年7月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第88号の答申「牛乳乳製品統計調査の変更について」 ・諮問第89号の答申「農業経営統計調査の変更について」 ・諮問第91号「小売物価統計調査の変更について」 ・諮問第92号「科学技術研究調査の変更について」 ・諮問第93号「作物統計調査の変更について」 ・統計委員会専門委員の発令等について
第100回	平成28年8月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第90号の答申「人口推計の基幹統計としての指定について」 ・諮問第91号の答申「小売物価統計調査の変更について」 ・部会の審議状況について
第101回	平成28年9月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第92号の答申「科学技術研究調査の変更について」 ・諮問第94号「ガス事業生産動態統計調査の変更について」 ・部会の審議状況について
第102回	平成28年10月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第95号「家計調査の変更について」 ・諮問第96号「就業構造基本調査の変更について」 ・統計委員会専門委員の発令等について ・部会の審議状況について
第103回	平成28年11月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第93号の答申「作物統計調査の変更について」 ・諮問第94号の答申「ガス事業生産動態統計調査の変更について」 ・諮問第97号「毎月勤労統計調査の変更について」 ・諮問第98号「経済産業省生産動態統計調査の変更について」 ・部会に属すべき委員の指名について ・部会の審議状況について
第104回	平成28年12月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第96号の答申「就業構造基本調査の変更について」 ・諮問第99号「医療施設調査の変更について」 ・諮問第100号「患者調査の変更について」 ・統計委員会専門委員の発令等について ・部会の審議状況について
第105回	平成29年1月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第95号の答申「家計調査の変更について」 ・諮問第97号の答申「毎月勤労統計調査の変更について」 ・諮問第98号の答申「経済産業省生産動態統計調査の変更について」 ・諮問第101号「労働力調査の変更について」 ・統計委員会専門委員の発令等について ・部会の審議状況について

回数	開催年月日	審議事項
第106回	平成29年 2月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第102号「公的統計の整備に関する基本的な計画の変更について」 ・部会の設置と基本計画の審議方針について ・諮問第99号の答申「医療施設調査の変更について」 ・諮問第100号の答申「患者調査の変更について」 ・部会の審議状況について
第107回	平成29年 3月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第101号の答申「労働力調査の変更について」 ・諮問第103号「経済産業省企業活動基本調査の変更について」

資料 28 統計委員会が軽微な事項と認めるもの

「統計委員会が軽微な事項と認めるもの」の取扱いについて

平成 21 年 3 月 9 日
統 計 委 員 会 決 定

1 (1) 統計法（平成19年法律第53号）第9条第4項における「統計委員会が軽微な事項と認めるもの」とは、例えば、次に掲げるような場合を指すものとする。

- ① 他の法令の制定又は改廃、制度の改正、統計基準の変更等に伴い当然必要とされる事項の変更
- ② 市町村の配置分合等地域の名称の変更に伴う調査地域の変更
- ③ ローテーション調査における調査対象又は調査事項の周期的（定期的）変更
- ④ 特例的に設定された調査期日を通常の調査期日に戻す変更
- ⑤ 調査方法又は集計方法の変更のうち、調査内容や集計内容に与える影響が大きくないものの
- ⑥ 集計結果の公表方法及び公表期日について、統計利用者の利便に資する観点から行う変更
- ⑦ 災害の発生に伴う調査地域からの除外又は調査の延期
- ⑧ 実質的な内容変更を伴わない調査要綱（申請事項）の表現ぶりや調査票様式の変更
- ⑨ 統計委員会の答申での指摘事項（具体的な措置内容が明確となっているものに限る。）に従った変更

(2) 上記の例示によっては軽微な事項かどうか判断しがたい場合は、委員長及び関係する部会の長が、軽微な事項か否かを判断するものとする。

2 軽微な事項に該当すると判断された申請案件については、当該申請案件の処理後、委員会が総務省政策統括官（統計基準担当）から処理結果の報告を受けるものとする。

附 則

- 1 この決定は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 19 年 10 月 5 日付け統計委員会決定「「統計委員会が軽微な事項と認めるもの」の取扱いについて」はこの決定の施行をもって廃止する。

資料29 国連アジア太平洋統計研修所 1970年からの研修事業参加者数

2017年3月末現在

国／地域	合計	東京ベース事業	研修所外事業	遠隔学習事業
合計	137	16,139	3,915	10,628
ESCAP 域内国	58	15,748	3,591	10,598
アフガニスタン	168	57	104	7
アルメニア	63	15	41	7
米領サモア	9	0	9	0
オーストラリア	28	3	25	0
アゼルバイジャン	40	19	18	3
バングラデシュ	583	186	324	73
ブータン	270	70	186	14
ブルネイ	205	15	187	3
カンボジア	426	102	305	19
中華人民共和国	784	157	592	35
クック諸島	94	28	66	0
北朝鮮	98	0	98	0
ミクロネシア連邦	90	29	50	11
フィジー	310	76	208	26
ジョージア	40	15	21	4
グアム	35	0	35	0
香港	244	89	142	13
インド	544	183	255	106
インドネシア	736	197	428	111
イラン	536	121	343	72
日本	110	61	47	2
カザフスタン	78	29	39	10
キリバス	156	23	128	5
キルギス	40	20	17	3
ラオス	491	98	324	69
マカオ	152	6	121	25
マレーシア	656	173	421	62
モルディブ	564	71	478	15
マーシャル諸島	99	14	84	1
モンゴル	634	125	400	109
ミャンマー	709	116	417	176
ナウル	11	6	5	0
ネパール	705	125	557	23
ニューカレドニア	37	1	36	0
ニュージーランド	16	0	13	3
ニウエ	47	7	39	1
北マリアナ諸島	2	0	2	0
パキスタン	594	145	427	22
パラオ	11	4	6	1
パプアニューギニア	292	65	225	2
フィリピン	999	205	708	86
大韓民国	413	105	295	13
ロシア	29	3	17	9
サモア	189	64	109	16
シンガポール	121	48	45	28
ソロモン諸島	129	28	88	13
スリランカ	815	175	591	49
タジキスタン	90	35	52	3
タイ	924	195	612	117
東ティモール	165	28	128	9
トンガ	126	43	78	5
太平洋諸島信託統治領	40	7	33	0
トルコ	57	14	14	29
トルクmenistan	9	6	3	0

国／地域	合計	東京ベース事業	研修所外事業	遠隔学習事業
ツバル	57	12	43	2
ウズベキスタン	77	29	11	37
バヌアツ	112	27	80	5
ベトナム	689	116	468	105
ESCAP 域外国	79	391	324	30
アルバニア	2	2	0	0
アルジェリア	1	1	0	0
アンゴラ	2	2	0	0
アルゼンチン	1	1	0	0
バルバドス	1	1	0	0
ベラルーシ	1	1	0	0
ベリーズ	2	2	0	0
ベナン	1	1	0	0
ボリビア	4	4	0	0
ボスニア・ヘルツェゴビナ	2	2	0	0
ボソワナ	2	2	0	0
ブラジル	7	6	1	0
ブルガリア	2	2	0	0
カメルーン	10	10	0	0
コロンビア	1	1	0	0
コモロ	1	1	0	0
コートジボワール	1	1	0	0
キューバ	3	3	0	0
チェコ共和国	1	1	0	0
ジブチ	1	1	0	0
ドミニカ国	2	2	0	0
ドミニカ共和国	1	1	0	0
エクアドル	3	3	0	0
エジプト	15	15	0	0
エチオピア	15	15	0	0
赤道ギニア	1	1	0	0
フランス	9	0	9	0
ドイツ	1	0	1	0
ガーナ	26	17	0	9
グアテマラ	5	5	0	0
ホンジュラス	4	4	0	0
イラク	21	21	0	0
イタリア	1	1	0	0
ジャマイカ	4	4	0	0
ケニア	7	7	0	0
コソボ	5	5	0	0
ラトビア	1	1	0	0
レバノン	1	1	0	0
レソト	10	10	0	0
ルクセンブルグ	2	0	2	0
マダガスカル	1	1	0	0
马拉维	5	5	0	0
モーリタニア	1	1	0	0
モーリシャス	3	3	0	0
モルドバ	3	3	0	0
モザンビーク	10	4	0	6
ニジェール	2	2	0	0
ノルウェー	1	0	1	0
ナイジェリア	18	18	0	0
オマーン	10	10	0	0
パレスチナ	14	14	0	0
パナマ	2	2	0	0
パラグアイ	2	2	0	0

国／地域	合計	東京ベース事業	研修所外事業	遠隔学習事業
ペルー	6	6	0	0
ルーマニア	3	3	0	0
ルワンダ	9	9	0	0
セントルシア	2	1	1	0
セントビンセント及びグレナディーン諸島	3	3	0	0
サントメ・プリンシペ	1	0	1	0
サウジアラビア	2	2	0	0
セネガル	4	4	0	0
セルビア	1	1	0	0
セーシェル	1	1	0	0
シェラレオネ	1	1	0	0
スロバキア	1	1	0	0
南アフリカ	1	1	0	0
南スーダン	6	6	0	0
スーダン	5	5	0	0
スウェーデン	9	9	0	0
スイス	3	0	3	0
シリア	18	8	0	10
タンザニア	30	25	0	5
ウガンダ	1	1	0	0
ウクライナ	2	2	0	0
ウルグアイ	1	1	0	0
米国	18	0	11	7
イエメン	1	1	0	0
ザンビア	8	8	0	0
ジンバブエ	2	2	0	0

資料30 政府統計の総合窓口（e-Stat）について

“e-Stat”とは、政府が作成・公表する統計（Statistics）に関する幅広い分野の統計調査結果を、インターネット上で提供している総合窓口（ポータルサイト）です。

知りたい統計データを探すための検索機能をはじめ、グラフ形式で見ることや、地図上への統計データの表示もできるなど、日常生活、学習、ビジネス、研究などに政府統計を活用する上で便利な様々な機能が備わっているサイトです。

これらの機能に、平成26年10月に、利用者のシステムが統計データを自動的にダウンロードできるようにするAPI機能の追加を、27年1月に、統計GISにユーザ保有のデータを取り込む機能等を有する、「地図による小地域分析（jSTAT MAP）」の機能追加を行いました。

The screenshot shows the homepage of the e-Stat portal. At the top, there's a banner with the e-Stat logo and the URL <http://e-stat.go.jp>. Below the banner, there are several navigation links: 'お問い合わせ' (Contact), 'ヘルプ' (Help), 'English' (English version), and '文字拡大・読み上げ' (Text enlargement/Screen reader). The main content area has a heading '数字で見る日本' (Japan seen through numbers) and a sub-heading 'e-statは、日本の統計が閲覧できる政府統計ポータルサイトです。' (e-stat is a portal site where you can view Japan's statistics). Below this, there are four main sections:

- 統計データを探す**: A search interface for statistical data. It includes a search bar, a '主要な統計から探す' (Search from major statistics) link, a '政府統計全体から探す' (Search from all government statistics) link, and a 'キーワード検索(条件指定)' (Keyword search (with conditions)) input field with a '検索' (Search) button. A red arrow points to this section.
- 地図や図表で見る**: A section for viewing statistics on maps or charts. It includes links like '地図や図表で見る日本の主要指標' (Major indicators of Japan seen on maps/charts), '都道府県・市区町村のすがた' (Shapes of prefectures/cities/towns/villages), '地図で見る統計(GIS)' (Statistics seen on maps (GIS)), '地図による小地域分析(jSTAT MAP)' (Small regional analysis using maps (jSTAT MAP)), and '統計年鑑等の統計書' (Statistical yearbooks/statistical books). An orange arrow points to this section.
- 調査項目を調べる**: A section for investigating survey items. It includes links like '統計データの基本となる用語やコードを説明しています。' (Explains basic terms and codes used in statistical data), '統計に用いる分類(産業、職業等)・用語' (Classification used in statistics (industry, occupation, etc.) - terms), '市区町村名・コード' (Names and codes of cities/towns/villages), and '調査項目を探す' (Search for survey items).
- API機能**, **GIS機能**, **統計LOD**, **政府統計の総合窓口(e-Stat)の活用術**, **地域の産業・雇用創造チャート**: These are additional functional sections.

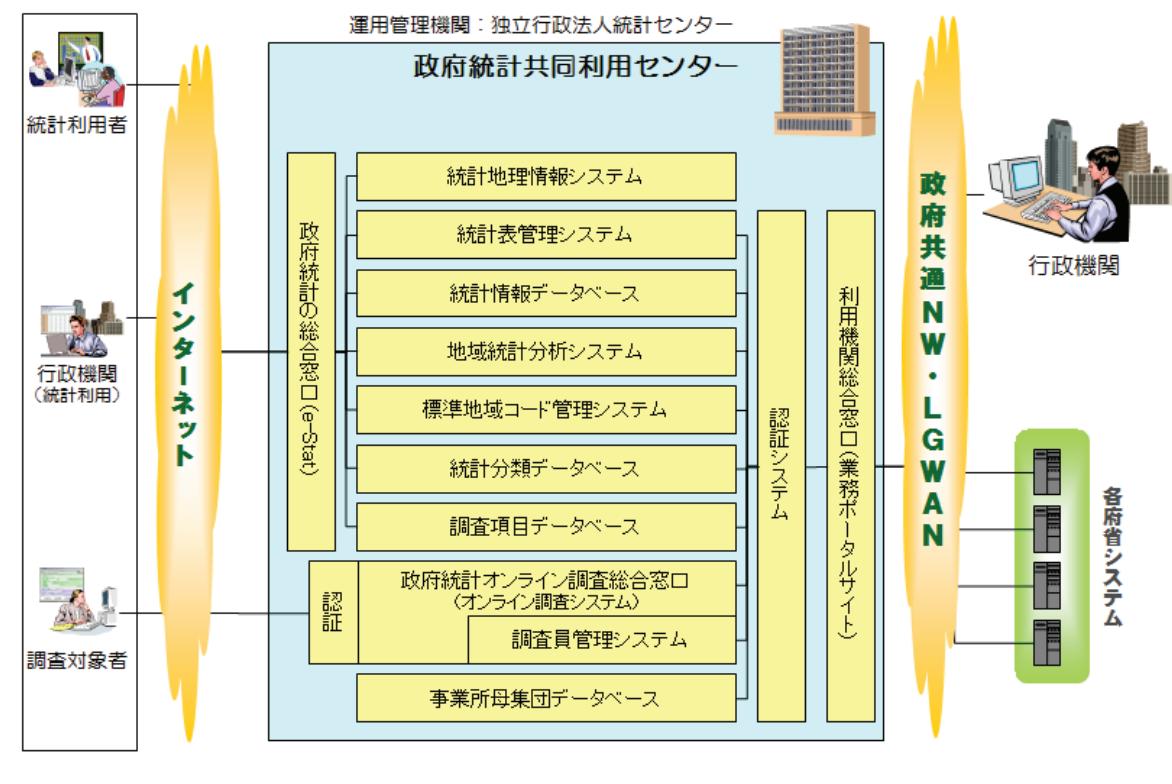
At the bottom left, there are three boxes with examples:

- A red box titled '統計表のダウンロードや、人口ピラミッドをはじめとした様々なグラフを作成できます。' (You can download statistical tables, population pyramids, and various graphs). It shows a screenshot of a table and a population pyramid.
- An orange box titled '地域で見る統計(統計GIS)を使うと、地域のすがたがよくわかります。' (When you use statistics seen on maps (GIS), you will better understand the shapes of regions). It shows a screenshot of a map.
- A green box titled '統計調査の調査票や調査項目などを調べることができます。' (You can search for investigation forms and survey items). It shows a screenshot of a sample survey form.

資料 31 政府統計共同利用システムについて

政府は、国民にとって便利で使いやすい統計データの提供や各府省等の統計情報システムの集約を図るため、平成 20 年 4 月から、総務省を中心に全府省が参画して新たな「政府統計共同利用システム」をスタートさせました。

このシステムは、各府省等の統計データの公表や統計調査の企画立案、オンライン調査の実施などに役立つ様々な機能を備えており、インターネットを通じて各府省等の統計がつながり、国民にとって政府統計がより身近なものとして役立つことが期待されています。政府統計共同利用システムの主な機能としては、(1) 国民や企業など統計の利用者が、インターネット経由で統計の公表予定期や公表結果を調べたり、地図や図表で統計を見たりすることができる「政府統計の総合窓口（e-Stat）」、(2) 各府省等のオンライン調査を行う「政府統計オンライン調査総合窓口」があります。このほかにも各府省等が事業所や企業を調査する場合に、調査対象者を抽出する際などに利用する「事業所母集団データベース」などがあります。



資料32 統計法遵守に係る各府省等所管の統計調査等 －一斉点検の結果について

経緯

平成28年12月に発覚した経済産業省所管の繊維流通統計調査の不適切な処理を契機に、
29年1月に各府省に対し、統計法遵守に係る各府省等所管の統計調査等一斉点検を実施

点検方法等

点検対象： 基幹統計調査及び一般統計調査並びに統計調査以外の方法により作成する基幹統計の全て

点検方法： 各府省に対し、統計法に基づいて承認された調査計画の内容又は通知された内容と実際の内容との間に相違があるか、相違がある場合はその内容について報告を求め、当該報告に疑義がある場合は更に詳細に報告を求めた。

点検期間： 平成29年1月11日～1月20日（点検期間後、報告内容に疑義がある場合は更に詳細に報告を求めた。）

点検結果の概要

- 報告件数は372調査、5統計（統計調査以外の方法による基幹統計十
統計調査（372調査）の内訳
基幹統計調査…51
一般統計調査…233
すでに終了している一般統計調査…88

- 繊維流通統計調査のように公的統計の信頼を損なうな例(はなかつた)。

※繊維流通統計調査における不適切な処理について
・昨年末、経済産業省所管の一般統計調査である繊維流通統計調査について、①過去のデータを長期間そのまま使用する、②これらの数値の一部について6年かけてゼロにする、といった不適切な処理が行われていることが判明した。
・この不適切な処理の結果、毎月公表している統計調査の数値と、実際に企業から回答のあった数値に大きな乖離があることが確認された。（この内容については、昨年12月26日に経済産業省が公表）

- 承認された調査計画の内容と実際の内容との間に相違があり、手続上の問題がある例は上記
372調査のうち138調査

※ 別添1及び2参照。

- 問題のある相違の例 ※（）内(は該当する調査数
・公表の遅延（95調査）
・報告者数(調査対象者数)の変更（13調査）
・報告を求める期間の変更（24調査）
・予定されている集計事項（公表内容）の一部未公表（12調査）

※事例の各件数については、1統計調査で複数の事例に該当している場合があり、問題のある場合と事例の合計件数は必ずしも一致しない。

総務省としての今後の対応

【各府省に対する指導の徹底】

- ▶ 承認された調査計画の内容と実際の内容との間に相違があつたものについて、具体的に各府省に相違の内容を示し、統計法上の手続遵守を徹底するとともに、今後の変更承認申請において、各府省に対し必要な指導を個別に実施

【再発防止策の強化】

- ▶ 主要な統計調査について、改善のPDCAスキームを今年度から実施し、統計精度の観点から調査内容をチェック
- ▶ 政策統括官（統計基準担当）が行う、統計調査の承認プロセスにおいて、事後のチェックに重点を置いた仕組みを構築

府省別の結果の概要

別添1

府省名	点検対象 統計数	問題の あつた統 計調査	報告者数 の変更		調査票様 式の変更		調査期間 の変更		報告を求 める期間 の変更		調査事項 の変更		集計事項 の変更		調査票の 基準未 公表		一部の公 表課題に よる未公 表		統計基準 の変更漏 れ		事例 の件数	報告する報 告書本体に よる未公 表	期日の変 更	報告者を求 める方法 の変更	統計基準 の変更漏 れ	報告者の 範囲の運 延			
			修正	新規	修正	新規	修正	新規	修正	新規	修正	新規	修正	新規	修正	新規	修正	新規	修正	新規	修正	新規							
人事院	4	2									1	1																	
内閣府	一般統計調査	4	2								1	1																	
内閣府・財務省	基幹統計(加工統計)	1	27	9	2						1	1																	
内閣府・財務省	一般統計調査	26	9	2							1	1																	
総務省	一般統計調査	1	1																										
総務省	基幹統計調査	40	3	1																									
総務省・経済産業省	一般統計調査	13	1	1																									
総務省等(産業連関構造調査)	一般統計調査	1	1	1																									
総務省等10府省	基幹統計(加工統計)	1	1	1																									
法務省	一般統計調査	1	1	1																									
財務省	基幹統計調査	8	1																										
文部科学省	一般統計調査	21	7	3							2																		
文部科学省・厚生労働省	基幹統計調査	4	1								2																		
厚生労働省	一般統計調査	91	39	2	2						13	2	7	1															
農林水産省	基幹統計調査	7	4								1																		
農林水産省	基幹統計(加工統計)	2																											
農林水産省	一般統計調査	82	35	2	2						13	1	7	1															
農林水産省	基幹統計調査	48	24	2	2						4																		
農林水産省	一般統計調査	7	4	1																									
農林水産省・経済産業省	一般統計調査	41	20	1	2						4																		
経済産業省	基幹統計調査	1	1																										
経済産業省	一般統計調査	49	10	3							2																		
国土交通省	基幹統計調査	9	1								1																		
環境省	基幹統計(加工統計)	1																											
防衛省	一般統計調査	39	9	3							1																		
防衛省	一般統計調査	1	1																										
防衛省	一般統計調査	377	138	13	10	2	1	24	6	12	2	3	2	4	0	1	95	8	38	25	10	14							

*事例の各件数については、1統計調査で複数の事例に該当している場合があり、問題のあつた統計調査の数と事例の合計件数は必ずしも一致しない。

相違点と対応方針の例

※ 所管統計の改善に向けた各府省の自主的な取組に資する観点から例として挙げたもの

別添 2

調査名 (所管府省名等)	調査計画の内容と実際の内容との間の相違点	今後の対応方針
<報告者数の変更の例>		
船員労働統計調査 (国土交通省・基幹統計調査・周期：年次)	調査のうち、一般船舶を対象にする第一号調査について、調査計画上は、約1,200隻の船舶を対象にすることとしていたが、実際の調査では平成26年度調査時点で約540隻となっている。	<ul style="list-style-type: none"> 変更申請手続きを経ずに変更している調査対象数等に加えて、調査計画の抜本的な見直しが必要な状況であり、現在、統計委員会に諮問されている「公的統計に関する基本的な計画」の改定に係る検討課題の1つとして、今後、対応策を審議する予定。
<報告者数の変更及び報告を求める方法の変更の例>		
全国道路・街路交通安全情勢調査 (国土交通省・一般統計調査・周期：5年)	<p>【報告者の相違】 従前の調査計画では、調査対象数を自動車約179万台の保有者に回答を求める計画とされたが、前回調査では、約367万台の保有者に調査票が配布された。</p> <p>【報告を求める方法の変更】 従前の調査計画上は、調査員調査及び郵送調査によりを行うこととされていたが、前回調査（平成27年調査・5年周期の調査）では、調査員調査を取りやめ、郵送調査及びWeb調査により実施された。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 次回調査（平成32年実施予定）までに、調査方法等の変更結果を検証し、調査計画の抜本的な再検討を行った上で、変更申請を実施する旨指導。
<調査票の保管方法の相違の例>		
児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査 (文部科学省・一般統計調査・周期：年次)	<p>調査計画上、調査票の内容を記録した電磁的記録媒体については、平成28年調査の変更承認時から「永年」保存することとされたが、調査は経由機関である市町村教育委員会等（以下「市町村教委等」という。）に電磁的記録媒体の保存を委ね（注）、その保存状況等について未把握。</p> <p>※ 市町村教委等から文部科学省へは、管内の学校から提出された調査票の集計結果のみを報告。文部科学省から市町村教委等に対し、電磁的記録媒体の保存に係る特段の指示等は行っておらず、市町村教委等がそれの文書管理規定に基づいて保存。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市町村教委等において、現存する全ての電磁的記録媒体の保全措置を直ちに講ずるよう指導した結果、文部科学省において措置 全ての市町村教委等に対する電磁的記録媒体の保存状況等に係る実態把握を直ちに行うとともに、今後は市町村教委等が保存する電磁的記録媒体を文部科学省において適切かつ適正に保存するよう改善を指導した結果、文部科学省において実態把握中
<公表の遅延の例>		
サービス産業動向調査 (総務省・一般統計調査・周期：月次及び年次)	年次結果のうち、平成26年確報及び27年確報の公表が遅延。本来、平成26年確報は27年秋頃に、27年確報は28年秋頃にそれぞれ公表予定。	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県別年間売上高について、時系列比較に資するような補正方法を検討し適用した結果を、平成29年5月頃公表予定。
障害福祉サービス等経営実態調査 (厚生労働省・一般統計調査・周期：3年)	<p>※ 平成26年確報及び27年確報は共に時系列結果としての精度を確保する観点から、都道府県別、事業活動別の結果調査に時間が必要したほか、27年確報については標本交替の影響もあり、審査に時間を要したため、公表が遅延。</p> <p>前回（平成26年）及び前々回（平成23年）調査における調査事項の一部について未集計・未公表。本来、前回（平成26年）調査は平成26年8月に公表、前々回（平成23年）は平成23年8月公表を予定。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 未集計・未公表部分について速やかに集計・公表するよう改善を指導した結果、 ① 前回（平成26年）調査分については、29年調査結果併せて民間事業者に委託して集計を行い、29年度中に公表予定 ② 前々回（平成23年）調査分については、所要の予算を確保の上、平成30年度を目指して集計・公表予定 調査結果の公表時期が、調査計画上の公表時期から約2か月遅延している状況。

資料33 統計改革推進会議等の開催実績

○統計改革推進会議

回数	開催日	議題
第1回	2月3日	(1) 統計改革の推進体制について (2) 統計改革の現状と課題について (3) 意見交換
第2回	4月14日	(1) 統計改革推進会議中間報告（案）について (2) 意見交換
第3回	5月19日	(1) 統計改革推進会議最終取りまとめ（案）について (2) 意見交換

○幹事会

回数	開催日	議題
第1回	2月8日	(1) 統計改革の推進体制について (2) 統計改革の現状と課題について (3) 質疑応答
第2回	4月14日	(1) 統計改革推進会議中間報告（案）について (2) 意見交換
第3回	5月19日	(1) 統計改革推進会議最終取りまとめ（案）について (2) 意見交換

○コア幹事会

回数	開催日	議題
第1回	2月8日	生産面を中心に見直したGDP統計への整備等 (1) 専門家ヒアリング (2) 総務省ヒアリング (3) 意見交換
第2回	2月21日	(1) 生産面を中心に見直したGDP統計への整備 (2) 統計システムの再構築、統計行政部門の構造的課題への対応
第3回	3月7日	(1) EBPM推進体制の構築にむけて (2) 統計システムの再構築、統計行政部門の構造的課題への対応
第4回	3月16日	(1) 生産面を中心に見直したGDP統計への整備 (2) 統計システムの再構築、統計行政部門の構造的課題への対応
第5回	3月31日	(1) 中間報告の案文審議
第6回	4月7日	(1) 中間報告案の案文審議
第7回	4月21日	(1) 最終取りまとめに向けてさらに議論を深めるべき論点 ① 内閣府、総務省説明 ② 意見交換 (2) 最終取りまとめの編集イメージ

回数	開催日	議題
第8回	5月8日	(1) 最終取りまとめに向けてさらに議論を深めるべき論点 ① 総務省、内閣府説明 ② 意見交換 (2) 最終取りまとめ案文審議
第9回	5月12日	(1) 最終取りまとめに向けてさらに議論を深めるべき論点 ① 総務省説明 ② 意見交換 (2) 最終取りまとめ案文審議
第10回	5月17日	(1) 最終取りまとめ案文審議 (2) 推進会議資料確認 ① 事務局説明 ② 意見交換